「健やか親子21 (第2次)」最終評価を見据えた 指標の評価に関する研究

研究分担者 上原 里程 (国立保健医療科学院政策技術評価研究部)

市川 香織 (東京情報大学看護学部看護学科)

松浦 賢長 (福岡県立大学看護学部)

尾島 俊之 (浜松医科大学健康社会医学講座)

研究協力者 杉浦 至郎 (あいち小児保健医療総合センター)

佐々木 渓円 (実践女子大学生活科学部)

研究要旨

研究班として「健やか親子 2 1 (第 2 次)」の総括を試みることを目的として、中間評価時に作成した分析シート(案)を基に、主として 2020 年度時点の各種データを用いて分析シートを作成した。加えて、研究班で検討した各指標の評価を「暫定評価の状況」として暫定的に総括することを試みた。本研究における分析シートは、中間評価のための分析シート(案)と同様に作成した。暫定的に研究班で検討した各指標の評価に関する「暫定的な評価の状況」については、「1① 改善した(目標を達成した)」が 6 (12%)、「1② 改善した(目標を達成していないが改善した)」が 19 (37%)、「1② 中間評価時から改善した(目標を達成していないが改善した)」が 5 (10%)、「2 変わらない」が 2 (4%)、「3 悪くなっている」が 3 (6%)、「4 評価できない」が 17 (33%)だった。目標値を設定した指標のうち 59%が暫定的に改善したと判断したが、一方、評価できない、あるいは悪くなっているとした指標の評価からは、指標に関連する調査の実施状況や、新型コロナウイルス感染症流行の影響等を考慮する必要性が示唆された。

A. 研究目的

「健やか親子21」は21世紀の日本の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となってその達成に向けて取り組む国民運動計画である。「健やか親子21(第2次)」は2015年度に開始され、2019年に中間評価が行われた。当初2024年度まで実施される予定であったが、「健やか親子21」は成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針成育医療

等基本方針(以下、成育医療等基本方針とする)において、成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置づけられ、成育医療等基本方針に基づく医療、保健、教育、福祉などのより幅広い取組を推進するものとされたことから、今年度に研究班において、これまでの取組について評価を試みることとした。2019年の中間評価時には、前年の2018年度に「子ども・子育て支援推進調査研究事業」として中間評価のための分析シート(案)の作成が行われた」。「健

やか親子21 (第2次)」の中間評価等に関する検討会において、作成された分析シート(案)を参考に評価が実施され、『「健やか親子21 (第2次)」の中間評価等に関する検討会報告書中間評価報告書』が公表された。本研究では、あくまで研究班として「健やか親子21 (第2次)」の総括を試みることを目的として、中間評価時に作成した分析シート(案)を基に、主として2020年度時点の各種データを用いて分析シートを作成した。加えて、暫定的に研究班で検討した各指標の評価を「暫定評価の状況」として総括することを試みた。

B. 研究方法

本研究における分析シートは、前述の中間評価のための分析シート(案)と同様に作成した¹⁾。すなわち、全80指標について、【結果】には、直近値が目標に対してどのような動きになっているか、ベースライン値と直近値を比べて記載した。なお、ベースライン時の調査方法と中間評価および直近の調査方法が異なる場合は中間評価の値と直近値を比べて記載した。

【分析】には、施策や各種取組みとの関連をみて、データ変化の根拠を分析して記載した。【評価】には、目標に対する直近値をどのように読むかについて、次のような基本的な考え方に基づき記載した。

- 1. 改善した
- ①目標を達成した
- ②目標を達成していないが改善した (一部の指標では、中間評価時からの改善も 含めた)
- 2. 変わらない
- 3. 悪くなっている
- 4. 評価できない

なお、【評価(暫定)】には基本的な考え方に 基づく区分を記載した。ただし、「参考とする

指標」28 指標については評価の対象外である ため、評価欄は空欄とした。【調査・分析上の 課題】には、調査・分析する上での課題がある 場合に記載した。【残された課題】には、今後 の取組へつながるように、現段階で考えられる 課題を記載した。

(倫理面への配慮)

本研究は個人情報を含まない公表されたデータを用いているため、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に該当しない。

C. 研究結果

80 指標に関する研究班としての分析シートは別添の資料1~5のとおりである。

また、暫定的に研究班で検討した各指標の評価に関する「暫定的な評価の状況」については、「1① 改善した(目標を達成した)」が6(12%)、「1② 改善した(目標を達成していないが改善した)」が19(37%)、「1② 中間評価時から改善した(目標を達成していないが改善した)」が5(10%)、「2変わらない」が2(4%)、「3悪くなっている」が3(6%)、「4評価できない」が17(33%)だった(表)。

D. 考察

本研究では、分析シートを作成し研究班として暫定的に評価の状況を示した。中間評価のように検討会が立ち上げられて最終評価として検討されたものではないことに注意が必要である。

暫定的に研究班で検討した各指標の評価に 関する「暫定的な評価の状況」結果において、 「4 評価できない」が17 (33%)だった。理 由としては以下が挙げられた。

・乳幼児健康診査の受診率について 3~5 か月

児は未受診率が増加したが、1歳6か月児および3歳児は目標に達していないが改善している状況にあるため、指標としては「4.評価できない」と判断したもの(基盤課題 A-8:重点課題②-3再掲)。

- ・中間評価時との比較において市区町村と都 道府県では異なる傾向を示していることから 「4. 評価できない」と判断したもの(基盤課題 A-15、C-6、C-8、重点課題①-5)。
- ・十代の自殺死亡率について、 $10\sim14$ 歳は中間調査時から低下していたものの 2020 年に再び増加、 $15\sim19$ 歳は中間評価時から増加傾向が続いており、評価できないとしたもの(基盤課題 B-1)。
- ・中間評価以降 2020 年までに調査が行われていない、あるいは比較可能な結果が得られていないため、評価できないとしたもの(基盤課題 B-6、B-7、B-8、C-4、重点課題①-4、重点課題②-4、②-7、②-8、②-12)。
- ・児童虐待による死亡数について、Child Death Review (CDR)で把握される症例数を考慮した集計が必要であり、現状では「4.評価できない」と判断したもの(重点課題②-1)。

また「「3 悪くなっている」とした3指標のうち、「児童・生徒における痩身および肥満傾向児の割合(基盤課題B-4、B-5)」については、新型コロナウイルス感染症流行に伴う生活様式の変化や学校、友人等の環境の変化などが影響していないかどうか注視していく必要がある。同様に、「特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対して、グループ活動等による支援(市町村への支援も含む)をする体制がある県型保健所の割合(重点課題②-9)」についても、2020年度は県型保健所が新型コロナウイルス感染症の対策に時間や人員を要したり、感染予防の観点から研修会自体が中止されたことを考慮する必要がある。

以上のように、指標の評価においては、指標 に関連する調査の実施状況や、新型コロナウイ ルス感染症流行の影響等を考慮して判断する 必要があろう。

E. 結論

研究班で検討した各指標の評価を「暫定評価の状況」として暫定的に総括することを試みたところ、「1① 改善した(目標を達成した)」、「1② 改善した(目標を達成していないが改善した)」、「1② 中間評価時から改善した(目標を達成していないが改善した)」を合わせて59%が改善していた。一方、評価できない、あるいは悪くなっているとした指標の評価からは、指標に関連する調査の実施状況や、新型コロナウイルス感染症流行の影響等を考慮する必要性が示唆された。

【参考文献】

1)「健やか親子21 (第2次)」における目標に対する中間評価に向けた分析シート(案). 平成30年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「健やか親子21 (第2次)」中間評価を見据えた調査研究事業報告書.国立大学法人山梨大学.2019:7-131.

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

- 上原里程.成育医療等基本方針の指標(保健).シンポジウム3 成育基本法における小児保健の推進戦略.第69回日本小児保健協会学術集会,三重 2022.6.25. 小児保健研究(講演集) 2022;81:86.
- 2) 上原里程.「健やか親子21 (第2次)」か

ら成育医療等基本方針へ: 成果と課題. メインシンポジウム 2 国民健康づくり運動の成果と課題、次期計画のあり方. 第81回日本公衆衛生学会総会,山梨2022.10.8. 日本公衆衛生雑誌(特別附録)2022;69(10):67.

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

表 指標の暫定的な評価状況						
	全体	基盤A	基盤B	基盤C	重点①	重点②
	(52指標)	(16指標)	(11指標)	(8指標)	(5指標)	(12指標)
1① 改善した(目標を達成した)	6 (12%)	2 (13%)	2 (18%)	1 (13%)	0 (0%)	1 (8%)
1② 改善した(目標を達成していないが改善した)	19 (37%)	10 (63%)	2 (18%)	2 (25%)	2 (40%)	3 (25%)
1② 中間評価時から改善し						
た(目標を達成していないが改善した)	5 (10%)	2 (13%)	1 (9%)	1 (13%)	0 (0%)	1 (8%)
2 変わらない	2 (4%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (13%)	1 (20%)	0 (0%)
3 悪くなっている	3 (6%)	0 (0%)	2 (18%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (8%)
4 評価できない	17 (33%)	2 (13%)	4 (36%)	3 (38%)	2 (40%)	6 (50%)
		注:割合の合	計が四捨五ノ	、の関係で100)%にならなし	いことがある

基盤課題A:切れ目ない妊	産婦·乳幼児	への保健対策			
【保健医療水準の指標】 指標1: 妊産婦死亡率					
14保1・女産婦先に年 ベースライン値		十間三に はのは	±15.l±	最終評価	-= (T / # C 🖒)
		中間評価時の値	直近値	目標値	評価(暫定)
4.0(出産10万対 (平成24年)	.)	3.4(出産10万対) (平成29年)	2.7(出産10万対) (令和2年度)		
(1790=117		調査	(2.8	1. 改善した(①目標を 達成した)
人口動態統計		人口動態統計	人口動態統計		達成した)
			データ分析	<u>. </u>	•
平成24年のベースライン値4.0から平成29年は3.4、令和2年は2.7と減少し、目標通り改善した。ただし、これまでも2.7/ 下しながら推移(平成25年3.4、平成26年2.7、平成27年3.8、平成28年3.4、平成29年3.4)していた点は注意が必要である					
「周産期医療体制整備指針」(平成 22 年)に基づき、各都道府県において、総合周産期母子医療センターをはじめとする周産体制の整備が進み、さらに平成25年度からの第6次医療計画にはその内容が反映されるなど、周産期医療体制は医療計画となって整備が進められている。また、産婦人科医会の妊産婦死亡報告事業による死亡事例の分析や、日本産科婦人科学会及産婦人科医会による「産婦人科診療ガイドライン」の普及と34年どの改訂作業、関係7団体による日本母体教命システム普及がの設立や研修の実施なども、周産期医療水準を向上させ、妊産婦死亡率の減少に寄与していると考えられる。日本産婦人科医安全委員会は、平成3年から24年の約20年間の妊産婦死亡の変化で、特に高年妊娠の死亡の減少が妊産婦死亡の著減に責じており、その背景に周産期医療システム、輸血用血液供給体制、安全な医療、ハイリスク妊婦の高次施設への平時の紹介がしている。 ・ ・ ・ ・				本制は医療計画と一体と 主科婦人科学会及び日本 な命システム普及協議会 ら。日本産婦人科医会医療 界死亡の著滅に貢献したと への平時の紹介があると	
評価		1. 改善した(①目標を達成した)			
調査・分析上の誤	建	にすることで妊産婦の死亡への対応 ICD10(2013年版)においては「産じょ	では、減少に向けた対策を取ることが。 を考えていく必要がある。2017年より くに関連する精神及び行動の障害」で ることになったため、これまで把握され	、ICD10(2003年版)からICD10(201 の項目が追加された。これにより、M	3年版)に変更され、 産後うつなどで自殺した場
残された課題		成27~28年の2年間に妊娠中から産らかにされ ²¹ 、狭義の妊産婦死亡できないものの、妊産婦への支援の必要によれば、精神疾患を合併する妊産併した妊産婦への対応強化が必要で	定程度おり、身体的な合併症に対す後1年未満の女性の死亡のうち、自教ある「妊娠中又は妊娠終了後満42日ま性が示されたデータとして注目される場は消化器疾患や呼吸器疾患を合作のあことから、日本産婦人科医会であることから、日本産婦への対応の対応の	役が102人となり、死因として最多だ 未満の女性の死亡」とは期間が異な 5。日本産科婦人科学会の周産期3 井する妊産婦と同程度いることが示 は妊産婦のメンタルヘルスケアマニ	ったとする調査報告が明 るため単純に比較はでき 長員会の報告(2013年6月) されている。精神疾患を合 ュアルを作成、研修を実
			科学総合研究事業(臨床研究等ICT)リンケージの研究(H28-ICT-一般-C		()
	①調査名	人口動態統計			
ベースライン値 <i>の</i> データ算出方法	②設問	上巻 死亡 第5.37表 妊産婦死亡の	出生数・率(人口千対)・出生性比及で D死因別にみた年次別死亡数及び率 死産数・率(出産千対)及び死産性比	(出産10万対)	
) 一	③算出方法	妊産婦死亡率=妊産婦死亡数/出度 =[妊産婦死亡数/(出産数+死産数			
	④備考	妊産婦死亡:妊娠中又は妊娠終了後			
	①調査名	同上			
直近値のデータ算出方法	②設問	同上			
<u> </u>	③算出方法	同上			
	④備考	_			

(保証性を大の指導) 横田	基盤課題A:切れ目のない	妊産婦・乳线	カ児への保健対策			
個性全体型型 9.9% 情報と対象を表し、		生体重児の語	朝合:			
個出生な業更 3.6% 機能出生体重更 3.4% (個出生体重更 9.7% (令和2年度) 7.5% (中級24年度) 7.5% (中级24年度) 7.5% (中级24				直近値		評価(暫定)
展文 (1) (日本の 1) (日本の	極低出生体重児 0.8%		極低出生体重児 0.7%	極低出生体重児 0.7%		1. 改善した(①目標を
### スースライン植から令和2年度までに、低出生体重型は0.4ポイント、極低出生体重型は0.1ポイントの減少が認められた。			調査		减少	達成した)
### (ペースライン進から令和2年度までに、低出生体重児は0.4ポイント、機低出生体重児は0.1ポイントの減かが認められた。	平成24年度人口動態	態統計	平成29年度人口動態統計	人口動態統計		
ペースラインより低出生体室門は0.4ポイント、極低出生体室門は0.1ポイントとわずかではあるが減少しており、目標を達成している。他出生体室門は増加傾のであったが、平成19年の9.0%をとして、早度の割金が平度22年57から今和年を25年58から今和年を25年28から至年26年25年26年26年26年27年27年26年26年26年26年27年26年26年26年26年27年26年26年26年26年26年26年26年26年26年26年26年26年26年				データ分析		
低出生体単児は増加傾向であったが、平成19年の96596と一分に若干の減少に転じている傾向にある。その要因として、早度の当 合が平和22年59からから今和25年596と若干減少にも前を贈している可能性がある。しか、低出生体単児の場合というに減少 傾向であるとはいえ、主な先遠園に比較した成力と同様が表していることに変わけばない(フランス7,096、スイリス896、スイ (何のであるとはいえ、主な先遠園に比較した然として高い間合で推動していることに変わけばない(フランス7,096、スイリス896、スイ (初く48、スクェーデン4.496)にOD Emply database 2017))。 低出生体単足の要因として挙げられる機能の影響についる自分の機能でいる名前の機能ではないである。 も有えられるが、30歳代を含かでで最少には、60~万で、機能の場合は平成22年189からから利売年2019のに増加している。不知治療の開連 おもあるから、30歳代を含かでで最少には、60~万で、機能の場合は平成22年189からから利売年2019のに増加している。不知治療の開連 をおとが交易因子となっているため、それらの際別にみたば出生体里で別の機能でいっても注視している要が必要にある。 またが変易力となっているため、それらの際別にみたば出生体里で別の機能でいっても注視している要が必要である。 またが変易力となっているため、それらの際別にみたば出生体里で別の機能でいっても注視している要が必要である。 またり性の関連事の改善やパートデーを含めた実験単ののとかに出生なるである。 またり性の関連事の改善やパートデーを含めた実験単の改善に向けた一局の思急が必要である。 またり性の関連事の改善やパートデーを含めた実験制に対けるエルバー、規定のの要生活指針のでなられては自分が上で表がある。 でしいての問題を発が必要である。 1)国立事実開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国のは後、栄養研究所(2020) 令和元年度子ども・子育で支援権連制者研究事業 変更された。他出生体単児の会主法指針のよりの要生に関する前を研究(2020) 令和元年度子ども・子育で支援権連制者研究事業 定定解のための食生活指針の定案を作成されるが生産機のための食生活指針へ妊娠前から、健康なからだづくりを一解説要領。 1)国立場所開発は人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健後、栄養研究所(2020) 令和元年度子ども・子育で支援権連制者研究事業 定定解のための食生活指針のよりの食生に関するいきないと思考が、1500g未満の低出生体単児出生数 2,500g未満の低出生体単児11生数 11500g未満の低出生体単児出生数 5,430713 女は10年を単児に含めの食業活剤があるの食生活指針のよりの食生活指針のよりの食生活指針のよりの食生活指針のよりの食生活指針のなりなどれた。 金出生数中の他出生体単児出生数 5,1316 女に10年の食性生体単児は全数 1100(出生特単型) 金出生数中の他出生体単児出生数 5,1316 女に112 総数 5,200g未満)出生数 出生数 100(出生特体里 200g未満)男、3516 女に112 総数 5,200g未満)出生数 100年の 4,0796 (個出生体単児) 生体性 2,500g未満 男、3,316 女に112 総数 5,200g・東海)に10年の 4,0796 (個出生体単児) 生体性 2,500g未満 男、3,316 女に112 総数 5,200g・東海)に10年の 4,0796 (個出生体単児) 生体性 2,500g未満 男、3,316 女に112 総数 5,100年の 2,9296	結果		ベースライン値から令和2年度までに	こ、低出生体重児は0.4ポイント、極低と	出生体重児は0.1ポイントの減少が認	められた。
関連・分析上の課題 既存のデータで経年的な比較は可能であるが、対策のためにはより詳細な要因の分析が必要である。単度か構度が、また母親の年齢などが交換因子となっているため、それらの関別にみた低出生体重児割合の推移についても注理している受済ある。周度期度物の進歩により、死産しなり、死産も含めた低出生体重児の割合の推移についての検討も必要である。 若年女性の契煙率の改善やパートナーを含めた製煙率の改善に対した、死産も含めた低出生体専児の割合の推移などについての検討も必要である。 若年女性の契煙率の改善やパートナーを含めた製煙率の改善に対した、尿度をSGA(在胎不当過小)のリスクは体重増加過少で上昇することが報告されており、妊娠前から妊娠期におけるエネルナーよび栄養素摂取量の不足による胎児の発育への影響や成人後少生活習情病の発度リスクを誇まえ、今和知年3月に1世産婦のための食主活指針が改変された。現毎中の本理が自身も変更された。現代出生体事児の割合の減少に向けては、妊娠前からの健康なからだづくり、妊娠中に過度なダイエットをすることの影響についての周知等発が必要である。 1) 国立研究開発法人医薬製造・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所(2020)令和元年度子ども・子育で支援推進調査研究事業妊娠婦のための食生活物針の改定条件成および容針に関する調査研究報告書、59-60。 計ttps://www.mibiotn.goji.p/icein/minarapu/domiload files/houckusvyの可信 2) 原生労働省(2021) 妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針へ妊娠前から、健康なからだづくりを一解説要領・https://www.mibiotn.goji.p/icein/minarapu/domiload files/houckusvyの可信 2) 原生労働省(2021) 妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針へ妊娠前から、健康なからだづくりを一解説要領・https://www.mibiotn.goji.p/icein/minarapu/domiload files/houckusvyの可信 2) 原生労働省(2021) 妊娠前からは生体重児出生教 全出生教中の極低出生体重児出生教の割合=低出生体重児は生体重児出生教 2 生生教 1.500g未満の極い生体重児(2.500g未満)出生教/出生教 × 100(出生時体重「不詳」は、分母には含めている) ①調査名	低出生体重児は増加傾向であったが、平成19年の9.65%をピークに若干の減少に転じている傾向にある。その要因として、合が平成22年5.7%から令和2年5.5%と若干減少した点も影響している可能性がある。しかし、低出生体重児の割合がわず、傾向であるとはいえ、主な先進国に比較し依然として高い割合で推移していることに変わりはない(フランス7.6%、イギリス6 ス6.4%、スウェーデン4.4%(OECD Family database、2017))。 低出生体重児の要因として挙げられる喫煙の影響について、妊娠中の妊婦の喫煙率は平成25年度の3.8%から平成29年令和2年度には2.0%まで減少している。一方で、複産の割合は平成22年1.89%から令和元年2.01%に増加している。不妊治			り要因として、早産の割り割合がわずかに減少%、イギリス6.9%、スイから平成29年度に2.7%、		
調査・分析上の課題	評価		1. 改善した(①目標を達成した)			
また、妊娠前株格が「やせ」「ふつう」「過体室」「配満」のいずれたおいても、早産やSGA (在胎不過小)のリスクは体軍増加過少で上昇することが報告されたが」、性振的の妊娠別におけるエネルギーみよび栄養疾取聖の不足による胎児の勢命への影響や成人後の生活習慣病の発症リスクを踏まえ、令和9年3月に「妊産婦のための食生活指針が改定され、妊娠中の体重増加指導の目安も変更された。低出生体重児の割合の減少に向けては、妊娠期からの健康なからだづくり、妊娠中に適度なダイエットをすることの影響についての間知啓発が必要である。 1)国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 (2020)、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業妊産婦のための食生活指針の改定案件成および啓発に関する調査研究報告書・59-60. https://www.mbiohong.jp/elen/n/inaspu/ download files/ houkousy.odf 2)厚生労働省 (2021) 妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針~妊娠前から、健康なからだづくりを一解説要領・https://www.mbiohong.jp/elen/n/inaspu/ download files/ houkousy.odf 2)厚生労働省 (2021) 妊娠所からはじめる妊産婦のための食生活指針~妊娠前から、健康なからだづくりを一解説要領・https://www.mbiohong.ojp/content/000776926.pdf 3. 本 人口動態統計 2. と助態・2. といましている。	調査・分析上の影	果題	齢などが交絡因子となっているため、 の進歩により、死産にならずに、低体	、それらの層別にみた低出生体重児語	引合の推移についても注視していく必	い要がある。周産期医療
ペースライン値の データ算出方法	残された課題		また、妊娠前体格が「やせ」「ふつう 上昇することが報告されており」)、妊 人後の生活習慣病の発症リスクを踏 変更された ²⁾ 。低出生体重児の割合 響についての周知啓発が必要である 1)国立研究開発法人医薬基盤・健居 妊産婦のための食生活指針の改定: https://www.nibiohn.go.jp/eiken/nins 2)厚生労働省(2021).妊娠前からは	5」「過体重」「肥満」のいずれにおいて 娠前から妊娠期におけるエネルギーは 注まえ、令和3年3月に「妊産婦のための の減少に向けては、妊娠前からの健し ち。 東・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 案作成および啓発に関する調査研究。 sanpu/download files/houkokusyo.pdf じめる妊産婦のための食生活指針~	も、早産やSGA(在胎不当過小) のり、 および栄養素摂取量の不足による胎 の食生活指針」が改定され、妊娠中の 東なからだづくり、妊娠中に過度なダ f(2020).令和元年度子ども・子育て3 報告書.59-60.	児の発育への影響や成)体重増加指導の目安も イエットをすることの影 を援推進調査研究事業
ペースライン値の データ算出方法 ②算出方法 全出生数中の極低出生体重児の割合=極低出生体重児(1,500g未満)出生数/出生数×100 全出生数中の低出生体重児出生数の割合=低出生体重児(2,500g未満)出生数/出生数×100(出生時体重「不詳」は、分母には含めている) ④備考 ①調査名 同上 ②設問 同上 令和2年度出生総数 男:430,713 女:410,122 総数:840,835 [極低出生体重児] 出生時体重 1,500g未満 男:3,116 女:3112 総数:6,228 全出生数中の極低出生児出生数=6,228/840,835×100≒0.74 0.7% 【低出生体重児】 出生体重 2,500g未満 男:35,243 女:42,296 総数:77,539 全出生数中の低出生体重児出生数=77,539/840,835×100≒9.22 9.2%		①調査名	人口動態統計			
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	: 7-0 to	②設問	1,500g未満の極小低出生体重児出生数、2,500g未満の低出生体重児出生数			
①調査名 同上 ②設問 同上 令和2年度出生総数 男:430,713 女:410,122 総数:840,835 【極低出生体重児】 出生時体重 1,500g未満 男:3,116 女:3112 総数:6,228 全出生数中の極低出生児出生数=6,228/840,835×100≒0.74 0.7% 【低出生体重児】 出生体重 2,500g未満 男:35,243 女:42,296 総数:77,539 全出生数中の低出生外重児出生数=77,539/840,835×100≒9,22 9.2%		③算出方法	全出生数中の低出生体重児出生数			不詳」は、分母には含め
②設問 同上 令和2年度出生総数 男:430,713 女:410,122 総数:840,835 【極低出生体重児】 出生時体重 1,500g未満 男:3,116 女:3112 総数:6,228 全出生数中の極低出生児出生数=6,228/840,835×100≒0.74 0.7% 【低出生体重児】 出生体重 2,500g未満 男:35,243 女:42,296 総数:77,539 全出生数中の低出生味重児出生数=77,539/840,835×100≒9,22 9.2%		④備考	_			
直近値のデータ算出方法 合和2年度出生総数 男: 430,713 女: 410,122 総数: 840,835 (極低出生体重児) 出生時体重 1,500g未満 男: 3,116 女: 3112 総数: 6,228 全出生数中の極低出生児出生数=6,228/840,835×100≒0.74 0.7% 【低出生体重児】 出生体重 2,500g未満 男: 35,243 女: 42,296 総数: 77,539 全出生数中の低出生体重児出生数=77,539/840,835×100≒9.22 9.2%		①調査名	同上			
直近値のデータ算出方法 (極低出生体重児) 出生時体重 1,500g未満 男:3,116 女:3112 総数:6,228 全出生数中の極低出生児出生数=6,228/840,835×100≒0.74 0.7% 【低出生体重児】 出生体重 2,500g未満 男:35,243 女:42,296 総数:77,539 全出生数中の低出生体重児出生数=77,539/840,835×100≒9.22 9.2%		②設問	同上			
④備考 —	直近値のデータ算出方法	③算出方法	【極低出生体重児】 出生時体重 1,500g未満 男:3,116 全出生数中の極低出生児出生数= 【低出生体重児】 出生体重 2,500g未満 男:35,243 :	女:3112 総数:6,228 6,228/840,835×100≒0.74 0.7% 女:42,296 総数:77,539		
		④備考	_			

基盤課題A:切れ目ない妊	産婦·乳幼児	への保健対策					
【保健医療水準の指標】							
指標3:妊娠・出産に満足し	ている者の割	剛合 I					
ベースライン値	i	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)		
63.7% (平成25年度) ※無回答を除いた 65.3% (平成25年度)	数值	82.8% (平成29年度) ※ベースラインと調査方法が異なる	82.6% (令和2年度) ※ベースラインと調査方法が異なる	85.0%	1. 改善した(②目標に 達成していないが改善		
(十成25年度)		 調査			した)		
平成25年度厚生労働科学 班)	研究(山縣	母子保健課調査	母子保健課調査				
			データ分析				
結果			異なるため比較して評価することはで の目標である85.0%には届かなかった		82.8%から令和2年度		
妊娠・出産の満足度については、「健やか親子21」最終評価において、全体的な満足・不満足を評価していくだけでは具体的なや支援に結びつきにくいため、より具体的な目標として、「産後退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアにに受けることができたか」についてを評価していくこととなった。出産施設退院後、特に育児不安の高まる産後1か月の間は、新生間や産後ケア事業などを中心に、より支援の重点化が望まれている。平成26年度厚生労働省は妊娠・出産包括支援モデル事業施し、平成27年度からは市町村が取り組む産後ケア事業、産前・産後サポート事業への補助を開始した。また、平成29年度からは診事業を開始し、産後ケア事業と東施する市町村に対しては、産後2週間健診、産後1か月健診への助成も開始し、産後の支持を充実させた。さらに、母子保健法の改正により、子育て世代包括支援センター(法律上の名称は母子健康包括支援センター)の置、産後ケア事業の実施が市町村の努力義務として位置付けられ、妊娠期からの切れ目ない支援のブラットフォームとしてセンク設置、特定妊婦をはじめとした支援の必要な妊産婦の継続的な関わり、産後ケア事業との連携、関係機関との連携など産後早期めた支援体制の構築に向けて、各自治体の取り組みが推進される環境が整えられた。これらの取り組みにより、支援が必要な好に対しては、退院してから産後1か月の助産師・保健師等の支援を実感できてきている可能性はあると考えられる。			からの指導・ケアは十分 か月の間間は、新生児訪 活見援モデル事業を産 、平成29年度からは援体制 括支援センマターの が力として後の がオームとして後 が連携などを が上が必要な好き婦 がし、支援が必要な好き婦 にする。				
評価		1. 改善した(②目標に達成していな)	いが改善した)				
調査・分析上の誤	題	ベースライン調査時と調査方法が異なるため比較して評価することはできない。ベースライン調査の際は15項目の中の1項目として尋ねており、他の項目と比較して相対的に低く評価されていた可能性も考えられる。中間評価と直近値は同じ方法であり、比較可能となった。					
ベースライン値 C データ算出方法			まからの指導・ケアは十分に受けられば り、今後さらに増加を目指すことができ		ということは、支援体制		
	①調査名	平成25年度厚生労働科学研究(山縣	系班)親と子の健康度調査(3·4か月児	!)			
ベースライン値の データ算出方法	②設問	15項目の設問のうち「産後、退か」について、	頁目はあなた(お母さん)にとって満足 限院してからの1か月程度、助産師や代 らとも言えない:△をつけてください(記	R健師等からの指導・ケアは十分に受			
	③算出方法	全回答者数に対する、各項目におけ	る「はい:○」の回答者の割合を算出	。(※分母に無回答を含む。)			
	④備考	_					
	①調査名	母子保健課調査(3・4か月児)					
古に体のご 5年山土は	②設問	産後、退院してからの1か月程度、助 →(はい:〇、いいえ:×、どちらとも言]産師や保健師等からの指導・ケアは 言えない:△)	十分に受けることができましたか。			
直近値のデータ算出方法	③算出方法	全回答者数に対する、「はい:〇」の「 492,432/596,296×100=82.6%	回答者の割合を算出。(※分母に無回]答は含まない。)			
	④備考		問診から。必須問診項目に入れ、母- からデータ収集・集計し、母子保健課		集積している(全数対		

基盤課題A:切れ目のない	妊産婦·乳幼	児への保健対策				
【保健医療水準の指標】						
指標4:むし歯のない3歳児	の割合					
ベースライン値	ĺ	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)	
81.0% (平成24年度)		85.6% (平成29年度)	88.2% (令和2年度)		1. 改善した(②目標に	
		調査		90.0%	達成していないが改善	
平成24年度母子保健 (3歳児歯科健康診査実		地域保健·健康増進事業報告	地域保健・健康増進事業報告		した)	
			データ分析			
結果		平成24年度(ベースライン値)81.0%	から、令和2年度88.2%と増加したが、	目標値までは届かなかった。		
むし歯のない3歳児の割合は、平成15年度68.7%、平成19年度74.1%、平成24年度81.0%、平成27年度83.0%、平成29年度85.6%、令和2年度88.2%と、着実に増加した。むし歯のリスク要因として、食事やおやつの内容、おやつきえ方、仕上げ磨きの有無などを含めたブラッシングの状況等がある。基盤課題Aの指標となっている仕上げ磨きをすると、ベースライン値(平成26年度)の69.6%から令和2年度は74.1%と増加がみられている。また、歯科健診に加えたフが行われたり、市販歯磨剤のほとんどにフッ化物が配合され、学齢期の使用率が2010年で89.1%となっている ¹⁾ ことが使用され。むし歯予防に寄与していると考えられる。また、かかりつけの歯科医師を持っている親の割合が、3歳児の親で50.8%であり、増加傾向にあることも、むし歯の合の増加に影響していると考えらえる。 1)山本龍生・阿部智・大田順子・安藤雄一・相田潤・平田幸夫・新井誠四郎(2012).2010年における学齢期のフッ化物用状況、口腔衛生学会雑誌62.410-417.			さやつを与える時間・与きをする親の割合をみる えたフッ化物歯面塗布 リニとからも、幼児期にも に歯のない3歳児の割			
評価		1. 改善した(②目標に達成していないが改善した)				
調査・分析上の課	題	各地方公共団体における結果については、受診率の影響が出てしまうことが考えられる。				
残された課題		引き続きむし歯になりにくい食事・おやつ、ブラッシング、フッ化物の利用を推進していく必要がある。				
	①調査名	平成24年厚生労働省雇用機会均等 の報告	等·児童家庭局母子保健課調べ(3歳り	見歯科健康診査実施状況)、都道府り	県、政令市・特別区から	
ベースライン値の	②設問	対象者数、受診者数、むし歯のない	者(人数)、むし歯の型別分類(人数)፣	など		
データ算出方法	③算出方法	「むし歯のない3歳児の割合=むし歯	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	Н.		
	④備考	_				
	①調査名	地域保健・健康増進事業報告(平成	- 26年度から実施)			
	②設問	同上				
直近値のデータ算出方法	③算出方法	むし歯のない3歳児の割合=100-t 【令和2年度】	区町村が実施した幼児の歯科健診の いし歯のある3歳児の割合(「受診結果 受診結果・むし歯のある人員103,305/	!・むし歯のある人員」の合計/「受診		
	④備考	_				

基盤課題A:切れ目ない妊	産婦·乳幼児	への保健対策				
【保健医療水準の指標】		:健康行動の指標				
指標5:妊娠中の妊婦の喫	煙率				T	
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)	
3.8% (平成25年度) ※無回答を除いた 3.9%	数値	2.7% (平成29年度)	2.0% (令和2年度)	0%	1. 改善した(②目標に 達成していないが改善	
(平成25年度)		調査		070	した)	
平成25年度厚生労働科学	研空(山脈					
班)	- 卯元 (四 森	母子保健課調査	母子保健課調査			
			データ分析			
結果		 ベースライン値と比較し、令和2年月	度は2.0%と減少したが、目標値である	50%には届かなった。		
成人女性の喫煙率は令和元年7.6%であり、10年間で減少傾向にある(令和元年度国民健康栄養調査)。年代別にみるには7.6%、30~39歳は7.4%、40~49歳は10.3%であり、各年代とも10年前から約5~10ポイント減少している。妊婦の喫煙3年度2.0%まで下がっており、20歳代~40歳代の成人女性全体の喫煙率と比較すると低いため、妊娠を機に喫煙をやめて多いと考えられる。 分析 若年層の喫煙率の低下は、学校での敷地内禁煙が進んだこと、受動喫煙防止のための法規制やたばこ広告の規制なといると考えられる。平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「健やか親子21(第2次)」に関する調査研究(一般オ本家族計画協会)では、妊娠中の喫煙率ゼロを目指して、喫煙している妊婦を対象とした動画及びパンフレットを作成し、イカ・ブリー・10・ブサイトへ掲載するなど積極的な啓発活動も行われている。しかし、妊娠中の妊婦の喫煙率について「健康日本21(は、妊娠中の喫煙をなくすことが目標とされているため、引き続き0%を目指す必要がある。			「婦の喫煙率は、令和2 煙をやめている妊婦も 「の規制などが影響して 研究(一般社団法人日 を作成し、健やか親子2			
評価		1. 改善した(②目標に達成していないが改善した)				
調査・分析上の認	果題	中間評価および直近の設問(母子保健課調査)はベースライン調査とほぼ同じであり、分析において特に問題ない。				
ベースライン値(データ算出方法		地域格差について検討する必要があり、特に喫煙率の高い地域における取組は重要である。				
	①調査名	平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)親と子の健康度調査(3・4か月児用問14、1歳6か月児用問10、3歳児用問10)				
ベースライン値の	②設問	妊娠中のあなた(お母さん)の喫煙は	はどうでしたか。→(1.なし、2.あり(1日	本))		
データ算出方法	③算出方法	妊娠中の喫煙率=妊娠中に喫煙が	ありと回答した者の人数/全回答者×	100 (※分母に無回答を含む。)		
	④備考	_				
	①調査名	母子保健課調査(3・4か月児)				
直近値のデータ算出方法	②設問	妊娠中、あなた(お母さん)は喫煙を	していましたか。→(1. なし、2. あり(1日 本))		
世心心の / 万井山川広	③算出方法	妊娠中の喫煙率=妊娠中に喫煙が 12,143/599,627×100=2.0%	ありと回答した者の人数/全回答者×	100 (※分母に無回答は含まない。)	
	4備考		問診から。必須問診項目に入れ、母・ からデータ収集・集計し、母子保健課		集積している(全数対	

基盤課題A:切れ目ない妊	産婦·乳幼児	への保健対策				
【健康行動の指標】	e eta lar et					
指標6:育児期間中の両親				里 幼 新 压	<u> </u>	
ベースライン値	i .	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)	
育児期間中の父親の喫煙 育児期間中の母親の喫煙 (平成25年度) ※無回答を除いた 育児期間中の父親の喫煙 育児期間中の母親の喫煙 (平成25年度)	率 8.1% 数値 軽率 43.9%	育児期間中の父親の喫煙率 37.7% 育児期間中の母親の喫煙率 6.4% (平成29年度)	育児期間中の父親の喫煙率 33.1% 育児期間中の母親の喫煙率 5.6% (令和2年度)	20.0% 4.0%	1. 改善した(②目標に 達成していないが改善 した)	
(平成25年度)		 調査				
平成25年度厚生労働科学 班)	研究(山縣	母子保健課調査	母子保健課調査			
			データ分析			
結果		育児期間中の父親の喫煙率は、平	比較し減少したが、目標値には届かた 成25年度43.9%から令和2年度33.19 成25年度8.4%から令和2年度5.6%と	6と10.8ポイント減少した。		
【父親の喫煙】 厚生労働省国民健康栄養調査における喫煙習慣者の割合で、成人男性の平均喫煙率は令和元年27.1%となり、年々減しかし、年代別に見ると、40~49歳の年代が一番多く36.5%であり、次に30歳~39歳が33.2%、20歳~29歳では25.5%となれらの年代は、父親となる年齢層とも重なっている。20代の喫煙率の減少の背景には、社会全体及び大学や職場における組みも関係していると考えられる。 【母親の喫煙】 令和2年度の妊婦中の妊婦の喫煙率は2.0%だが、育児期間中は5.6%であり、妊娠中は禁煙しても、育児期に喫煙を再門能性が考えられる。喫煙が及ぼす母親自身及び子どもの健康への影響について継続して啓発していく必要があるとともに誘因となる育児ストレスや、パートナーや同居家族の喫煙など家族も含めた禁煙への支援が必要である。 平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「健やか親子21(第2次)」に関する調査研究(一般社団法人日本家がでは、子育て中の両親を対象とした禁煙を促す動画及びパンフレットを作成し、健やか親子21ウェブサイトへ掲載するなど発活動も行われているが、大幅な減少には至っていない。			は25.5%となっている。こ 歳場における禁煙の取り に喫煙を再開している可 あるとともに、再喫煙の ま人日本家族計画協会)			
評価		1. 改善した(②目標に達成していな)	いが改善した)			
調査・分析上の認	題	中間評価および直近の設問(母子保	健課調査)はベースライン調査とほぼ	ま同じであり、分析において特に問題	ない。	
ベースライン値(データ算出方法		「健康日本21」においては、望まない受動喫煙のない社会の実現を掲げており、家庭における受動喫煙の機会の減少も望まれる。しかし現状は、目標値の達成はまだ難しい為、引き続き、未成年への教育、社会全体での取り組み、対策をとっていくことが求められる。また、子育て中の両親に対するストレス対策など包括的な支援も必要と考えられる。				
	①調査名	平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)親と子の健康度調査 (3・4か月児用母親問38・父親問39、1歳6か月児用母親問39・父親問36、3歳児用母親問40、父親問37)				
	②設問	1)お母さんの現在の喫煙はどうですか。→(1. なし、2. あり(1日 本)) 2)お父さんの現在の喫煙はどうですか。→(1. なし、2. あり(1日 本))				
ベースライン値の データ算出方法	③算出方法	育児期間中の父親の喫煙率=父親が喫煙ありと回答した者の人数/全回答者数×100 (※分母に無回答を含む。) 育児期間中の母親の喫煙率=母親が喫煙ありと回答した者の人数/全回答者数×100 (※分母に無回答を含む。) ※それぞれ、各健診時点での割合を求め、3時点の数値を単純平均した(3時点を同じ重みとした加重平均となる。細かい小数を用して平均を計算しており、小数第1位までの数値の平均とは一致しない)。				
	④備考					
	①調査名	母子保健課調査 (3・4か月児、1歳6か月児、3歳児)				
	②設問		していますか。→(1. なし、2. あり(1 をしていますか。→(1. なし、2. あり(
直近値のデータ算出方法	③算出方法	育児期間中の父親の喫煙率=父親が喫煙ありと回答した者の人数/全回答者数×100 (※分母に無回答は含まない。) 育児期間中の母親の喫煙率=母親が喫煙ありと回答した者の人数/全回答者数×100 (※分母に無回答は含まない。) ※それぞれ、各健診時点での割合を求め、3時点の数値を単純平均する(3時点を同じ重みとした加重平均となる)。 【父親】 3・4か月児 191,151/597,318×100=32.0% 1歳6か月児 227,291/682,827×100=33.3% 3歳2 237,362/699,787=33.9% 平均 (32.0+33.3+33.9)/3=33.1% 【母親】 3・4か月児 21,655/602,858×100=3.6% 「歳6か月児 42,204/700,041×100=6.0% 3歳児 51,116/722,746=7.1%				
	④備考		問診から。必須問診項目に入れ、母・ からデータ収集・集計し、母子保健課		 集積している(全数対	

基盤課題A:切れ目ない妊	産婦·乳幼児	への保健対策			
【健康行動の指標】	`# <i>da</i>				
指標7:妊娠中の妊婦の飲				最終評価	
ベースライン値	1	中間評価時の値	直近値		評価(暫定)
4.3% (平成25年度) ※無回答を除いた		1.2% (平成29年度)	0.8% (令和2年度)		1 改善 1 4 / ②口
4.4% (平成25年度)		((1-1-1-2)	0%	1. 改善した(②目標に 達成していないが改善 した)
		調査			(12)
平成25年度厚生労働科学 班)	研究(山縣	母子保健課調査	母子保健課調査		
			データ分析		
結果		ベースライン値と比較し、令和2年原	ほは0.8%と減少したが、目標値である	50%には届かなった。	
「健康日本21」の普及啓発の取り組み、酒類メーカーによる妊娠中の飲酒のリスク提示など、様々な取り組みによりは順調に低下した。 分析 産婦人科診療ガイドラインにおいても、妊娠中の飲酒や喫煙による胎児への影響について指導することが推奨され、等における啓発が進んでいる可能性もある。また、母子健康手帳交付時のアンケートにおける喫煙・飲酒の確認も、予る可能性がある。			奨されており、医療機関		
評価		1. 改善した(②目標に達成していないが改善した)			
調査・分析上の誤	 段題	中間評価および直近の設問(母子保健課調査)はベースライン調査とほぼ同じであり、分析において特に問題ない。			
ベースライン値データ算出方法		令和元年度国民健康・栄養調査に 増加傾向が指摘されている。年代別	や母子健康手帳交付時等の機会を追おいて、女性の飲酒率(生活習慣病にみると、40歳~49歳が16.8%と一者ず、乳がんのリスクを高めたり、アルニ要である。	のリスクを高める量を飲酒している者 ≸高く、30歳~39歳は11.7%、20歳~2	の割合)は、9.1%であり 29歳は5.3%であった。女
	①調査名	平成25年度厚生労働科学研究研究(山縣班)親と子の健康度調査(3・4か月児用問17、1歳6か月児用問13、3歳児用問13)			
ベースライン値の	②設問	妊娠中のあなた(お母さん)の飲酒は	はどうでしたか。→(1. なし、2. あり)		
データ算出方法	③算出方法	※妊娠中の飲酒率の3時点の数値を	者の人数/全回答者数×100(※分 単純平均した(3時点を同じ重みとし、小数第1位までの数値の平均とは一	た加重平均となる。	
	4.備考	_			
	①調査名	母子保健課調査(3・4か月児)			
直近値のデータ算出方法	②設問	妊娠中、あなた(お母さん)は飲酒を	していましたか。→(1. なし、2. あり)		
世代曜ツノ ア界山刀広	③算出方法	妊娠中の飲酒率=「はい」と回答した 4,859/597,269×100=0.8%	-者の人数/全回答者数×100 (※分	母に無回答は含まない。)	
	④備考		問診から。必須問診項目に入れ、母・ からデータ収集・集計し、母子保健課		集積している(全数対

基盤課題A:切れ目ない妊	産婦·乳幼児	への保健対策			
【健康行動の指標】					
指標8:乳幼児健康診査の	受診率(重点	課題②-3再掲) 			
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)
(未受診率) 3~5か月児 4.6% 1歳6か月児 5.6% 3歳児 8.1% (平成23年度)		(未受診率) 3~5か月児 4.5% 1歳6か月児 3.8% 3歳児 4.8% (平成29年度) 調査	(未受診率) 3~5か月児 6.0% 1歳6か月児 4.8% 3歳児 5.5% (令和2年度)	(未受診率) 3~5か月児 2.0% 1歳6か月児 3.0% 3歳児 3.0%	4. 評価できない
地域保健・健康増進事	業報告	地域保健•健康増進事業報告	地域保健·健康増進事業報告		
			データ分析		
結果		 1歳6か月児と3歳児ではベースライン 	ン値と比較して減少しているが、3~5 <i>5</i>	か月児健診では微増した。	
分析		ずれの健診でも、未受診率は減少し ~5か月児は上昇していた。また、中 ウイルス感染症の感染拡大による影 催状況や保護者の行動が、未受診	手可能であった平成23年度までの値 ていた。しかし、ベースラインと比較し 間評価と比較すると、令和2年度の値 と響で乳幼児健康診査の中止や延期 率の上昇に影響したと考えられる。一 あったが、中間評価以降は他の健診	た令和2年度の値は、1歳6か月児と3 [はすべての健診で上昇していた。令 があり、外出自粛もみられた年度であ 方、ベースライン値では、保育所等を	歳児では低下したが、3 和2年度は、新型コロナ る。このような健診の開
評価		3~5か月児は未受診率が増加したか 「4. 評価できない」と判断した。	が、1歳6か月児および3歳児は目標に	達していないが改善している状況に	あるため、指標としては
調査・分析上の詩	題		以上に、ハイリスクアプローチとしての は、両者のバランスを踏まえた分析が		ことが重要である。都道
残された課題		児童虐待防止対策のためには、未受診者のすべてに対して支援の必要性を判定し、支援を評価する体制の構築が求められる ¹⁾ 。 1)平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 乳幼児健康診査のための「保健指導マニュアル(仮称)」及び「身体診察マニュアル(仮称)」作成に関する調査研究 乳幼児健康診査事業実践ガイド P.85			
	①調査名	地域保健·健康増進事業報告 地域	法保健編		
ベースライン値の	②設問	_			
データ算出方法	③算出方法	受診率(%)を100%から引いた差と	する。		
	④備考	他の指標では、3・4か月児健診と表	記しているが、本指標に限っては同事	業報告の集計に合わせて、3~5か月	児とする。
	①調査名	同上			
直近値のデータ算出方法	②設問	_			
	③算出方法	同上			
	④備考	同上			

基盤課題A:切れ目ない妊	産婦·乳幼児	への保健対策					
【健康行動の指標】							
指標9:小児救急電話相談	(#8000)を知	□っている親の割合⇒子ども医療電記 □	5相談(#8000)を知っている親の割合 「		T		
ベースライン値	<u>i</u>	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)		
61.2% (平成26年度) ※無回答を除いた 61.5% (平成26年度)		79.8% (平成29年度)	83.3% (令和2年度)	90.0%	1. 改善した(②目標に 達成していないが改善		
(17,020 17,07		調査			した)		
平成26年度厚生労働科学 班)	研究(山縣	母子保健課調査	母子保健課調査				
			データ分析				
結果		ベースライン値と比較し、令和2年度	度は83.3%まで増加したが、目標値で	ある90%には届かなった。			
「子ども医療電話相談事業(#8000事業)の推進について」(平成30年4月18日付け)によると、平成16年度の実施都道府県保作であり、相談件数は34,162件であった。平成22年度より47都道府県で実施されるようになり、相談件数も年々増加し、令和元約112万件となっている。年々相談件数が増加していることから、認知度も上がってきていると考えられる。 #8000の認知度について、就学前の子ども有りの場合、平成26年度39.7%から令和元年度70.5%に増加したというデータも子育て世代の認知度が上昇していることがわかる。 各都道府県のホームページ等で子ども救急電話相談の情報を提供したり、子どもの救急アプリ(厚生労働省研究班/日本小会監修)の作成、母子健康手帳交付時に小児救急ハンドブックを渡す等の取り組みにより、周知が広まっていると考えられる。 1) 内閣府・平成26年度「母子保健に関する世論調査」 2) 内閣府・令和元年度「医療のかかり方・女性の健康に関する世論調査」			増加し、令和元年度は というデータもあり ^{1,2)} 、 研究班/日本小児科学				
評価		 1. 改善した(②目標に達成していなし	いが改善した)				
調査・分析上の認	 !題	中間評価および直近の設問(母子保健課調査)はベースライン調査とほぼ同じであり、分析において特に問題ない。					
ベースライン値 データ算出方法		分析事業が開始され、令和2年度に データが蓄積され、令和2年度からは るであろう。 核家族で子育てする世代にとって、 ている。子育てをする上で出生後早	目談(#8000)の相談事例情報の全国 は44都道府県のデータが分析され公 新型コロナウイルス関連相談の特徴 児の急な体調変化は戸惑いや不安: 期に#8000を知ることは大切であり、 記載事項に入れる等の取り組みを行	表されている。相談患児の年齢、症むなども分析されており、相談対応者は を抱きやすく、#8000は保護者にとっ 医療機関等において、出産準備教育	は、相談時間など詳細なおよび保護者の参考となて重要な支援施策となっ		
	①調査名	平成26年度厚生労働科学研究(山縣	系班)親と子の健康度調査(追加調査)	(3・4か月児用問8)			
ベースライン値の	②設問	小児救急電話相談(#8000)を知って	Cいますか。→(1. はい、2. いいえ)				
データ算出方法	③算出方法	「1. はい」と回答した人の人数/全回	答者数×100 (※分母に無回答を含	む。)			
	④備考	_					
	①調査名	母子保健課調査(3・4か月児)					
直近値のデータ算出方法	②設問	小児救急電話相談(#8000)を知って	こいますか。→(1. はい、2. いいえ)				
	③算出方法	「1. はい」と回答した人の人数/全回 439,811/527,999×100=83.3%	答者数×100 (※分母に無回答は含	まない。)			
	4備考	各地方自治体が、中間評価の前年 課調査に報告(平成31年度と令和54	度(平成30年度)と最終評価の前年原 再度)する。	度(令和4年度)には調査等を行い、実	態を把握し、母子保健		

基盤課題A:切れ目ない妊娠	産婦·乳幼児	への保健対策			
【健康行動の指標】	+库/库師•雄	南科医師など)を持つ親の割合			
ベースライン値		中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)
【医師】 3・4か月児 3歳児 【歯科医師】3歳児 (平成26年度) ※無回答を除いた3 【医師】 3・4か月児 3歳児 【歯科医師】3歳児 (平成26年度)	85.6% 40.9% 数値 72.4% 89.4% 43.0%	【医師】 3-4か月児 78.4% 3歳児 90.6% 【歯科医師】3歳児 49.8% (平成29年度)	【医師】 3・4か月児 78.8% 3歳児 88.9% 【歯科医師】3歳児 50.8% (令和2年度)	【医師】 3·4か月児 85.0% 3歳児 95.0% 【歯科医師】3歳児 55.0%	1. 改善した(②目標に 達成していないが改善 した)
亚式26年中国大兴科社学	TII oto / I I ilika	調査			
平成26年度厚生労働科学 班)	研究(山縣	母子保健課調査	母子保健課調査		
			データ分析		
結果		た。3歳児の親では、89.4%、90.6%、	88.9%と、平成29年度に90%を超えた	、78.8%と徐々に増加したが、目標値 たがその後増加せず、目標値の95.09 50.8%と増加したが、目標値の55%に	6に届かなかった。
分析	予防接種等で小児科医を利用することをきっかけとしてかかりつけ医を持つことにつながっている可能性が考えられ、3・4か歳児とも少しずつ増加している。しかし、3歳児では、平成29年度90.6%、令和2年度88.9%と約90%まででとどまっている。平成26年の日本医師会総合政策研究機構調査「小児医療の現状と今後に向けての提言」によると、人口10万に対して1.038で入院受診をしており、外来受診も6.691人と1歳~4歳の6,778人に次いで多い。つまり、0歳の時点が一番入院や外来受診をことから、0~3歳までにかかりつけ医をもっておくことは、安心につながるといえる。かかりつけの歯科医師の割合は、3歳時点で43.0%から50.8%まで増加した。これは、地方公共団体や関係機関において、5歯科検診の受診や歯磨きの励行(保護者による仕上げ磨きを含む)、口腔ケアを通じた親子関係の支援、咀嚼機能の発達に科医師、栄養士等との連携による食育の推進等、予防の健康行動の推進に取り組む中で、かかりつけ歯科医師の必要性がいったと考えられる。この結果、仕上げ磨きをする親の割合も令和2年度74.1%まで少しずつだが増加し、14歳以下の各年齢にう歯を持つ者の割合も減少している(平成28年歯科疾患実態調査)ことから、引き続きかかりつけ歯科医師の推進に取り組んで要がある。				ミっている。 5に対して1,038人が0歳 や外来受診をしている 機関において、定期的な 機能の発達に向けた歯 飾の必要性が浸透して 以下の各年齢において、
評価		1. 改善した(②目標に達成していなし	いが改善した)		
調査・分析上の課	題	中間評価および直近の設問(母子保	健課調査)はベースライン調査と同じ	であり、分析において特に問題ない。	
ベースライン値の データ算出方法		し、予防接種割合状況と共に評価して	ていく必要がある。 ならず、歯並びや噛み合わせ、口腔	等で受けることが良いことからも、今後 機能の問題など、成長に合わせた対は	
	①調査名	平成26年度厚生労働科学研究(山県	(追加調査) (追加調査) (追加調査))	
ベースライン値の データ算出方法	②設問	・医師(3・4か月児問7、3歳児問7① お子さんのかかりつけの医師はいま ・歯科医師(3歳児問7②) お子さんのかかりつけの歯科医師は	すか。→(1. はい、2. いいえ、3. 何と		
	③算出方法	それぞれ「1. はい」と回答した人の人	数/全回答者数×100 (※分母に無	回答を含む。)	
	④備考	平成26年10月24日 第10回「健やか	親子21」の最終評価等に関する検討	†会の資料2のもの。	
	①調査名	母子保健課調査(3・4か月児、3歳児)		
直近値のデータ算出方法	②設問	・医師(3・4か月児問7、3歳児問7① お子さんのかかりつけの医師はいま・歯科医師(3歳児問7②) お子さんのかかりつけの歯科医師は	すか。→(1. はい、2. いいえ、3. 何と		
	③算出方法	それぞれ「1. はい」と回答した人の人 医師 3・4か月児 411,496/522,197> 歯科医師 3歳児 323,851/637,059>			
	④備考	各地方自治体が、中間評価の前年 課調査に報告(平成31年度と令和5年		度(令和4年度)には調査等を行い、実	態を把握し、母子保健

基盤課題A:切れ目ない妊	産婦·乳幼児	への保健対策				
【健康行動の指標】	世の割合					
指標11:仕上げ磨きをする				旦幼証庫		
ベースライン値	<u> </u>	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)	
69.6% (平成26年度)		73.1%	74.1%			
※無回答を除いた 72.5% (平成26年度)		(平成29年度)	(令和2年度)	90.0%	1. 改善した(②目標に 達成していないが改善	
(172-1727		調査			した)	
平成26年度厚生労働科学 班)	学研究(山縣	母子保健課調査	母子保健課調査			
			データ分析			
結果		ベースライン値と比較し、令和2年月	度は74.1%まで増加したが、目標値で	ある90%には届かなった。		
分析		仕上げ磨きをするという行為は、歯科保健的な意味合いと、親子のかかわりにより生活習慣の獲得ができるという意味合いがあり、健康意識・価値観の育成のために重要と考えられている。 ベースライン調査においては、子どもが自分で磨かずに、保護者だけで磨いている割合が19.7%、子どもが磨いた後、保護者が仕上げ磨きをしている割合は69.6%であった。3年後の平成29年度調査では、子どもが磨いた後、保護者が仕上げ磨きをしている割合は73.1%に増加しており、子どもの歯の健康に対する親の意識や関与が増えてきていると考えられる。市区町村を対象とした全国調査で、乳幼児歯科健診および相談事業においてう蝕以外で重点を置いている項目として、「仕上げ磨きの有無」が32.5%で最も多いという結果もあり ¹⁾ 、市区町村の健診等を通じて、予防に重点をおいた保護者への働きかけが行われていることが増加の要因として考えられる。 1)平成27年度国立研究開発法人日本医療研究開発機構成育疾患克服等総合研究事業乳幼児期の健康診査を通じた新たな保健指導手法等の開発のための研究班				
評価		1. 改善した(②目標に達成していないが改善した)				
調査・分析上の詞	果題	中間評価および直近の設問(母子保健課調査)はベースライン調査と同じであり、分析において特に問題ない。				
ベースライン値(データ算出方法		市区町村における乳幼児歯科健診および相談事業において、う蝕以外の保健指導を充実させ、目標値に向けて保護者の意識を高める必要がある。				
	①調査名	平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)親と子の健康度調査(追加調査) (1歳6か月児用問9)				
ベースライン値の データ算出方法	②設問	保護者が、毎日、仕上げ磨きをしていますか。 →1. 仕上げ磨きをしている(子どもが磨いた後、保護者が仕上げ磨きをしている)、2. 子どもが自分で磨かずに、保護者だけで磨い いる、3. 子どもだけで磨いている、4. 子どもも保護者も磨いていない				
7 7 升四八四	③算出方法	「1. 仕上げ磨きをしている」と回答した	た人の人数/全回答者数×100 (※タ	分母に無回答を含む。)		
	④備考	_				
	①調査名	母子保健課調査(1歳6か月児)				
直近値のデータ算出方法	②設問	保護者が、毎日、仕上げ磨きをしてい →1. 仕上げ磨きをしている(子ども いる、3. 子どもだけで磨いている、4	が磨いた後、保護者が仕上げ磨きを	している)、2. 子どもが自分で磨かず	に、保護者だけで磨いて	
	③算出方法	「1. 仕上げ磨きをしている」と回答して 508,817/686,253×100=74.1%	た人の人数/全回答者数×100(※分	ト母に無回答は含まない。) 		
	④備考)問診から。必須問診項目に入れ、母 からデータ収集・集計し、母子保健課	子保健課調査で毎年度全国データを 調査に報告している。		

基盤課題A:切れ目ない妊 【環境整備の指標】			41.6.46.10.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.				
指標12:妊娠届出時にアンベースライン値		をする等して、妊婦の身体的・精神的・ 中間評価時の値	社会的状況について把握している市 直近値	最終評価	評価(暫定)		
92.8%		中国評価時の他 98.0%	99.4%	目標値	評1四(省定)		
(平成25年度)		(平成29年度) 調査	(令和2年度)	100%	1. 改善した(②目標に 達成していないが改善 した)		
母子保健課調習	ž	母子保健課調査	母子保健課調査 データ分析				
結果 ベースラインと比較して7ポイント上昇し、令和2年度はほぼ100%に達した。							
分析		づいて全員または必要な妊婦等に保 間評価、令和2年度と上昇し、ほぼ10	R健師等が個別支援する体制がある 20%の市区町村が妊婦の身体的・制 世代包括支援センターの設置や設置	るとは、アンケートを実施しているだけ こと」と追記された。その上で、ベース 神的・社会的状況を把握することと で定により、妊娠届出時に保健師等 えられる。	ライン値と比較して、中 こった。これは、市区町村		
評価		1. 改善した(②目標に達成していなし	いが改善した)				
調査・分析上の認	題	特記すべき事項なし					
残された課題		を専門職が担当し、状況の把握を行 援プランの策定など、より具体的な支	うことが位置づけられ、個々の妊婦 を援が機能するようになってきている	たことによって、妊娠の届出、母子健康の身体的・精神的・社会的な情報を得。今後は、子育て世代包括支援センら・社会的状況について把握するだけで	て、それに合わせた支 ーは子ども家庭セン		
	①調査名	平成25年度母子保健課調査(市区町	T村用)				
		設問①:妊娠届出時にアンケートを手 → (はい:1 いいえ:0)	実施する等して、妊婦の身体的・精神	的・社会的状況について把握している	5.		
	②設問	専門職が交付している場合は、回答 設問③:設問②で「はい」の場合は、 → (1. 全員 2. 希望者 3.	護職(保健師・助産師・看護師・准看 欄に(はい:1)を選択の上、備考欄に 看護職等専門職が交付している対象 必要と認められる者 4. 看護職等事	護師)および社会福祉士、心理職等の こ職種を記載。			
	③算出方法	「はい」と回答した市区町村数/全市区町村数×100					
ベースライン値の データ算出方法	④備考	設問①:妊娠届出時にアンケートを身一(はい:1 いいえ:0) 回答結果:「はい」1.617か/ 算出方法:「はい」と回答した市区町:(参考設問) 記問②:看護職等専門職(※)7.「はい」1.623か所、「い「はい」2.00答した市区 ※看護職等専門職とは、看護職以外の専門職が 設問③:設問②で「はい」の場合 → (1,全員 2.希望者 1.全員 2.希望者 3.必要と認められる者	平成25年度母子保健課調査(市区町村用) 全市区町村数1,742か所				
		→(はい:1 いいえ:0)	問2で「いいえ」と回答した市区町村	専門職への情報提供や連携を行って(数 89か所 9×100≒86.5%	いるか。		
	①調査名	母子保健課調査(市区町村用)					
	②設問	→ (はい:1 いいえ:0)		・社会的状況について把握している(はに基づいて全員または必要な妊婦等			
	③算出方法	→(はい:○ いいえ:× 回答結果:「はい」1,730か所	ミ施する等して、妊婦の身体的・精神)) 、「いいえ」11か所	的・社会的状況について把握している	5.		
		算出方法:「はい」と回答した市区町 (参考設問)	村数/全市区町村数×100=1,730か	.PJT / 1,741			
直近値のデータ算出方法	④備考	設問②看護職等専門職(※)が母- 「はい」1,712か所 「はい」と回答した市区町村の (※)看護職等専門職とは、看護期 設問③設問②で「はい」の場合は、 → (1.全員 2.希望者 3. 』 1.全員 2.希望者 3. 』 2.希望者 3. 必要と認められる者 4.看護職等専門職がいる窓口	職(保健師・助産師・看護師・准看護) 看護職等専門職が交付している対 必要と認められる者 4. 看護職等 1,557か所/ なし 7か所/1,71 で届出した者のみ 148か所/1,	師)および社会福祉士、心理職等の専			
		→ (はい:O いいえ:×)	で「いいえ」と回答した市区町村数		ているか		

基盤課題A:切れ目ない妊	産婦·乳幼児	への保健対策					
【環境整備の指標】 指標13:妊娠中の保健指導	∮(母親学級・	や両親学級を含む)において、産後の	メンタルヘルスについて、妊	婦とその家族に伝える機会を設け	ている市区町村の割合		
ベースライン値	i	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)		
43.0% (平成25年度) (参考)50.2% (平成25年度)		49.0% (平成29年度) 調査	55.5% (令和2年度)	100%	1. 改善した(②目標に 達成していないが改善		
	<u> </u>	D.利.且.			した)		
(参考)平成25年度厚生労 (山崎班)	働科学研究	母子保健課調査	母子保健課調査				
結果		ベースライン調査とその後の調査が 度55.5%であり、目標値には達してい		みると緩やかに増加している。した	かし、平成29年度は49.0%、令和2年		
分析		産後うつによる母親の自殺や親子のスクリーニング」という言葉の認識になってきている。妊娠中の保健指達 提供や具体的な予防行動がとれるよ子育て世代包括支援センターの設る機会も増えるため、支援の必要な	が広まりつつあり、周産期メ 尊の機会に、妊婦だけでなく こうな教育・支援体制は重要 置に伴い、母親教室や両親	ンタルヘルスに関する取り組みの その家族にも自分たちのこととして である。 学級といった集団指導の場面だけ	重要性は国民にも広く知られるようご受け止めることができるような情報でなく、個別の面接などで対応でき		
評価		1. 改善した(②目標に達成していな)	いが改善した)				
調査・分析上の認	 果題	ベースライン調査とその後の調査フ ベースライン後の調査方法は同じで		会」の但し書きが加えらえただけの	軽微な変更であり問題ない。また、		
残された課題		産後のメンタルヘルスについて、妊	振中に行う保健指導としてで と考えられる。また、産後の		進んでいる自治体の事例などを提示 いるが、妊娠中からの発症予防や悪		
	①調査名	主調査:平成25年度母子保健課調査 参考調査:平成25年度厚労科研「乳 (研究代表者山崎嘉久)		ならびに多職種連携による母子保	保健指導のあり方に関する研究」		
	②設問	王調宜: 妊娠中の保健指導(母親学級や両親 る。 →(1. 妊婦のみに実施 2. 家族にも 参考調査:	伝えている 3. 設けていない	n)	とその家族に伝える機会を設けてい		
	③算出方法	「妊娠期の保健指道と」で実施している内容すべてに○をつけてください、選択時け26個なり 主調査:「2. 家族にも伝えている」と回答した市区町村数/全市区町村数×100 参考調査:「産後うつ病等メンタルヘルス」を選択した自治体数/回答した自治体数×100					
ベースライン値 <i>の</i> データ算出方法	④備考	※無回答(3か所) 2. 参考調査:平成25年度厚労科研「あり方に関する研究」 【設問】 調査票2妊産婦の保健指導等に関す [実施内容]妊娠期の保健指導とし	00 = 32.6(%) ×100 = 43.0(%) = 24.1(%) = 24.1(%) 、妊娠届出時に妊婦及び同 参加者へ保健指導を実施。 乳幼児健康診査の実施と 乳幼児健康診査の実施と に研究代表者 山崎嘉久) - る調査 て実施している内容すべて	伴している家族に伝えている。 『価ならびに多職種連携による母う	- 保健指導の		
		栄養や食生活に関する指導 妊婦の歯科保健 産後うつ病等メンタルヘルス	胎教 パースプラン 産後の避妊・家族計画 己の発達と遊ばせ方 産 を検・授乳・離乳) 保健サービスの情報提供 うつ病等メンタルヘルス」を3	ミ施している」と回答した数で算出。	乳幼児期の予防接種 機関の情報提供 ,		
	①調査名	母子保健課調査(市区町村用)					
	②設問	妊娠中の保健指導(母親学級や両親 けている。 	こも伝えている 3. 設けてい	ない)	とその家族に伝える機会(※)を設		
直近値のデータ算出方法	③算出方法	3. 設けていない 277/1,741×100=	00=28.5(%) × 100=55.5(%) =15.9(%)				
		2. 家族にも伝えている」と回答した	市区町村数(967か所)/全市	5区町村数(1,741か所)×100=55.5	5%		
	④備考	_					

m14.			- 11 1			
		にした人へのフォロー体制がある市区		最終評価		
ベースライン値		中間評価時の値	直近値	東終評価 目標値	評価(暫定)	
11.5% (平成25年度)		41.8% ※ベースラインおよび平成28年度までと調査方法が異なる (平成29年度) 調査	67.0% ※ベースラインおよび平成28年度までと調査方法が異なる (令和2年度)	100%	1. 中間評価時からさ した(②目標に達成し いないが改善した)	
母子保健課調査		母子保健課調査	母子保健課調査			
データ分析 データ分析						
結果		かなかった。	*ソ Cいるか、干灰25千皮41.070から节れ	12年及07.0%と増加している	。こかし、日保旭100701こは	
分析		平成29年度41.8%から令和2年度67. 産婦健康診査事業の実施により、遺 村が把握するようになったことも増加 また、日本産婦人科医会・日本産科 学会が産婦人科・精神科・コメディカリ で以上に周産期メンタルヘルスケアに	産後2週間健診や1か月健診でEPDS等産	後のメンタルヘルスの状況: ア強化の取り組みを始めたこ ニンセンサスガイド2017」をつ きており、産後1か月以内のご	を把握し、その結果を市区町 とや、周産期メンタルヘル。 公表したことなどにより、今	
評価	m ez		が異なるが、その後の調査方法は同			
調査・分析上の記	果趄	な変更が加えられたが、産後1か月じ 要がある。	J内の実施をより明確に把握する上では 	有用な変更であり、今後、こ	の設問での変化を見ていく	
残された課題	l	と、高得点者は常に1割程度いること というものではないが、EPDSの質問! は自傷行為や希死念慮が強い緊急で 場合、うつ病以外の精神疾患が反映 一方で、出産した医療機関での入防 行われると、一人の褥婦が短期間の	月でEPDS9点以上の衛縁の割合/を見と から、フォロー体制の整備が急がれる。 に沿って丁寧に聞き取りを行うことで、育 対応が必要なのかなど、その後の継続 にしている場合もあることも念画に置いた。 2年、産後2週間健診、産後1か月健診な うちに複数回EPDSを受けることも起こっ ある。EPDSの実施にあたっては、この。 育成や体制整備が求められる。	iPDSはあくまでもスクリーニ 児不安が強いのか、抑うつう 的な支援につなげることがで 対応が求められる。 どでEPDSが活用され、さら ている。スクリーニングを受け	ングであり、9点以上がうつ 気分の項目が高いのか、ま きる。また、EPDSが高得点 に新生児訪問等でもEPDSが する回数が増えれば回答に	
	①調査名	平成25年度母子保健課調査(市区町	村用)			
,	②設問	設問①: 精神状態等を把握するため a. 産後4週までに、全ての補婦を対象 b. 産後4週までに、必要に応じて実施 c. 産後8週までに、必要に応じて実施 e. 産後8週までに、必要に応じて実施 e. 産後8週を超えて、公での補婦を対 f. 産後8週を超えて、公の機場を決 f. 産後8週を担えて、必要に応じて実 要実施していない 診問②: FPDS9点以上を示した補婦	Rに実施 E Rに実施 E E	ての番号に「〇 を選択)		
	③算出方法	ー(1.保健師等による継続的な支援 2.医療機関への紹介 3.その他の取組 4.体制はない) 設問()でa、又はb、と回答した市区町村(202か所)で、設問(2で4.を選択した市区町村(2か所)を除く市区町村数(200か所)/全回答 市区町村数(1,742か所)×100=11,596				
ベースライン値の データ算出方法	④備考	平成25年度母子保健課調査(市町村 設問①: 精神状態等を把握するため 。 産後4週までに、全 。 産後4週までに、全 。 産後8週までに、全 。 産後8週までに、全 。 産後8週までに、之 。 産後8週までに、之 。 産後8週までに、之 の他(5か所) 。 a、c、e:産締訪問(新生児 。 産後5か月未満の利児のい 。 主機55か月未満の利児のい 。 主機55か月未満の利児のい 。 生機55か月未満の利児のい 。 生機55か月未満の利児のい 。 生機55か月未満の利児のい 。 生機55か月未満の利児のい 。 生機55か月未満の利児のい 。 生機55か月未満の利児のい 。 生機55か月未満の利児のい 。 生機100 。 生機100 。 生機100 。 との機関の取組((例精神科医 協 (例精神科医 の 後種主業を登 4、体制はない(20か 算出方法: 設問()で。又はb、と回答 9年事業を受 第一のいずれか、(20か所) (参考) 設問()でa、~f、のいずれか、(20か所) を除ぐ市区町村数(20か所)	用)全市区町村数1,742か所 橋端にEPDSを実施している。 での橋場を対象に実施(138か所) 受に応じて実施(64か所) での橋場を対象に実施(299か所) の要に応じて実施(192か所) を全ての橋場を対象に実施(294か所) なび乳児訪問と同時実施(72か所) 203か所) 203か所) 204、別別訪問と同時実施(72か所) 205、日本に表したもは赤ちゃん事 205、100 円 にあり月児相談時に 207、100 円 にあり月児相談時に 207、100 円 にあり 207、100 円 にあり 207、100 円 にあり 207、100 円 にあり 207、100 円 にあり 207、100 円 にあり 207、100 円 にあり 207	等端を対象に実施している。 業にて実施 子育でアンケートを実施。 ての番号に「○」を選択) 事スタッフ間での定期的な 一等の他機関と連携。など を選択した市区町村(2か所 ≒11.596 医町村(994か所)で、設問2	7一ス検討会を実施。 i)を除く)で4. を選択した市区町村	
	①調査名	母子保健課調査(市区町村用)				
近値のデータ算出方法	②設問	a.全ての橋崎を原則対象として実施 b.一部の荷崎を対象として実施 c. EPDS以外の連絡票や他の調査方 d. 何も実施していない (ii):(i)でa. あるいはb. と回答け 産後1か月までの荷婦を原則対象には ③(ii)で「はい:〇」と回答した場合で 択)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	法等の方法を実施して把握 た場合のみ回答してください。 EPDSを実施しているか 一(はい:〇 し で、産後1か月でEPDS9点以上を示した人 情報を共有し、今後の対応を検討してい	いいえ: ※) 、へのフォロー体制がある。 (る		
	③算出方法	▲③で5を選択した市区町村数 20か	i)で「はい」と回答した市区町村の数 1. 、所 「はい:〇」と回答し、かつ設問③で5. を:		町村数	
		②(i)でa. 又はb. と回答し、(ii)で 回答市区町村数(1,741か所)×100=	「はい:〇」と回答し、かつ設問③で5. を	選択した市区町村を除く市区	【町村数(1,167か所)/全有	

基盤課題A:切れ目ない妊	産婦·乳幼児	への保健対策				
【環境整備の指標】 指標15:・ハイリスク児に対	し保健師等が	が退院後早期に訪問する体制がある	市区町村の割合			
・市町村のハイリンベースライン値	スク児の早期	訪問体制構築等に対する支援をして 中間評価時の値	いる県型保健所の割合直近値	最終評価	評価(暫定)	
市区町村 24.9 ⁶ (平成25年度)	%	市区町村 34.7%	市区町村 43.7% ※ベースラインと調査方法が異なる	目標値	at im (a Ac)	
県型保健所 81.9 (平成25年度)	9%	(平成29年度) 県型保健所 35.196 ※ベースラインと調査方法が異なる (平成29年度) 調査	(令和2年度) 県型保健所 24.6% ※ベースラインと調査方法が異なる (令和2年度)	市区町村 100% 県型保健所 100%	4. 評価できない	
母子保健課調	<u></u>	母子保健課調査	母子保健課調査			
			データ分析			
結果		ベースライン調査の方法とその後6のの、目標値に届かなかった。 県型	D調査方法が異なるため比較できない 保健所では減少した。	が、中間評価の時点から市区町	村では増加してきている。	
分析		なハイリスク児も含めると、退院後早 ハイリスク児に対して保健師等が災 はいるが、まだ十分に実施されてい また、県型保健所の指標の推移が に移譲されたことが影響していること	「減少している理由としては、平成25年」 が考えられる。	えている状況にあると考えられる。 市区町村において徐々に対策が 度から未熟児養育医療や未熟児	取られるようになってきて 動間の実施主体が市町	
評価		中間評価時と比べて、市区町村は ては「4. 評価できない」と判断した。	目標に達していないものの改善してい	るが、県型保健所は減少している	状況にあるため、指標と	
調査・分析上の影	果題	ベースライン調査とその後の調査方	法が異なるが、その後の調査方法は同	同じであり、分析上問題はない。		
ベースライン値 データ算出方況	D Ł	必要がある。 ハイリスク児の早期訪問を実施すが の診療情報や場合によっては事前が 以外にも、出生届出時に把握できる れるが、出生届が出された時点で、 あようなシステム化ができれば対象、 県型保健所については、周痒期母	「区町村および県型保健所とも、その取り組みは目標値に到達するのは難しく、何が課題になって実施できていないのかを検討す			
	①調査名	平成25年度母子保健課調査(市区町	f村用、都道府県用)			
	②設問	市区町村用】				
	③算出方法	期や件数等)を把握していること。 【市区町村】 ①と②の両方「はい」と回答した市区町村数/全市区町村数×100 【都道府県】 支援をしている県型保健所数/全県型保健所数×100				
ベースライン値の データ算出方法	④備考	設問② 退院までに、保健師等が保 一はい 444か所 いいえ1.298; 「はい」と回答した市区町村数/全 設問①が「はい」、かつ設問②も「は 設問①と②のいずれも「はい」とE =433/1,742×100≒24.996	回程度訪問している。 か所: 市区町村数×100=1.598/1,742×10 護者との面接等の必要が考えられる。 か所: 市区町村数×100=444/1,742×100 い」と回答した市区町村数 433か所 回答した市区町村数×至市区町村数×	者の基準を定めている。 ≒25.5%		
		三支援をしている県型保健所数/全 (参考) 【未熟児訪問指導実 東人員 延人 平成23年度 58,901 7 平成21年度 58,901 7 平成21年度 55,995 7 平成20年度 53,827 6 平成19年度 53,700 6 平成18年度 50,506 6 平成18年度 49,407 6	訪問体制構築等に対する支援をしてい 県型保健所数×100=303/370×100≦ 績値 】	=81.9%		
	①調査名	母子保健課調査(市区町村用、県型	保健所用)			
		②退院後1か月以内に、訪問してい	護者との面接等の必要が考えられるま る。→(はい:○ いいえ:×)	皆の基準を定めている。→(はい:() いいえ:×)	
	②設問	→(はい:○ いいえ:×) ②市町村の訪問状況(実施時期や作	D支援のために、医療機関と管内市町 +数等)を把握し評価している。→(はし リスク児の支援に関する内容が含まれ	\:○ いいえ:×)		
直近値のデータ算出方法			答した市区町村(760か所)/全市区町	「村数(1,741か所)×100=43.7%		
	③算出方法	(はい:○ いいえ:×) ②市町村の訪問状況(実施時期や作	のために、医療機関と管内市町村との +数等)を把握し評価しているか。(はし	\:○ いいえ:×)		
	A# #		リスク児の支援に関する内容が含まれ 県型保健所数(87か所)/全県型保健F		,	
	④備考	_				

		票に対する最終評価に向けた分析シー					
基盤課題A:切れ目ない妊 【環境整備の指標】							
		する体制がある市区町村の割合 業の評価体制構築への支援をしてい ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	る県型保健所の割合				
ベースライン値	<u>i</u>	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)		
市区町村 25.1' (平成25年度)		市区町村 17.7% ※ベースラインと調査方法が異なる (平成29年度)	市区町村 20.2% ※ベースラインと調査方法が異なる (令和2年度)	市区町村 20.2% スラインと調査方法が異なる			
県型保健所 39.3 (平成25年度)		(平成29年度)	県型保健所 21.5% ※ベースラインと調査方法が異なる (令和2年度)	市区町村 100% 県型保健所 100%	1. 中間評価時から改善した(②目標に達成していないが改善した)		
母子保健課調	<u>*</u>	調査 調査 母子保健課調査	母子保健課調査				
母] 体谜床啊	B.	以下	马丁床链床刷直.				
結果		ベースライン調査とその後の調査だものの、目標値には届かなかった	方法が異なるため比較できないが、市 。	区町村、県型保健所ともに中間	評価の時点からやや増加し		
乳幼児健康診査事業について、PDCAサイクルに沿った評価手法を用いて実施することを目指す指標であり、市区町村 も母子保健計画に基づいた評価をすることが重要であるため、その調査項目が設定されている。市区町村、県型保健所は ば低速していると言える。 設問として、市区町村には「母子保健計画において、乳幼児健康診査に関する目標値や指標を定めた評価をしている」 スクリーニング項目に対する精度管理を実施している」こと、「支援の必要な対象者のフォローアップ状況について、他機能 して評価している」ことを、県空保健所には、「都道府県の母子保健計画に乳幼児健康診査に関する目標を定めて評価を と、「評価可目を決めて、健診情報を収集し比較検討などの分析をしている」ことをこの指標では求めており、3項目をあい でを実施することが指標として評価されるため、低い割合になっているこさをこの指標では求めており、3項目のあい 管査事業が個別健診として実施され、その場合の精度管理の困難さがあること、支援の必要な対象者のフォローアップの 考えられる。今後は取り組みを困難にしている理由を明らかにし、対応を考えていく必要がある。					、県型保健所とも、取り組み 価をしている」こと、「疾病の ついて、他機関と情報共有 「定めて評価をしている」こ 、3項目あるいは2項目すべ ほ理由としては、乳幼児健康		
評価		1. 中間評価時から改善した(②目標	に達成していないが改善した)				
調査・分析上の認	果題	ベースライン調査とその後の調査方	法が異なるが、その後の調査方法は「	同じであり、分析上問題はない。			
ベースライン値 データ算出方法		画の見直し等を通して、今後位置づ	それぞれの母子保健計画の中に乳幼 けを明確にすることが課題である。そで 現可能なところから取り組む必要があ	Dうえで、PDCAサイクルに基づく			
	①調査名	平成25年度母子保健課調査(市区田	竹村用、都道府県用)				
	②設問	【市区町村用】 診問○乳幼児健診事業の実施状況に対する評価(事業企画時に目標値を定め、その達成状況を把握)をしている。→(有:1 無:0) ②フォローアップ状況に対する評価をしている。→(有:1 無:0) ④地機関との連携状況に対する評価をしている。→(有:1 無:0) ④事業実施による改善状況の効果を把握している。→(有:1 無:0) ⑤母子保健計画等において、乳幼児健康診査に関する目標値や指標を定めた評価をしている。→(有:1 無:0) 【都道府県用】 談問:市町村の乳幼児健康診査事業の評価体制構築への支援(※例えば、保健所管内市町村と連携して、事業評価の具体的な実施					
	③算出方法	方法を検討したり、評価結果を管内でとりまとめている等)をしている県型保健所の数 「市区町村] 「から⑤の全てについて「有」と回答した市区町村数/全市区町村数×100 「都道府県」					
ベースライン値の データ算出方法	④備考	平成25年度母子保健課調査 【市区町村用】全市区町村数 1,74 股間 ① 乳幼児健診事業の実施状 有1,137か所、無605か所 「有」と回答した市区町村 ② フォローアップ状況に対す・ 「有」と回答した市区町村 ③ 他機関との連携状況に対・ 「有」と回答した市区町村 ④ 事業実施による改善状況に「有」と回答した市区町村 ⑤ 母子保健計画等において、 有月2日答した市区町村 5 母子保健計画等において、 有973か所、無769か所 「有」と回答した市区町村 気間方法を(抗力の)の全てについて 【都道府県用】全県型保健所数37億 設問:市町村の乳幼児健康診査事項 「お法を検討したり、評価結果を管外方法を検討したり、	市区町村用】全市区町村数 1,742か所 関門 ① 乳幼児健診事業の実施状況に対する評価(事業企画時に目標値を定め、その達成状況を把握)をしている。 有1,137か所、無605か所 「有」と回答した市区町村数/全市区町村数×100=1,137/1,742×100=65.3% ② フォローアップ状況に対する評価をしている。 有1,038か所、無704か所 「有」と回答した市区町村数 全市区町村数 ×100=10,38/1,742×100=59.6% ③ 他機関との連携状況に対する評価をしている。有750か所、無992か所 「有」と回答した市区町村数 /全市区町村数 ×100=50/1,742×100=43.1% ④ 事業実施による改善状況の効果を把握している。有1,003か所、無739か所 「有」と回答した市区町村数 /全市区町村数 ×100=1003/1,742×100=57.8% ⑤ 母子保健計画等において、乳幼児健康診着に関する目標値や指標を定めた評価をしている。				
	①調査名	母子保健課調査 (市区町村用、県	型保健所用)				
	②設問	 [市区町村用] ①母子保健計画(※)において、乳幼児健康診査に関する目標値や指標を定めた評価をしている。→(はい:○ いいえ:×) ②疾病のスクリーニング項目に対する精度管理を実施している。→(はい:○ いいえ:×) ③支援の必要な対象者のフォローアップ状況について、他機関と情報共有して評価している。→(はい:○ いいえ:×) ④健診医に対して精検結果等の集計値をフィードバックしているとともに、個別ケースの状況をそのケースを担当した健診医にフバックしている。→(はい:○ いいえ:×) ⑤(歯科や栄養、生活習慣など)地域の健康度の経年変化等を用いて、乳幼児健診の保健指導の効果を評価している。→(はい:○ いいえ:×) 					
直近値のデータ算出方法		②評価項目を決めて、健診情報を収 ③健診結果の評価に関する管内会	乳幼児健康診査に関する目標を定め 集し比較検討などの分析をしている。 議を開催している。一(はい:〇 いいえ り児健康診査事業の評価方法に関する	→(はい:O いいえ:×) i:×)			
	③算出方法	①~③のすべてに「はい: O」と回答 【県型保健所】	した市区町村数(352か所)/全市区町 等した県型保健所の数(76か所)/全県		1.5%		
	④備考		或支援対策推進法に基づく行動計画や				
				The second second			

基盤課題A:切れ目ない妊	産婦·乳幼児	への保健対策				
【保健医療水準の指標】						
参考指標1:周産期死亡率						
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)	
出産千対 4.0 出生千対 2.7 (平成24年)		出産千対 3.5 出生千対 2.4 (平成29年)	出産千対 3.2 出生千対 2.1 (令和2年)			
		調査] -	_	
人口動態統計	•	人口動態統計	人口動態統計			
			データ分析			
結果		ベースライン値から年々微減している	5.			
分析				と展のほか、特定妊婦の支援への取り 制の整備等が、指標の改善に貢献し		
評価		_				
調査・分析上の認		特記すべき事項なし				
残された課題		基盤課題A-12妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合は99%と増加しているが、妊娠届出をしていない、妊婦の未受診問題や飛び込み出産等、妊娠期に医療機関が把握できていない妊婦が存在するという課題が残されている。未受診妊婦をなくすためのさらなる体制の確立が必要である。周産期死亡は妊娠満22週以後の死産の割合が多くを占めることから、死産を経験した母親の支援を充実させる必要がある。				
	①調査名	人口動態統計				
ベースライン値の	②設問	早期新生児死亡数(生後1週未満の死亡)、妊娠満22週以後の死産数、妊娠満28週以後の死産数、出生数等				
データ算出方法	③算出方法	出産千対周産期死亡率=(早期新生出生千対周産期死亡率=(早期新生	E児死亡数+妊娠満22週以後の死産 E児死亡数+妊娠満28週以後の死産	数)/(出生数+妊娠満22週以後の死 数)/出生数×1000	產数)×1000	
	④備考	_				
	①調査名	同上				
┃ 中間評価のデータ算出方 法	②設問	同上				
※ベースラインと異なる場合は記載してください。	3算出方法	同上				
	④備考	_				

基盤課題A:切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策									
【保健医療水準の指標】									
参考指標2:新生児死亡率、乳児(1歳未満)死亡率(出生千対)									
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値		最終評価 目標値	評価(暫定)			
新生児死亡率 1.0 乳児(1歳未満)死亡率 2.2 (平成24年)		新生児死亡率 0.9 乳児(1歳未満)死亡率 1.9 (平成29年)	新生児死亡率 乳児(1歳未満)死亡率 (令和2年)	0.8 1.8					
		調査			_	_			
人口動態統計		人口動態統計	人口動態統計						
			データ分析						
結果		ベースライン値から年々微減している	5.						
分析		乳児(1歳未満)死亡の主な死因は 候群であるが、新生児及び周産期医			引産期に特異的な呼吸障害及び心血 。	管障害、乳児突然死症			
評価		_							
調査・分析上の認	果題	特記すべき事項なし							
残された課題		乳児死亡の主な死因のうち「不慮の事故」は4.1%(令和2年)であり、事故予防への取り組みを引き続き行っていく必要がある。また、 児の養育者に対する児の異常時の症状およびその対応としての連絡先(#8000)の周知、かかりつけ医を持つことについても、さらに 啓発していく必要がある。							
	①調査名	人口動態統計							
ベースライン値の	②設問	新生児(28日未満)死亡数、乳児(1歳	袁未 満)死亡数、出生数						
データ算出方法	③算出方法	新生児死亡率=新生児死亡数/出生 乳児死亡率=乳児死亡数/出生数×	E数×1000 <1000						
	④備考	_							
	①調査名	同上							
中間評価のデータ算出方法	②設問	同上							
※ベースラインと異なる場合は記載してください。	3算出方法	同上							
	④備考	_							

基盤課題A: 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策									
【保健医療水準の指標】									
参考指標3:幼児(1~4歳)死亡率(人口10万対)									
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)				
20.9 (平成24年)		17.8 (平成29年)	12.8 (令和2年)						
		調査		_	_				
人口動態統計	•	人口動態統計	人口動態統計						
			データ分析						
結果		ベースライン値から年々減少している	5.						
分析			和2年)は、先天奇形・変形及び染色(エンザ(4.1%)となっている。小児医療						
評価		_							
調査・分析上の詩	果題	特記すべき事項なし							
残された課題		死因の第3位は「不慮の事故」であり、その内容は、窒息が37%、交通事故が35%、溺死及び溺水が14%である。これらは、養育者を含む大人の不注意によるものも考えられるため、大人の危機感知能力を高め、未然に事故を防ぐとともに、万が一事故が起こった時の緊急対応の知識を持ち、実施できるように教育していくことが必要である。							
	①調査名	人口動態統計							
ベースライン値の	②設問	年齡階級別死亡率							
データ算出方法	③算出方法	幼児(1~4歳)死亡率=幼児(1~4歳	度)死亡数/幼児(1~4歳)人口×100,0	000					
	④備考	_							
	①調査名	同上							
直近値のデータ算出方法	②設問	同上							
	③算出方法	幼児(1~4歳)死亡率=幼児(1~4歳 467/3,637,485×100,000=12.8	表)死亡数/幼児(1~4歳)人口×100,0	000					
	④備考	_							

基盤課題A: 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策									
【保健医療水準の指標】									
参考指標4:乳児のSIDS死亡率(出生10万対)									
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)				
13.9 (平成24年)		7.3 (平成29年)	10.9 (令和2年)						
		調査		_	_				
人口動態統計		人口動態統計	人口動態統計						
			データ分析						
結果		中間評価時にはベースライン時と比	較し減少したが、最終評価時には再び	が増加した。					
乳幼児突然死症候群(SIDS)は乳児(1歳未満)の死因第3位であり、6.1%を占めている(令和2年)。 中間評価時点におけるSIDS死亡率の減少傾向には、「乳幼児突然死症候群診断ガイドライン」(平成24年)の周知・普及や、 分析 関等が同ガイドラインを参考に、乳幼児の死体検案を行う際はSIDSと虐待または窒息事故とを鑑別するために的確な対応を行 必要に応じて保護者に対し解剖を受けるよう勧めることを依頼する等の取り組みによって死亡原因の特定が明確になされるよ たこと等が寄与していると考えられる。近年の死亡率上昇傾向については推移を注視していく必要がある。					的確な対応を行うこと、				
評価		_							
調査・分析上の詩	題	特記すべき事項なし							
残された課題		保護者や保育関係者に対するSIDSの予防や対応に関する取り組みは継続して行っていく必要がある。							
	①調査名	人口動態統計							
ベースライン値の	②設問	乳幼児突然死症候群(SIDS: sudden infant death syndrome, ICD-10によるR95)死亡数、出生数							
データ算出方法	③算出方法	乳児のSIDS死亡率=乳児のSIDS死亡数/出生数×100,000							
	④備考	_							
	①調査名	同上							
直近値のデータ算出方法	②設問	同上							
	③算出方法	乳児のSIDS死亡率=乳児のSIDS死	亡数/出生数×100,000 92/840,835	×100,000=10.9					
	④備考	_							

基盤課題A::切れ目ない妊	産婦·乳幼児	これ の保健対策				
【参考とする指標】	1					
参考指標5:正期産児に占		▶重児の割合 T		E 40 = 1.1T		
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)	
低出生体重児 極低出生体重児 0.0 (平成24年度)	6.0% 0093%	低出生体重児 6.0% 極低出生体重児 0.0093% (平成29年度)	低出生体重児 5.8% 極低出生体重児 0.0097% (令和2年)			
		調査		_	_	
人口動態統計		人口動態統計	人口動態統計			
			データ分析			
結果		ベースライン値からほぼ横ばいでま 低出生体重児の割合は平成29年以		氐出生体重児は0.009%∼0.01%で推	移している。	
分析				題などハイリスク妊産婦の増加に危材 いないが、増加していないことに注目		
評価		_				
調査・分析上の認	題	特記すべき事項なし				
残された課題		低出生体重児・極低出生体重児の成長についての追跡、健やかな成長をどう見守るかが課題と言える。				
	①調査名	人口動態統計				
	②設問	_				
ベースライン値の データ算出方法	③算出方法	●正期産児に占める低出生体重児の -妊娠満37週以降の児に占める出 ●正期産児に占める極低出生体重! -妊娠満37週以降の児に占める出 ※数値は、過期産(妊娠42週以降)も	出生体重2,500g未満児の割合 児の割合			
	4備考	_				
	①調査名	同上				
	②設問					
直近値のデータ算出方法	③算出方法	●正期産児に占める極低出生体重!	出生体重2,500g未満児の割合(45,80 見の割合 1生体重1,500g未満児の割合(77/79			
	④備考	_				

基盤課題A:切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策								
【参考とする指標】								
参考指標6:妊娠11週以下での妊娠の届出率								
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)			
90.8% (平成24年度)		93.0% (平成28年度)	94.6% (令和2年)					
		調査		_	_			
地域保健・健康増進事	業報告	地域保健・健康増進事業報告	地域保健・健康増進事業報告					
			データ分析					
結果		ベースライン時、中間評価時、最終	評価時にかけて増加傾向である。					
現在、公費負担により全ての市区町村で14回以上の妊婦健康診査が実施されている。妊娠の届出によりこの受診券が発行中の必要な検査を少ない自己負担(あるいは負担なく)受診できるシステムとなっていることもあり、妊娠届出が早期になされ分析 増えてきていると考えられる。一方、ある一定の女性においては予期せぬ妊娠で妊娠に気づくのが遅くなったり、産むか産ま、迷っているうちに時期が過ぎたり、あるいは、不育症などで流産を繰り返した女性がなかなか妊娠届出を出すことが出来なかることなどの影響が考えられる。				「早期になされることが 、産むか産まないか				
評価		_						
調査・分析上の語		特記すべき事項なし						
残された課題		女性自身の身体への関心を高めること、妊娠した際には健康診査を受ける際の補助があることなどを妊娠前から周知していくことも届出率の増加を促進することにつながると考えられる。また、妊娠11週以降、遅れて届出を提出した妊婦への丁寧なフォローが妊婦健診未受診から発生するハイリスク妊娠出産育児への予防的関わりとして重要である。						
	①調査名	地域保健•健康増進事業報告						
ベースライン値の	②設問	地域保健編 第3章 市区町村編 母子保健第2表 市区町村への妊娠届出者数、都道府県-指定都市・特別区-中核市-その他政令市、妊娠週(月)数別						
データ算出方法	③算出方法	妊娠11週以下での妊娠の届出率=妊娠11週以内の届出数/届出総数×100						
	④備考	_						
	①調査名	同上						
直近値のデータ算出方法	②設問	同上						
巨虹胆のナープ昇山万法	③算出方法	妊娠11週以下での妊娠の届出率= 820,361/867,510×100=94.6%	妊娠11週以内の届出数/届出総数×	100				
	④備考	_						

基盤課題A:切れ目ない妊	産婦·乳幼児	への保健対策				
【参考とする指標】	10日刊本口	の割合				
参考指標7:出産後1か月児の母乳育児 ベースライン値		中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)	
47.5% (平成25年度) (参考)51.6% (平成22年度) ※無回答を除いた数値 48.6%		45.8% (平成29年度)	37.6% (令和2年)	口	_	
(平成25年度)		 調査				
平成25年度厚生労働科学班) (参考)平成22年乳幼児		母子保健課調査	母子保健課調査			
(参考) 干成22平孔如光	分体光月 酮		データ分析			
結果			なるが、平成27年度の乳幼児健康診3 その結果、中間評価時45.8%、直近値		∮項目に入れ、ベースラ	
分析			E婦の年齢とくに40歳以上の高齢初産 加により、出産後早期に職場復帰をす 性が考えられる。			
評価		_				
調査・分析上の認	 段	特記すべき事項なし				
ベースライン値(データ算出方法		子どもが母乳育児によって受けられる恩恵については多くの研究で示されており、妊婦の多くは母乳育児を望んでいるが、出産時の入院期間は短く、母乳育児のスタイルが確立する前に退院せざるを得ない状況に置かれている可能性がある。また、妊娠中からの母乳育児に対する教育的関わりや母乳育児の見通しとともに、産後早期の支援が得られるような体制、職場復帰と母乳育児の継続など、多様な選択を支援する社会における理解や環境整備が必要と考えられる。				
	①調査名	平成25年度厚生労働科学研究(山縣班) (参考) 乳幼児身体発育調査				
	②設問	設問:生後1か月時の栄養法はどう 2. 参考調査:乳幼児身体発育調査 設問:栄養等(6)乳汁(全員に聴取の 母乳 01234567891011	学研究(山縣班)親と子の健康度調査 ですか。→(1. 母乳 2. 人工乳 3. 混 一般調査 Dこと。該当する乳汁を与えていた月間 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 1 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 2	l合) 給を○で囲む。) 3 24 か月		
ベースライン及び直近値 の データ算出方法	③算出方法	2. 参考調査 報告書の「表11 一般調査による乳: 母乳:1~2か月未満(51.6%)2~3 人工乳:1~2か月未満(4.8%)2~3 混合:1~2か月未満(4.8%)2~3 ※栄養法については、思い出し法: 母乳栄養とは調査票の「母乳」相・人工栄養とは「人工乳、粉乳」」相	答者数×100(※分母に無回答を含計栄養法の割合、月齢別、出生年次月未満(55.0%)3~4月未満(56.8%)3月未満(9.5%)3~4月未満(30.0%)を用い保護者が到幼児期の栄養法を関のみに記入があるものとした。 」のあ「記入があるものとした。	別」から次の下線部のデータを引用。 4~5月未満(55.8%) 4~5月未満(18.1%) 4~5月未満(26.1%) 忘れてしまった場合には、記入しない	こととした。 合も母乳栄養とした。	
	④備考	_				
	①調査名	母子保健課調査(3・4か月児)				
	②設問	生後1か月時の栄養法はどうですか	。→(1. 母乳 2. 人工乳 3. 混合)			
直近値のデータ算出方法	③算出方法		078人)/全回答者数(604,714人)×10	10= 37.6% (※分母に無回答は含ま? 	ない。)	
	④備考		建康診査(3·4か月児)での問診から。 自治体は、平成27年度からデータ収集			

基盤課題A:切れ目ない妊産	₤婦・乳幼児	への保健対策				
【参考とする指標】						
参考指標8:産後1か月でEP ベースライン値	DS9点以上	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)	
8.4% (平成25年度)		9.8% (平成29年度)	9.7% (令和2年)	口保胆		
(177-1727		調査	(11427)	_	_	
母子保健課調査		母子保健課調査	母子保健課調査			
			データ分析			
結果		平成25年度のベースライン値8.4%か	ら中間評価時に9.8%に増加し、直近	値では9.7%と横ばいである。		
分析		EPDSは日本において産後1か月の信頼性、妥当性が確認されている調査であり、継続的に本指標の経過をモニタリングすることは重要である。EPDS9点以上を示す高得点者のなかには、抑うつ状態だけでなく、不安障害や双極性障害といった他の精神疾患も含まれている可能性があり、本指標の数値はより現状を反映した妥当な数値と言えるのではないかと考えられる。新生児訪問をはじめとした母子保健事業で広く用いられるようになったことに加え、平成29年度より産婦健康診査事業が開始され、産後2週間健診や産後1か月健診時に医療機関で実施される機会も増えたこと等から中間評価時ではEPDS9点以上の褥婦の割合が9.8%と増加した。その後、直近の令和2年では9.7%と横ばいであることから、子育て世代包括支援センターや産前・産後サポート事業、産後ケア事業等の妊娠期からの切れ目のない支援が妊産婦のメンタルヘルスの維持向上に一定程度寄与していると考えられる。				
評価		_				
調査・分析上の課	題	周産期メンタルヘルスへの関心の高まりや産婦健康診査事業の広がりに伴って、産後2週間健診あるいは産後1か月健診の際に医療機関においてもEPDSを実施する体制を整える自治体が増え、1人の褥婦が短期間の間に複数回EPDSに回答するケースも出てきている。EPDSは日本において産後1か月の信頼性、妥当性が確認されている調査であり、継続的に本指標の経過をモニタリングすることは重要であるが、一人の女性が短期間に繰り返し同じスクリーニング検査を受けるような体制は出来るだけ回避しつつ、もし繰り返し使用することがあった場合においては、回答に際しての社会的望ましさなどによるバイアスも考慮した結果の判読や対応が必要であり、いつの時点で把握した(検査した)結果であるかについても注意していく必要がある。				
残された課題		EPDSの陽性的中率は50%と言われていることにも考慮し、うつだけにとどまらず不安障害などその他の精神疾患も含まれている可能性があることも念頭に、EPDS高得点者へのフォロー体制や周産期メンタルヘルスに対応する精神科医師との連携等、支援体制の整備が急がれる。				
	①調査名	母子保健課調査				
ベースライン値の	2設問	d. 産後8週までに、必要に応じてす g. 実施していない ② ①で、a. ~f. と回答した場合、平 (i)EPDSを実施した褥婦の人	対象に実施 b. 産後4週までに、必要 実施 e. 産後8週を超えて、全ての褥如 成25年4月~平成26年3月において、	帚を対象に実施 f. 産後8週を超えて		
データ算出方法	3算出方法	・EPDSを実施した褥婦の人数…33 ・このうち、産後4週までのEPDSが 産後1か月でEPDS9点以上の褥婦の (参考)設問①の他の選択肢の回答	9点以上の褥婦の人数…2,871名	(192か所) e. (224か所)		
	④備考	_				
	①調査名	母子保健課調査(市区町村用)				
直近値のデータ算出方法	2)設問	→a. 全ての褥婦を対象として実施 把握 d. 何も実施していない (ii)(i)で、a. b. と回答した場合の →(はい:〇 いいえ:※) ④ ②(ii)で「○」と回答した場合申 い。 (i)EPDS実施人数およびEPDSが9 (ii)(i)で「○」と回答した場合のみ i)産後1か月までにEPDSを多	婦にEPDSを実施しているか(リストか b. 一部の褥婦を対象として実施 のみ回答してください。産後1か月までの 町村のみ回答してください。 平成314 点以上の褥婦の人数を把握している。 回答してください。EPDS実施人数及で	EPDS以外の連絡票や他の調査方 の褥婦を原則対象にEPDSを実施して 〒4月~令和2年3月の1年間における か→(はい:○ いいえ:×)	ている 状況を回答してくださ	
	3算出方法)人数(41,775人)/(i)の人数(429,10	01人)×100=9.7%		
(④備考	②(i)でa. またはb. と回答した市区 ④(i)で「はい」と回答した市区町村 所を除外した市区町村数)	町村数 1,566か所 数 1,085か所((ⅰ)で「はい」と回答し	-た1,187か所のうち、実施人数が「0」	と回答した市町村102か	

基盤課題A:切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策						
【参考とする指標 】						
参考指標9:1歳までにBCC	接種を終了し	ンている者の割合 「				
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)	
92.9% (平成24年度)		98.8% (平成28年度)	104.2% ※下記より算出しているため100% を超えるケースがあり得る 接種者数(2020年度に接種した実 人数)/対象者数(人口推計の0歳 人口) (令和2年)	1	-	
		調査				
定期の予防接種実施	拖者数	定期の予防接種実施者数	地域保健·健康増進事業報告			
			データ分析			
結果		ベースライン値から中間評価時で98	.8%、直近値で104.2%と増加している	0.		
分析		平成24年度まで、BCGワクチンの接種は生後6ヵ月に至るまでに接種することとなっていたが、平成25年度以降は生後1歳に至るまでの間(5ヵ月から8ヵ月未満を推奨)に接種することと変更された。期間が延びたことにより、接種終了者の割合が増えた可能性はある。今後の傾向も確認していく必要がある。				
評価						
調査・分析上の詩	果題	特記すべき事項なし				
残された課題		結核の発生状況により乳幼児が結核に罹るリスクは変わってくるため、現在生後5~8ヵ月が標準的な接種期間として推奨されているが、地域の実情に応じて接種推奨時期を検討する必要があるかもしれない。				
	①調査名	地域保健事業報告の「定期の予防接種被接種者数」 https://www.mhlw.go.jp/topics/bcg/other/5.html				
ベースライン値の	②設問	_				
データ算出方法	③算出方法	対象者数(該当年10月1日の推計人口)/接種者数(該当年度に接種した実人数)				
	④備考	-				
	①調査名	同上				
直近値のデータ算出方法	②設問	_				
	③算出方法	同上				
	④備考	_				

基盤課題A:切れ目ない妊	産婦·乳幼児	への保健対策				
【参考とする指標】		r / P / A P M / A P M / A P /	71.7 TV O CHII A			
参考指標10:1歳6か月まで	に四種混合	・麻しん・風しんの予防接種を終了して T	ている者の割合	目 幼=≖ /≖		
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)	
三種混合 94.7% 麻しん 87.1% (平成25年度)		四種混合 96.8% 麻しん・風しん 91.3% (平成29年度)	麻しん・風しん 91.3% 麻しん・風しん 94.8% (平成29年度) (令和2年度)		_	
		調査				
平成25年度厚生労働科学研	研究(山縣班)	母子保健課調査	母子保健課調査			
			データ分析		•	
結果		三種混合から四種混合に変更となっ	ているが、接種割合としては増加して	こいる。また麻しん・風しんについても	と、着実に増加している。	
分析		る普及啓発への取り組み等により、	数が多く、変更や追加も次々と行わ 接種推奨期間に接種を終了する者の 関係などが行われていること、同時	割合は着実に増加している。また、	スマートフォンに対応した	
評価		_				
調査・分析上の詩	題	特記すべき事項なし				
残された課題		2015年に日本は麻しん排除状態にあることがWHOにより認定された。かつては毎年春から初夏にかけて流行が見られていたが、排除後は、海外からの輸入例や、輸入例を発端とした集団発生事例を認める状況となった。近年は成人を中心には麻しんの流行が確認されており、引き続き乳児期の予防接種は高い接種率を保っていく必要がある。 百日咳についても近年流行が確認されており、特に乳児が罹患すると重症化しやすいため、生後3か月になったら接種するよう引き続き接種勧奨を行っていく必要があると考えられる。				
	①調査名	平成25年度厚生労働科学研究(山県	系班)親と子の健康度調査			
		【三種混合】 設問 ①三種混合(ジフテリア・百日せき・6 ②(①で「1. はい」と回答した人に対 →(1. 1歳まで 2. 1歳~1歳6か月ま 【麻しん】	学研究(山縣班)親と子の健康度調査 破傷風)の予防接種(I期初回3回)を して)I期初回3回が済んだのはいつ で 3.1歳6か月以降)	·済ませましたか。→(1. はい 2. い	いえ)	
ベースライン値 <i>の</i> データ算出方法	②設問	→(1.1歳過ぎてから接種した 2.0 ②接種したのはいつですか。→(1.1 2.参考調査:幼児健康度調査 設問 お子さんがこれまでに1回でも接種し 1.ポリオワクチン 2.BCG 3.DPT 8.流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	歳~1歳3か月まで 2.1歳3か月~1 たことのある予防接種に○をつけて 三種混合ワクチン 4.麻しん(はしか)	歳6か月まで 3.1歳6か月以降) 〈ださい。(複数回答)) 5.風しん 6.MR混合ワクチン ルエンザ(新型インフルエンザを含む	•)	
	③算出方法	【三種混合】②で1. か2. を選択した。 【麻しん】②で1. か2. を選択した者の 2. 参考調査:幼児健康度調査 算出方法:1歳6か月児の調査への回		52の無回答者を除外した回答者数 の無回答者を除外した回答者数× 等者に対する割合を用いた。麻しん	100 ま、「麻しんも	
	④備考	_				
	①調査名	母子保健課調査(1歳6か月児)				
直近値のデータ算出方法	②設問	【四種混合】 設問:四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)の予防接種(第1期初回3回)を済ませましたか。→(1. はい 2. いいえ) 【麻しん・風しん】 設問:麻しん・風しんの予防接種を済ませましたか。→(1. はい 2. いいえ)				
	③算出方法	算出方法:「1. はい」と回答した者の数/無回答者を除外した回答者数×100 【四種混合】663,180/677,622×100=97.9 【麻しん・風しん】637,245/672,052×100=94.8				
	④備考		見健康診査(1歳6か月児)での問診か 各地方自治体は、平成27年度からデ			

基盤課題A: 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策							
【参考とする指標】	【参考とする指標】 参考指標11:不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業の助成件数						
参考指標 :		好治療文援事業の助成件数 中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)		
134,943件 (平成24年度)		139,752件 (平成29年度)	135,480件 (令和2年度)	다 1개 (년			
		調査		_	_		
母子保健課調	Ě	母子保健課調査	母子保健課調査				
			データ分析				
結果		ベースライン値の134,943件より中間	評価時には約5,000件増え139,752件。	となったが、令和2年度は減少し135,4	80件であった。		
分析		晩婚化が進行し、不妊に悩む夫婦は増えていると言われており、それに伴い特定不妊治療に進む夫婦も増え、助成件数は増加したが、その後、件数の伸びは横ばいとなった。平成28年度より妻の年齢が、それまでは限度がなかったが43歳以上の場合は助成対象外となり、通算助成回数にも制限が設けられるなど制度の変更が実施されたことによる影響が考えられる。					
評価							
調査・分析上の誤	題	特記すべき事項なし					
残された課題		不妊に悩む方への支援は経済的な支援のみならず、相談やカウンセリングなども幅広く提供される必要がある。助成件数の増加は不妊について悩んでいる者(夫婦)が増加していることを示しているとも言えるため、自治体における相談体制の整備や、医療施設における不妊症看護認定看護師による支援の拡充などが望まれる。不妊治療のうち生殖補助医療等が令和4年4月から新たに保険適用となったため、不妊治療件数等に与える影響を注視していく必要がある。					
	①調査名	母子保健課調査(毎年度調査):特定不妊治療費助成制度の実績 成果の概要 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000047270.html					
ベースライン値の	②設問						
データ算出方法	③算出方法	_					
	④備考	_					
	①調査名	同上					
直近値のデータ算出方法	②設問	_					
	③算出方法	_					
	④備考	_					

基盤課題A:切れ目ない妊	基盤課題A:切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策						
【参考とする指標】 参考指標12:災害などの突発事象が発生したときに、妊産婦の受入体制について検討している都道府県の割合							
参考指標12:災害などの笑 ベースライン値		生したときに、妊産婦の受人体制につ	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)		
23.4% (平成25年度)		51.1% (平成29年度)	63.8% (令和2年度)	디개			
		調査		_	_		
母子保健課調	Ť.	母子保健課調査	母子保健課調査				
			データ分析				
結果		中間評価の時点でベースライン値か	ら倍増し、約半数の都道府県で体制	が整った。さらに令和2年度では63.89	%へ増加した。		
分析				害弱者と位置づけられる妊産婦や母・ こついての検討が進んでいると考えら			
評価 —							
調査・分析上の課題		特記すべき事項なし					
残された課題		災害はいつ、どこで起こるかわからないことから、体制整備を早急に進めることが必要であるが、当事者である妊産婦や母子がそれらの情報を知り、いざという時対応できるようにしておく必要があり、体制整備と共に情報発信、広報の必要がある。					
	①調査名	母子保健課調査(都道府県用)					
ベースライン値の データ算出方法	②設問	災害時の妊産婦の受入体制について検討(※)している。(有:〇 無:×) (※)例えば、医療機関の機能が麻痺するような大災害が発生した場合の妊産婦の受入体制について、医療機関や関連団体等も交に で検討をしている等。					
, , , , , , , , ,	3算出方法	有〇とした都道府県の数/47×100					
	④備考	考					
	①調査名	同上					
直近値のデータ算出方法	②設問	同上					
	③算出方法	有〇とした都道府県の数 30/47×100=63.8%					
	④備考	_					

基盤課題B: 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策							
【健康水準の指標】							
指標1:十代の自殺死亡率							
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)		
10~14歳 1.3(男 1.8 15~19歳 8.5(男 11.3 (平成24年)		10~14歳 1.9(男 2.1/女 1.6) 15~19歳 7.8(男 11.1/女 4.3) (平成29年)	10~14歳 2.3(男2.3/女2.2) 15~19歳 11.4(男13.8/女8.9) (令和2年)	·10~14歳 減少	4. 評価できない		
		調査		•15~19歳 減少	4. 計画 C C ない		
人口動態統計	-	人口動態統計	人口動態統計				
			データ分析	1			
結果		ベースライン値に比較して、中間評女ともに令和2年はベースライン値を	ベースライン値に比較して、中間評価時は10~14歳は増加、15~19歳は減少したが、令和2年にはいずれも増加した。性別では、男女ともに令和2年はベースライン値を上回った。直近値の10~14歳において男女の値がほぼ同値となった。				
警察庁の自殺統計によると、未成年者の自殺における動機は、「学校問題」が最も多く、次いで「健康問題」であり、この状の最終評価の時から変わっていない。しかし、その割合は、「学校問題」が平成24年は33.0%、平成29年は34.6%、令和2年横ばいの傾向にあり、対して「健康問題」は平成24年は22.9%、平成29年は19.1%、令和2年は23.2%と直近値は増加傾向「方、文部科学省の令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果では、自殺した児・中・高校)が置かれていた状況は「不明」が52.5%と最も多くなっている。次いで「家庭不和」が12.8%、「精神障害」が11.1%である「いじめの問題」は2.9%であった。警察統計が未成年者の自殺の動機で学校問題を挙げる一方で、教育現場では児童生徒の自殺の要因を把握できていなある。				%、令和2年は32.7%とは増加傾向にある。一 自殺した児童生徒(小・ 害」が11.1%であった。な			
評価		10~14歳は中間調査時から低下していたものの令和2年に再び増加した。15~19歳は中間評価時から増加傾向が続いており、評価で きない。					
調査・分析上の詞	果題	警察庁の自殺統計データにおいても自殺率の増加が見られる。人口動態統計とは調査方法等が異なるため、両者を踏まえた検討が必要である。また、文部科学省の自殺に関するデータは、学校から報告があったもののみを集計しているため、結果の解釈に注意が必要である。					
残された課題		十代の自殺については、「学校問題」を動機とした場合が多いが、文部科学省の調査では、児童生徒が置かれた状況は「不明」とするものが半数以上を占めている。学校問題の詳細についての検討が求められる。新型コロナウイルス感染症流行に伴う生活様式の変化や学校、友人等の環境の変化などが自殺率に影響していなかどうか注視していく必要がある。					
	①調査名	人口動態統計					
ベースライン値の	②設問	上巻 死亡 第5-16表 性・年齢別に 10-14歳および15-19歳の[20200自発	こみた死因簡単分類別死亡率(人口10 と引総数(男性、女性)	0万対)			
データ算出方法	③算出方法	_					
	④備考	_					
	①調査名	同上					
直近値のデータ算出方法	②設問	同上					
一人	③算出方法	_					
	④備考	_					

基盤課題B:学童期·思春期	期から成人期	に向けた保健対策					
【健康水準の指標】	oh da						
指標2:十代の人工妊娠中	杷举			最終評価			
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	取終評価 目標値	評価(暫定)		
7.1 (平成23年度)		4.8 (平成29年度)	3.8 (令和2年度)		1. 改善した(①目標を		
		調査		4.0	達成した)		
衛生行政報告係	列	衛生行政報告例	衛生行政報告例				
			データ分析				
結果		ベースライン値に比較して着実に減	少し、最終評価目標値を下回っている	0.			
十代の人工妊娠中絶実施率(人口干対)は、平成13年あたりをピークにその後減少してきた。ベースライン値を設定した平 は微増に転じたものの、その後も減少を続け、最終評価目標値を下回る結果となっている。 母子保健課調査による思春期保健対策に取り組んでいる地方公共団体の割合(参考指標3)を見ると、性に関する指導に 団体は令和2年度時点で40.1%と、自殺防止対策(33.9%)、肥満及びやせ対策(20.6%)、薬物乱用防止対策(26.5%)を大さ おり、その成果が伺える。 十代において、どれだけの率で妊娠が生じているかをみる概算妊娠率をみると、中絶実施率と同様に、平成23年度に微増 のの平成14年度をピークに平成28年度まで減少を続けている。概算妊娠率の低下には、経口避妊薬の流通、緊急避妊薬の 影響に加え、性行動の停滞傾向が関連していると考えられる。			関する指導に地方公共 26.5%)を大きく上回って 23年度に微増に転じたも				
評価		1. 改善した(①目標を達成した)					
調査・分析上の認	果題	人工妊娠中絶実施率における大きな変動の背景要因を把握する社会科学的研究の枠組みが整備されていない。変動の要因について、他の政府統計や調査と組み合わせて検討する必要があり、その社会科学的研究の枠組みが求められる。					
残された課題		平成13年度をピークとする数値の上昇がなぜ発生したのかを解明する必要がある。また、都道府県の格差が大きいため地域差についても解明が求められる。					
	①調査名	衛生行政報告例					
ベースライン値の	②設問	F07「人口妊娠中絶実施率(15~49篇	表女子人口千対)、年齢階級·年次別_	」における「20歳未満」			
データ算出方法	③算出方法	分母に15~19歳の女子人口を用い、分子に15歳未満を含めた人工妊娠中絶件数を用いて算出。					
	④備考	_					
	①調査名	同上					
 直近値のデータ算出方法	②設問	F07「人工妊娠中絶実施率(女子人口	コ千対)、年齢階級・年次別」における	「20歳未満」			
巨虹胆のナーブ昇山万法	3算出方法	同上					
	④備考	概算妊娠率:妊娠総数の率を示す概	投算値で、「人工妊娠中絶率+出生率	」で表わされる指標			

基盤課題B: 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策							
【健康水準の指標】							
指標3:十代の性感染症罹				B 奶 部 压			
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	│ 最終評価 │ 目標値	評価(暫定)		
定点1カ所あたりの報告数 性器クラミジア 2.92 淋菌感染症 0.82 尖圭コンジローマ 0.33 性器ヘルペス 0.35 (平成24年)		定点1カ所あたりの報告数 性器クラミジア 2.13 淋菌感染症 0.57 尖圭コンジローマ 0.15 性器ヘルペス 0.29 実数による報告数 梅毒 303 (平成30年)	定点1カ所あたりの報告数 性器クラミジア 2.35 淋菌感染症 0.56 尖圭コンジローマ 0.20 性器ヘルペス 0.23 実数による報告数 梅毒 208 (令和2年)	減少	1. 改善した(①目標を 達成した)		
		調査					
感染症発生動向記	周査	感染症発生動向調査	感染症発生動向調査				
			データ分析	,			
結果			『間評価時にはベースライン値よりも》 らベースライン時より低い値となってい	咸少した。令和2年では性器クラミジア ゝる。	と尖圭コンジローマが中		
分析		性器クラミジア感染症及び淋菌感染症は平成14年をピークに、また尖圭コンジローマと性器ヘルペスウイルス感染症は平成15年から 漸次減少していた。性器クラミジア感染症と淋菌感染症は平成25年に微増に転じたもののその後は減少していた。令和2年では性器ク ラミジアと尖圭コンジローマが中間評価時よりもわずかながら増加しているため、今後の経緯を注視する必要がある。 性に関する指導に取組む地方公共団体が多いこととともに、平成10年に改訂された中学校の学習指導要領に性感染症とその予防 について記載され、その後の改定(平成20年、平成29年)でも引き続き性感染症に関する記載がされ、中学校の保健体育で指導がなさ れたことも十代への周知に影響していると考えられる。また、十代の人工妊娠中絶率や概算妊娠率の低下と同様の推移が見られるこ とから、性行動の停滞傾向も関連していると考えられる。					
評価		1. 改善した(①目標を達成した)					
調査・分析上の認	題	4つの性感染症が減少しているのに対して、梅毒の報告数が平成25年から増加している。中間評価により梅毒を追加することになり、今後も動向を確認する必要がある。					
残された課題		平成14年ごろをピークとする数値の上昇がなぜ発生したのかを解明する必要がある。					
	①調査名	感染症発生動向調査 性感染症(STD)報告数(年間報告数)					
ベースライン値の	②設問	第12-1表. 報告数·定点当たり報告数, 年齢階級·性別·都道府県·全定点把握対象疾患別 -2017-					
データ算出方法	③算出方法	各感染症における年齢(5歳階級)別にみた性感染症(STD)報告数のうち、10~14歳及び15~19歳の報告数を合計したものを用 この合計数を感染症法に基づき都道県知事が指定する定点における医療機関数を用いて除した数値を定点1カ所あたりの件数とし 算出した。					
	④備考						
	①調査名	同上					
直近値のデータ算出方法	②設問	同上					
	③算出方法	・淋菌感染症 7(10~14歳)+ ・尖圭コンジローマ 2(10~14歳)+	+2.275(15~19歳)/981=2.35 539(15~19歳)/981=0.56 197(15~19歳)/981=0.20 +214(15~19歳)/981=0.23 9歳の合計				
	④備考	_					

基盤課題B: 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策							
【健康水準の指標】							
指標4:児童・生徒における痩身傾向児の割合							
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)		
2.0% (平成25年度)		1.9% (平成29年度)	3.2% (令和2年度)				
		調査		1.0%	3. 悪くなっている		
学校保健統計調	査	学校保健統計調査	学校保健統計調査				
			データ分析				
結果		中間評価時はベースライン値とほぼ	中間評価時はベースライン値とほぼ同じであったが、令和2年には1.2%増加した。				
分析		ベースライン値と比較すると、高2男-	本指標はベースライン値からほぼ横ばいで推移している。参考データ(高校2年生男子、中学2年生男女、小学5年生男女)についてベースライン値と比較すると、高2男子は増加(1.88→4.07)、中2女子は減少(3.48→3.20)、中2男子は増加(1.46→2.99)、小5女子は減少(2.89→2.76)、小5男子は増加(2.48→2.76)であった。学年別の出現率では、高校生男子で高い傾向にある点は今後の推移を注視する必要がある。				
評価		3. 悪くなっている					
調査・分析上の認	果題	高2女子のデータを指標の評価データとしているが、出現率はそれよりも低年齢が高く、推移も増加しており、評価データとする学年 の検討が必要。					
残された課題		思春期やせ症をはじめとする瘦身傾向児出現の低年齢化に関する研究が必要である。 中学校の学習指導要領には、生活習慣病の中でやせや肥満を取り扱っているが、中学生女子で瘦身傾向児の出現率が高く、推移も 増加していることから、自らの体格を自覚させるとともに実効的な保健教育が求められる。併せて、児童生徒を取り巻く環境側の要因と 個人要因の関与を明らかにし、思春期やせ症の予測モデルを確立するための研究が必要である。また、高校生男子で痩身傾向が増 加している点を注視していく必要がある。新型コロナウイルス感染症流行に伴う生活様式の変化や学校、友人等の環境の変化などが 痩身傾向児の増加に影響していないかどうかも併せて注視していく必要がある。					
	①調査名	学校保健統計調査					
	②設問	13 年齢別 痩身傾向児の出現率の	推移(昭和52年度~平成29年度)(3	-3)			
ベースライン値の データ算出方法 3算出方法		性別、年齢別、身長別標準体重から肥満度(過体度)を算出し、肥満度が-20%以下の者を痩身傾向児とし、学校保健統計調査による16歳(高校2年生)の女子の割合を評価するとともに、参考データとして10歳(小学校5年生)、13歳(中学校2年生)の男女、16歳(高校2年生)の男子の数値も継続的に算出する。 肥満度(過体重度)=[実測体重(kg)-身長別標準体重(kg)]/身長別標準体重(kg)×100(%) 身長別標準体重(kg)= a × 実測身長(cm) - b なお、a及びbの係数は、「児童生徒の健康診断マニュアル(改訂版)」(公益社団法人日本学校保健会,平成18年)を参照のこと。					
	④備考	_					
	①調査名	同上					
直近値のデータ算出方法	②設問	令和2年度学校保健統計調査の公表 び肥満傾向児及び痩身傾向児の割	について⇒令和2年度学校保健統計 合	- 調査結果のポイント⇒令和2年度	身長・体重の平均値及		
	3算出方法	16歳(高校2年生)の女子の割合					
	④備考	_					

基盤課題B: 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策							
【健康水準の指標】	四世任去旧	o du A					
指標5:児童・生徒における							
ベースライン値	<u> </u>	中間評価時の値	直近値	目標値	評価(暫定)		
9.5% (平成25年度)		8.9% (平成29年度)	11.9% (令和2年度)				
		調査		7.0%	3. 悪くなっている		
学校保健統計調	査	学校保健統計調査	学校保健統計調査				
			データ分析				
結果		中間評価時はベースライン値よりも減	或少したが、令和2年には2.4%増加し	t=.			
評価指標の小学5年生とともに、参考データの高校2年生及び中学2年生について、ベースライン値と比較すると、小55 9.47)、小5男子(10.90→14.24)、高2女子(7.66→6.59)、高2男子(10.46→11.54)、中2女子(7.83→8.53)、中2男子(8.97→ 子を除いていずれも増加している。学年及び性別の出現率では、各学年とも総じて男子の出現率が高く、特に高校生に 分析 が女子よりも4.8から5.0ポイントほど出現率が高くなっている。 年齢区分別の摂取エネルギーの推移では回帰直線の傾きからいずれも減少の傾向にあり、特に男子よりも女子の方: が大きい。また、令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果からは、肥満および痩身では1週間の総運動時 (0分を含む)の割合が高かった。食事や運動が肥満の動向に影響していることが考えられる。				子(8.97→12.18)、高2女 高校生においては男子 女子の方が減少の割合			
評価		3. 悪くなっている					
調査・分析上の語	題	肥満傾向児の出現率だけでなく、肥	満の状況別にどのような分布を示して	いるのか、その状況についても検討	が必要である。		
残された課題		また、家族全体の生活習慣改善が することが求められる。特に親の食いいるかを含めた、総合的な食行動改 これらの対策を効果的に推進する」 と連携を図り、種々の関係者が取組	は関しては、医療と教育との連携の必要なケースなど、関連する背景・要に対する考え方や行動を把握しながら善・日常生活習慣改善のための教育とめには、養護教諭、栄養教諭や担任に参画できるようにする必要がある。 対していなかどう。	因が多様であり、社会的要因、経済、子どもが何を食べているかのみないでないでないのでないない。 大きなができないでいく必要がある 日教論をはじめとした学校や地域の専 新型コロナウイルス感染症流行に伴	的要因等を含めて分析 らず、どのように食べて 。 『門職の更なる資質向上		
	①調査名	学校保健統計調査					
	②設問	12 年齢別 肥満傾向児の出現率の推移(昭和52年度~平成29年度)(3-1)					
ベースライン値の データ算出方法	③算出方法	性別、年齢別、身長別標準体重から肥満度(過体度)を算出し、肥満度が20%以上の者を肥満傾向児とし、学校保健統計調査に10歳(小学5年生)の男女合計値の割合を評価するとともに、参考データとして10歳(小学校5年生)、13歳(中学校2年生)、16歳(高年生)の男子及び女子の数値も継続的に算出する。 肝満度(過体重度)=[実測体重(kg)-身長別標準体重(kg)]/身長別標準体重(kg)×100(%) 身長別標準体度(kg)= a×実測身長(cm)-b なお、a及びbの係数は、「児童生徒の健康診断マニュアル(改訂版)」(公益社団法人日本学校保健会、平成18年)を参照のこと。					
	④備考	_					
	①調査名	同上					
 	②設問	令和2年度学校保健統計調査の公表 び肥満傾向児及び痩身傾向児の割	長について⇒令和2年度学校保健統計 合	調査結果のポイント⇒令和2年度	身長・体重の平均値及		
	③算出方法	10歳(小学5年生)の男女合計値の害					
	④備考	_					

基盤課題B:学童期·思春期	期から成人期	に向けた保健対策				
【健康水準の指標】						
指標6:歯肉に炎症がある	十代の割合					
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)	
25.7% (平成23年)		26.3% (平成28年)	同左			
		調査		20.0%	4. 評価できない	
歯科疾患実態調	査	歯科疾患実態調査	同左			
			データ分析			
結果 中間評価時はベースライン値に比較して増加していたが、中間評価以降令和2年までに調査が行われていない。					N _o	
分析		学校歯科保健において歯肉炎の予問	平成11年(23.3%)、平成17年(25.1% 防は重要な課題とされている。小学校 り組まれているが、歯肉の状況は改	及び中学校の学習指導要領においる		
評価		4. 評価できない				
調査・分析上の認	果題	きな差がある。学校保健統計の推移	《ある小・中・高校生の割合は、令和24 『では、小・中・高校ともに減少の傾向 交では同程度の割合となる。歯科疾患	にある。また、学年別では小学校の個	学年から学年が上がる	
残された課題			少は、フッ化物塗布や人工甘味料の音 き等)が不十分であることが要因の一			
	①調査名	歯科疾患実態調査 歯肉の所見の有無(CPI個人最大コード)、性・年齢階級別(5歳以上・永久歯)				
	②設問	歯周疾患のスクリーニング評価であるCPI(Community Periodontal Index:地域歯周疾患指数)にて、軽度の歯肉炎症の代表的な所りである出血を示すコードを有する者を歯肉炎保有者とした。				
	③算出方法	10~14歳及び15~19歳のうち、ブロービング後の出血(code1)/(総数-不詳)×100 (43+26)/(283-12)×100=25.5				
ベースライン値の データ算出方法		歯科疾患実態調査: 全国を対象として、平成28年国民健康・栄養調査において設定される地区(平成22年国勢調査の調査区から 化無作為抽出した全国計475地区)からさらに抽出した150地区内の満1歳以上の世帯員を調査客体とする。				
	④備考	調査票記入要領の定めるところにより、次の事項を調査票に記入した。 1)被調査者本人が記入する事項 2)調査員が被調査者に質問して記入する事項 3)調査員が被調査者の口腔内診査を実施して、その結果を記入する事項				
		なお、これまでベースライン値は25.7 25.5%)が正しいと思われる。再検討	%としてきたが、今回見直しを行った; けが必要と思われる。	結果、25.5%((43+26)/(170+113-9-	3) × 100=25.461→	
	①調査名	平成28年歯科疾患実態調査 表 V-3-1 歯肉出血を有する者(人数	数・割合)、性・年齢階級別(10歳以上・	永久歯)		
直近値のデータ算出方法	②設問	同上				
但処理のナータ昇山万法	3算出方法	10~14歳及び15~19歳のうち、歯肉 (29+15)/(118+49)×100=26.3	出血が「あり」と診断された人数を総勢	数で除して算出した。		
	④備考	_				

	3.8%	喫煙率は、学年7の調査と比較し、『 平成29年度調査 度は紙巻タバコ> パコと比較してりり マパコが手に入り 平成16年の健康	.4% 女子 0.4% .0% 女子 1.4% .0% 女子 1.4% 設問等が異なる 9年度) 三労働科学研究 所班) -スライン値に比 が極率は減少して (尾崎班)より従 電子タバコンかさ に、男女差がかある	データ 較して減少し、 増加し、女子よ ていた。 来の紙巻きタ	ていたカ	左左	最終 目 中学1年 男- 高校3年 男- 高校3年 男-	標値 P・女子 0% P・女子 0%	評価(暫定) 4. 評価できない
ペースライン値 中学1年 男子 1.6% 女子 0 高校3年 男子 8.6% 女子 3 (平成22年度) 平成22年度厚生労働科学研究 (平成22年度調査であり、確定 成24年度報告書参照 結果 分析 評価 調査・分析上の課題 残された課題	3.8%	中学1年 男子 3 ※ベースラインと (マース・マース・マース・マース・マース・マース・マース・マース・マース・マース・	.4% 女子 0.4% .0% 女子 1.4% .0% 女子 1.4% 設問等が異なる 9年度) 三労働科学研究 所班) -スライン値に比 が極率は減少して (尾崎班)より従 電子タバコンかさ に、男女差がかある	データ 較して減少し、 増加し、女子よ ていた。 来の紙巻きタ	同。 同。 マ分析 ていたか	左左	中学1年 男- 高校3年 男-	標値 P・女子 0% P・女子 0%	4. 評価できない
高校3年 男子 8.6% 女子 3 (平成22年度) 平成22年度厚生労働科学研究 (大井田班) ※平成22年度調査であり、確定成24年度報告書参照 結果 分析 評価 調査・分析上の課題 残された課題	3.8%	高校3年 男子3と (平成2) 年 度 (早 峰 中 世	1.0% 女子 1.4% 女子 1.4% 女子 1.4% 女子 1.4% 技能 大学 1.4% を	データ 較して減少し、 増加し、女子よ ていた。 来の紙巻きタ	同 <i>z</i> タ分析 でいたか	左 、中間評価以降令	中学1年 男- 高校3年 男-	₹・女子 0% ₹・女子 0%	
(大井田班) ※平成22年度調査であり、確定 成24年度報告書参照 結果 分析 評価 調査・分析上の課題 残された課題	定値は平	平成29年度厚集 平成29年度厚集 中間評価時はベー 喫煙率は、学年。 の調査と比較し、 では、変とのでは、 では、では、 では、では、 では、では、 では、では、 では、できる。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。	き労働科学研究 所班) ・スライン値に比 があがるにつれば ツ煙率は減少して (尾崎班)より従 電子タバコドかさ に、男女差ががある	較して減少し [*] 増加し、女子よ ていた。 来の紙巻きタ	タ分析	が、中間評価以降令	高校3年 男子	子・女子 0%	
(大井田班) ※平成22年度調査であり、確定 成24年度報告書参照 結果 分析 評価 調査・分析上の課題 残された課題	定値は平	中間評価時はベー 喫煙率は、学年の の調査と比較し、『査 度は紙巻タバコンと が手にの仕様 ダバア成16年のがった。 はん健康	・スライン値に比があがるにつれば 製煙率は減少して (尾崎班)より従 電子タバコ>かは 、、男女差が小さ にくい状況がある	較して減少し [*] 増加し、女子よ ていた。 来の紙巻きタ	タ分析	が、中間評価以降令	和2年までに比較	可能な結果が得	
分析 評価 調査・分析上の課題 残された課題		喫煙率は、学年7の調査と比較し、『 平成29年度調査 度は紙巻タバコン バコと比較して高く タバコが手に入り! 平成16年の健康 減少につながった	があがるにつれた 契煙率は減少して (尾崎班)より従電子タバコ>加 、男女差が小さ こくい状況がある	較して減少し [*] 増加し、女子よ ていた。 来の紙巻きタ	ていたカ		和2年までに比較	可能な結果が得	
分析 評価 調査・分析上の課題 残された課題		喫煙率は、学年7の調査と比較し、『 平成29年度調査 度は紙巻タバコン バコと比較して高く タバコが手に入り! 平成16年の健康 減少につながった	があがるにつれた 契煙率は減少して (尾崎班)より従電子タバコ>加 、男女差が小さ こくい状況がある	増加し、女子よ ていた。 来の紙巻きタ			和2年までに比較	可能な結果が得	S. L
評価 調査・分析上の課題 残された課題		の調査と比較し、『 平成29年度調査 度は紙巻タバコ> バコと比較して高く タバコが手に入り 平成16年の健康 減少につながった	型煙率は減少し (尾崎班)より従 電子タバコ>加 、男女差が小さ こくい状況がある	ていた。 来の紙巻きタ	より男子	マラン しいこ ニム・			っれていない。
調査・分析上の課題 残された課題			ことが考えられる	かった。さらに ることが示され 以降、公共施設 る。また、国民	順で多た こ同調査 した。一方 没におけ	nえ、加熱式タバコ。 いった。学年別では によると、年齢確認 で加熱式タバコや る分煙や禁煙の推	と電子タバコについ、中1女子の加熱はが厳しい、価格が電子タバコはイン進や、学校でのほ	いても調査される 式タバコと電子タバ高い、自動販売 ターネットでの購 健教育による喫	となった。また、これまで ようになったが、使用頻 パコの使用頻度が紙巻・ 機が使えない等の理由・ 入が多かった。 煙防止の継続が喫煙率 これらにより子どもの喫
残された課題		4. 評価できない							
①部						習慣調査として定其 筆保できる既存の調			成年者を対象としていな である。
		己効力感の育成に 中学生、高校生の	エ取組むとともに カスマートフォン 5:内閣府令和2年	、家族の喫煙 の普及率やイ 度 青少年の	状況から インターネ	らの影響を考えて、 ネット利用率の高さ(家族支援の実施: (スマホ普及率;中	も重要と考える。 学67.0%・高校94.	人の規範意識醸成や自 2%、ネット利用率:中学 タバコの未成年者へのイ
						活習慣病対策総合 究代表者:大井田隆			
(Z) iii		(質問23)この30日間に何日タバコを吸いましたか? 1.0日 2.1か2日 3.3~5日 4.6~9日 5.10~19日 6.20~29日 7.毎日(30日)							
③第	算出方法	1か2日以上吸った者(選択2~7)を回答者数(不明を含む)で除して算出。							
		本指標では母数に不明を含んでいるが、「基盤課題B-8:十代の飲酒率」では健康日本21(第二次)では母数から不出していると思われる。両指標とも同様の調査結果から値を算出しており、どちらかに統一させた方がよいと考える。また、中間評価時に本指標のベースライン値から直近値までのデータを改めて確認した。本指標値は健康日本21(第二次)の数値とその数値算出に用いられた調査の報告書を確認し算し成26年度の高校3年生女子の値が異なった。						まえる。 日本21(第二次)の指標	
ベースライン値の		Г				不明を母数に含む	健康日本	2 1 (第二次)	1
データ算出方法		F	:	中子3年生 —	男子	103/6,435×100=		1.6]
			ベースライン (平成22年度)	5	女子 男子	59/6,606×100=0 783/9,056×100=8		0.9 8.6	-
④備	備考		、1/2/44/汉/		女子 女子	362/9,410×100=3		3.8	<u>j</u>
					男子	80/6,920×100 = 1		1.2]
			平成24年度	3	女子	49/6,485×100=0		0.8	1
			1,3,2.11,2	局校3年年 ─		568/10,215×100=		5.6	-
					女子 男子	245/9,835×100=2 53/5,467×100=1		1.0	=
					女子	17/5,061×100=1		0.3	•
			平成26年度	高松/生生 —	男子 女子	350/7,606×100=4 132/9,122×100=1		4.6 1.5	-
					<u>х</u> т [132/9,122×100=	1.4	1.5	<u> </u>
1						活習慣病対策総合 咸酒の効果的な介 <i>力</i>		する研究(研究作	さ表者:尾崎米厚)
②設		(質問24)この30日 1.0日 2.1か2日				たか? 0日 6.20~29日	7. 毎日(30日)		
		1か2日以上吸った ※平成29年度厚生				ー した。 、%のみの記載の <i>た</i>	こめ、以下の通り9		
直近値のデータ算出方法 ③第	算出方法	中学1年 男子 0.3 女子 0. 高校3年 男子 0.9	3(1-2日)+0.0(3· 2+0.0+0.0+0.0+0.	-5日)+0.0(6- .0+0.2+=0.4 4+1.4=3.0		0(10-19日)+0.0(20			
(4)備		社会環境の恋化な	·踏まえて、喫煙	について糾巻	£ ± 4		576 8-1-011-		

基盤課題B:学童期·思春期	別から成人期	に向けた保健対策							
【健康行動の指標】									
指標8:十代の飲酒率						B 4b =3	·/=		
ベースライン値	į	中間評価	時の値		直近値	最終評 目標		評価	(暫定)
中学3年 男子 10.5% 女子 11.7% 高校3年 男子 21.7% 女子 19.9% (平成22年度)		高校3年 男子 10.4 ※ベースラインと	学3年 男子 3.6 % 女子 2.7% 校3年 男子 10.4% 女子 8.0% ※ベースラインと設問が異なる (平成29年度)		·女子 0%				
						一 高校3年 男士	女士 0%		
平成22年度厚生労働利 (大井田班) ※平成22年度調査であり、 成24年度報告書参	確定値は平	平成29年度厚生		2	同左				
					データ分析	'		•	
結果						•			
では再度男 分析 学年が低い			が高くなってい 果物味の甘い	vる。ま 酒をよ	ざなく、中学生においては、そ た、飲酒率は学年があがる くく飲んでいる。また、酒の入 周囲の大人の飲酒率は減少	につれて増加している。さら 手先では家にある酒という	らに平成29年度記 回答が最も多か	調査(尾崎班 いった。)によると、
評価		4. 評価できない							
調査・分析上の誤					調査において、生活習慣調査 よど一定の対象数を確保でき				 対象として
残された課題	年度調査(尾崎班) 同調査では、学年か ついて規制等が必要	でも指摘されて 、低い生徒が男 要である。親か	ている。果物味いら酒を	ê確認の実施により、未成年 ように、未成年者の酒の入手 まの甘い酒を飲んでいることか を勧められた経験は、学年が むに家族への啓発が求めら	先は家の中が最も多く、刻から、未成年者の酒の入り 上がるにつれて増加してい	を庭内の酒の管理 ロとなりやすいこ	理が問題でも れらの酒の	ある。また、 取り扱いに	
	①調査名				患·糖尿病等生活習慣病対態調査研究(研究代表者:大				
	②設問				飲んだ日は合計何日になり。 ~9日 5.10~19日 6.20~				
	③算出方法	1か2日以上飲んだ	者(選択2~7)	を回答	答者数(不明を含む)で除して	算出。			
ベースライン値の データ算出方法	④備考	問と算出方法を用し 設問:(質問4)あな1 1.飲まない 算出方法:3~6の合本指標は、健やかは第一次までは(質た。健やか親子21 子21(第1次)最終での数値を記載できまた、健康日本21	いていたと思わ こ、年に1、2 2、年に1、2 計/回答者数 親子21の第 閉の設問と同語 第2次)でも記。 ではいない。 では、一次の数 では、一次の数 では、一次の数 でに、上記「③第	oれる。 の	いの頻度で飲みますか?あて 3. 月に1、2回 4. 週末ごと 引含む)×100 も用いられており、その際、化 方法を用いていたが、設門と算 したと思われるが、設問と算 4における回答結果)をその は不明を母数から除外して算 方法」で計算した結果、不明を 不明を母数に含む	にはまる数字に1つ〇をつけた 5. 週に数回 6. 毎 健康日本21の目標値と合 になる際に設問と算出方法の記載は変更したまま用いてしまったと思わる出していると考えられること 母数に含まない結果、健康 不明を母数に含まない	けてください。 日 わせて設定され 法を(質問5)とそ が、第2次のペー 1、新しい設問() たから、本指標で 度日本21(第二2	ていた。健康の の算出方法 スライン値を 質問5)およて も不明を母奏 欠)の数値を (第二次)	日本21でに変更し に変更し 全健やか親 が算出方法 数から除外し
			□中字3年年 🗕	男子	47/6,207×100 = 10.4	647/6,157×100=10.5	10.		
		ベースライン (平成22年度)		女子 男子	729/6,269×100=11.6 1,951/9,056×100=21.5	729/6,225×100=11.7 1,951/9,013×100=21.6	11.		
1			→ 高松3年年 →	女子	1,861/9,410×100=19.8	1,861/9,353×100=19.9			
			□中字3年年 🗕	男子	589/6,186×100=9.5	589/6,145×100=9.6	9.6		
		平成24年度		女子 男子	542/6,019×100 = 9.0 1,642/10,215×100 = 16.1	542/5,991×100=9.0 1,642/10,178×100=16.	9.0		
			Ⅰ高校3年年 🗕	女子	1,623/9,835×100=16.5	1,623/9,800×100=16.6			
			中字3年年	男子	375/5,320×100 = 7.0	375/5,204×100=7.2	7.2		
		平成26年度		女子	264/5,145×100 = 5.1 1,019/7,606×100 = 13.4	264/5,044×100=5.2	5.2		
			Ⅰ 局校3年年 📙	男子 女子	1,019/7,606×100=13.4 978/9,122×100=10.7	1,019/7,447×100 = 13.7 978/8,962×100 = 10.9	13.		
		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □					1 20.		
	①調査名	飲酒や喫煙等の実施	態調査と生活	習慣症	に患・糖尿病等生活習慣病対 病予防のための減酒の効果的	内な介入方法の開発に関す	ける研究(研究代	表者:尾崎米	厚)
	②設問				飲んだ日は合計何日になりā ∼9日 5.10~19日 6.20~				
古に体のご 万年中十七					合を合計して算出した。 奇班)報告書では、%のみの記	記載のため、以下の通り%	から算出した。		
直近値のデータ算出方法	③算出方法	 中学3年 男子 2 3(*)	1-2日)+1.0(3-5	-5日)+	0.1(6-9日)+0.1(10-19日)+0.1	(20-29日)+0.1(毎日)=36			
	⊕ 7 H/J/A	女子 1.9+ 高校3年 男子 5.0-	-0.5+0.1+0.1+0 +3.4+0.7+0.9+0	0.1+0.0 0.4+0.2	D=2.7 2=10.4	(
			2.5+0.3+0.4+0. 						
		开究班が大井田班から尾崎班に替わった。 							

基盤課題B:学童期·思春期	別から成人期	に向けた保健対策				
【健康行動の指標】						
指標9:朝食を欠食する子と	ざもの割合			El Abertin	I	
ベースライン値	i	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)	
小学6年生 11.6 中学3年生 16.6 (平成22年度)	3%	小学6年生 15.2% 中学3年生 20.2% (平成30年度)	小学6年生 14.2% 中学3年生 18.1% (令和3年度)	小学6年 000 1. 中間評価時点		
		調査	小学6年生 8.0% 中学3年生 10.0%		した(②目標に達成して	
児童生徒の食事状況 (独立行政法人日本ス 振興センター)	、ポーツ	全国学力・学習状況調査	全国学力·学習状況調査	1,7012 18876	いないが改善した)	
	データ分析					
結果 ベースライン値と調査が異なるため比較ができないが、中間評価時からは小学6年生、中学3年生ともに減少した。					<i>t</i> =。	
分析		食欠食は、平成25年度までやや減少 小学生中学生ともに平成22年値を起 平成18年度より文部科学省と「早朝 分人」国民運動の在り方が問われてい 平成29年度の国民健康・栄養調査 欠食し、女性も20~29歳は23.6%、3	夏早起き朝ごはん」全国協議会が連携 D重要性を指導しており、朝食の重要	成26年頃から微増の傾向に転じ、直 い、「早寝早起き朝ごはん」国民運動性を示す啓発と教育が行われている 20~29歳は30.6%、30~39歳は23.3 が欠食しており、とりわけ30代と40代	近値の令和2年度値は かを推進している。また、 。「早寝早起き朝ごは %、40~49歳は25.8%が	
評価		1. 中間評価時から改善した(②目標	に達成していないが改善した)			
調査・分析上の誤	果題	であり、その後は調査がなされていたまた、国民健康、栄養調査においてが、年齢区分が7~14歳と15~19歳ペースライン値と学年が1学年異な取状況について把握している。児童・	ま状況等調査(独立行政法人日本ス い。 も朝、昼、夕別にみた1日の食事状況 と幅があり、ベースライン値と比較する るが、文部科学省が平成19年より毎 生徒の食事状況等調査に比較して、 6.3%、中3:11.0%)、中間評価時にデ	Rを調査しており、朝食欠食の状況を ることができない。 年実施している全国学力・学習状況ま 学力調査の方が数値が高く算出され	把握することができる 剛査において、朝食の摂 ており注意が必要である	
残された課題		朝食摂取は、保護者の朝食欠食、さらに保護者の心身の健康や経済的な問題等、家庭の要因も大きく影響していることが考えられる。啓発と教育にとどまらず、家庭への支援が求められる。				
	①調査名	全国学力・学習状況調査 質問紙調	査			
	②設問	[児童質問紙][生徒質問紙] (1)朝食 1.している 2. どちらかといえば、し	を毎日食べていますか ている 3. あまりしていない 4. 全くし	ていない		
ベースライン値の		「2. どちらかといえば、している」「3.	あまりしていない」「4. 全くしていない	」と回答した者の割合を合計して算出	した。	
データ算出方法	③算出方法	/ 小学6年生 9.1(どちらかといえば、し 中学3年生 11.0+4.9+2.2=18.1	ている)+3.9(あまりしていない)+1.2(全くしていない)=14.2		
	④備考	平成23年度は東日本大震災の影響	等により実施せず。			
	①調査名	同上				
直近値のデータ算出方法	②設問	同上			_	
医处心 / 产品以次	③算出方法	同上				
	④備考	_				

基盤課題B:学童期·思春期	基盤課題B: 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策							
【環境整備の指標】								
指標10:学校保健委員会を	指標10: 学校保健委員会を開催している小学校、中学校、高等学校の割合							
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)			
小学校·中学校 89.7% 高等学校 86.9% (平成27年度)		小学校·中学校 91.9% 高等学校 87.8% (平成29年度)	87.8% 高等学校 87.7%		1. 改善した(②目標に			
		調査		100%	達していないが改善した)			
文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課調べ		文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課調べ	文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課調べ		12)			
			データ分析					
結果		ベースライン時と比較し、小学校・「 ライン時よりも高い値である。	中学校では増加、高等学校では中間	平価時と平成30年度はほぼ横ばいで	あるが、いずれもベース			
ベースライン値に比較して小・中学校において2.6%、高校において0.8%の増加が見られた。学校保健委員会は 審答申において、学校、家庭、地域における連携を促進する役割を明示された。近年、学校における児童生徒が 分析 岐にわたっており、連携による対応が必要となっていることもあり、委員会を開催している学校が増加したことが考 保健会による「学校保健委員会に関する調査」報告書によると、学校保健委員会の成果として、学校医等との連携 健課題の校内での共有化を促進できたとの回答が多かったとされる。				が有する課題は複雑多 、考えられる。日本学校				
評価 1. 改善した(②目標に達していないが改善した)								
調査・分析上の誤	果題	この調査は年1回以上、委員会を開催した場合をカウントしている。より実効的な委員会開催状況の把握が求められる。						
残された課題		日本学校保健会による調査では、開催時間の設定や時間の確保が難しい、議題や進め方がマンネリ化してきている、一部の職員に 負担がかかり、共通理解が得にくい、参加者が集まらないといった課題が示されている。見通しを持った活動や校種を超えた情報収集 や運営の工夫など、活動の充実化に向けた取組が求められる。						
	①調査名	文部科学省初等中等教育局健康教	育・食育課調べ					
ベースライン値の	②設問	公立学校における学校保健委員会の	の設置状況					
データ算出方法	③算出方法	学校保健委員会を開催している小学 して算出した。	校、中学校、高校について、それぞれ	11回以上開催している公立学校の総	数を全公立学校数で除			
	④備考	_						
	①調査名	同上						
直が値のデータ算出方法	②設問	同上						
	③算出方法	同上						
	④備考	_						

基盤課題B:学童期·思春期	期から成人期	に向けた保健対策					
【環境整備の指標】	■ た健康笙	に関する講習会の開催状況					
ベースライン値		中間評価時の値	直近値	最終評価	評価(暫定)		
53.6%	=	63.2%	58.7%	目標値 	計画(自定)		
(平成25年度)		(平成29年度)	(令和2年度)		1. 改善した(②目標に		
		調査		100%	】達していないが改善し た)		
母子保健課調査		母子保健課調査	母子保健課調査				
		I	データ分析				
結果		令和2年度は中間評価時よりも減少	したが、ベースライン値よりも高い値と	なっている。			
経年では、令和2年度は中間評価時よりも減少したが、ベースライン値よりも高い値となっている。近年、学校における児童生然する課題は複雑多岐にわたっており、とりわけチーム学校の考え方が公表されて以降、学校と家庭や地域との連携・協働によっ分析 活動を進めることが求められるようになっていることもあり、地域と学校が連携した健康等に関する講習会を実施している自治体合が増加したことが考えられる。直近値は令和2年度のものであり、新型コロナウイルス感染症流行による開催見合わせの影響たと考えられる。)連携・協働によって教育 施している自治体の割		
評価 1. 改善した(②目標に達していないが改善した)							
調査·分析上の課題 実際に講習会を実施している学校数や回数、内容に関するデータは見えない。							
残された課題		地域保健と学校保健の二者連携た 最も低いところは34.6%であり、地域	ごけではなく、医師会等を含めた三者: ごとの格差が大きい。	重携が必要である。開催率が最も高い	いところは100%であり、		
	①調査名	母子保健課調査 (市区町村用)					
	②設問	思春期保健対策に関する事業の実施状況について					
ベースライン値の データ算出方法	③算出方法	・①自殺防止対策 ②性に関する指・学校との連携とは、学校保健委員会 何らかの対策に取り組んでいること。		用防止対策(喫煙、飲酒を含む) ⑤ ら相談を受けたりするなどして、健康に	食育 ⑥その他		
	④備考	_					
	①調査名	同上					
	②設問	同上					
直近値のデータ算出方法	③算出方法	※いずれにも取り組んでいない市区	①~⑥の事業のうち、いずれか1つに重複して取り組む市区町村数を全市区町村数で除して割合を算出。 ※いずれにも取り組んでいない市区町村数=719 講習会等の開催及び学校との連携に重複回答した市区町村数=1,741-719=1,022 1,022/1,741×100=58.7				
	④備考	_					

基盤課題B:学童期·思春期	基盤課題B: 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策							
【参考とする指標】								
参考指標1:スクールカウン	参考指標:スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合							
ベースライン値	i	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)			
小学校 37.6% 中学校 82.4% その他 1,534箇所 (平成24年度)		小学校 66.0% 中学校 89.6% その他 2,546箇所 (平成29年度)	小学校 90.0% 中学校 97.0% その他 3,340箇所 (令和2年度)	_	_			
		調査						
文部科学省初等中等教育局 児童生徒課調べ		文部科学省初等中等教育局 児童生徒課調べ	文部科学省初等中等教育局 児童生徒課調べ					
			データ分析					
結果		中間評価時の値よりもさらに増加し、	直近値で小学校、中学校ともに90%	以上となった。				
分析			環として、平成31年度までに全公立/ 校、中学校ともに90%以上に達してい	小中学校(27,500校)にスクールカウン いる。	vセラーの配置を目指し			
評価 —								
調査・分析上の認		_						
残された課題		スクールカウンセラー等活用事業とともに緊急スクールカウンセラー等活用事業によって配置箇所数が急増しており、人材の確保が課題。						
	①調査名	文部科学省初等中等教育局児童生	徒課調べ					
ベースライン値の	②設問	_						
データ算出方法	③算出方法	全公立小学校、中学校のうち、国で 合	甫助しているスクールカウンセラー等 。	活用事業でスクールカウンセラーが配	置されている学校の割			
	④備考	_						
	①調査名	同上						
直近値のデータ算出方法	②設問	_						
	③算出方法	同上						
	④備考	_						

基盤課題B:学童期·思春期	期から成人期	 に向けた保健対策				
【参考とする指標】						
参考指標2:スクールソーシ	/ャルワーカー	-の配置状況				
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)	
784人 (平成24年度)		2,041人 (平成29年度)	2,859人 (令和2年度)			
		調査		_	_	
文部科学省初等中等教育局 児童生徒課調べ		文部科学省初等中等教育局 児童生徒課調べ	文部科学省初等中等教育局 児童生徒課調べ			
データ分析						
結果 ベースライン、中間評価時よりも増加している。						
分析		ことから雇用人数が増加している。文		に平成27年度からは貧困対策事業に として、平成31年度までに全公立中学 西時よりも増加したと考えられる。		
評価 —						
調査・分析上の認	果題					
残された課題		課題を有する児童生徒の低年齢化するとともに、課題が複雑多様化している中で、スクールカウンセラーと同じく、小学校への配置が求められる。				
	①調査名	文部科学省初等中等教育局児童生	徒課調べ			
ベースライン値の	②設問	_				
データ算出方法	③算出方法	全公立小学校、中学校のうち、国で た実人数	補助しているスクールソーシャルワー:	カー活用事業でスクールソーシャルワ	ーカーとして雇用され	
	④備考	_				
	①調査名	同上				
直近値のデータ算出方法	②設問	_				
应应险V / /开山기広	③算出方法	同上				
	④備考	_				

基盤課題B:学童期·思春期	基盤課題B: 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策						
【参考とする指標】							
参考指標3:思春期保健対	策に取り組ん	でいる地方公共団体の割合					
ベースライン値	<u>i</u>	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)		
自殺防止対策 19.2% 性に関する指導 41.1% 肥満及びやせ対策 18.0% 薬物乱用防止対策 24.6% (喫煙、飲酒を含む) 食育 48.0%		自殺防止対策 26.7% 性に関する指導 44.0% 肥満及びやせ対策 23.4% 薬物乱用防止対策 29.1% (喫煙、飲酒を含む) 食育 55.1% (平成29年度)	自殺防止対策 33.9% 性に関する指導 40.1% 肥満及びやせ対策 20.6% 薬物乱用防止対策 26.5% (喫煙、飲酒を含む) 食育 46.4%	-	-		
		胡旦					
母子保健課調查	Ě	母子保健課調査	母子保健課調査				
			データ分析				
結果				策、薬物乱用防止対策(喫煙、飲酒を 段防止対策を除いていずれも減少して			
分析		新型コロナウイルス感染症流行に。 加したのは、十代の自殺死亡率の増		れたと考えられるが、そのなかでも自乳	段防止対策の割合が増		
評価 —							
調査・分析上の誤	題	実際に講習会を実施している回数、I	内容の詳細に関するデータは見えない	٠,٠			
残された課題		地域保健と学校保健の二者連携だけではなく、医師会等の他機関を含めた三者連携が必要である。新型コロナウイルス感染症流行に伴い思春期のメンタルヘルスや生活習慣に関する現状把握およびそれにもとづく適切な支援が必要である。					
	①調査名	母子保健課調査 (市区町村用)					
ベースライン値の データ算出方法	②設問	思春期保健対策に関する事業の実施 「講習会等」または「その他」の実施の 策(喫煙、飲酒を含む) ⑤食育 ⑥ ² → 1.取り組んでいる 0.取り組ん	D有無について、①自殺防止対策 ② その他)性に関する指導 ③肥満及びやせま	対策 ④薬物乱用防止対		
	③算出方法	①~⑤の各々について、「講習会等」 100	または「その他」のいずれかについて	「1. 取り組んでいる」と回答した市区	町村/全市区町村数×		
	④備考	_					
	①調査名	同上					
	②設問	同上					
直近値のデータ算出方法	③算出方法	①~⑤の各々について、「講習会等 100 ①自殺防止対策 : 591/1,741×10 ②性に関する指導 : 698/1,741×1 ③肥満及びやせ対策 : 358/1,741 多野物乱用防止対策 : 461/1,741 ⑤食育 : 807/1,741×100=46.4 (参考:⑥その他 : 576/1,741×100	0=33.9 00=40.1 ×100=20.6 ×100=26.5	『「1. 取り組んでいる」と回答した市区	町村∕全市区町村数×		
	④備考	_					

基盤課題B: 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策							
【参考とする指標】							
参考指標4:家族など誰か。	と食事をする	子どもの割合		B 40 === /==			
ベースライン値	=	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)		
<u> </u>		同左	同左				
		調査		_	_		
児童生徒の食事状況等調査		同左	同左				
			データ分析				
結果 学齢期、思春期の共食率に関する調査データが見当たらず、比較できない。							
分析 学齢期、思春期の共食率に関する調査データが見当たらず、分析ができない。							
評価 —							
調査・分析上の課題 学齢期、思春期の共食率に関する調査が実施されていない。推移の分かるデータが求められる。							
残された課題	:	_					
	1. 主調査 児童生徒の食事状況等調査(平成22年度は独立行政法人日本スポーツ振興センター) でではなど誰かと食事をする子どもの割合 2. 参考調査 平成 27 年度 乳幼児栄養調査						
ベースライン値の データ算出方法	②設問	いつもどのように食事をしていますか。朝食及び夕食について、 「1. 家族そろって食べる」、「2. 大人の家族の誰かと食べる」、「3. 子どもだけで食べる」、「4. 一人で食べる」、「5. その他」のうち、1つだけ〇をつけてください。					
	③算出方法	「1. 家族そろって食べる」、「2. 大人の家族の誰かと食べる」、「3. 子どもだけで食べる」の総数を1~4の合計した数字で除す。					
	4.備考	2~6歳 朝食95.2%、夕食99.7%(平	成27年度 乳幼児栄養調査)				
	①調査名	_					
直近値のデータ算出方法	②設問	_					
世处限以 / 并山기広	③算出方法	_					
	④備考	_					

基盤課題B: 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策							
【参考とする指標】 参考指標5:運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合							
参考指標5:運動やスポート	ソを習慣的に	している子どもの割合					
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)		
_		(一週間の総運動時間が60分未満 の子どもの割合) 男子6.4% 女子11.6% (平成29年度)	(一週間の総運動時間が60分未満 の子どもの割合) 男子8.8% 女子14.4% (令和3年度)	1	1		
		調査					
_		全国体力·運動能力、運動習慣等 調査	全国体力·運動能力、運動習慣等 調査				
データ分析							
結果		中間評価時から男女ともに増加して	いる。				
分析		中間評価により追加された評価指標	であり、男女ともに増加していることだ	が観察された。			
評価 —							
調査・分析上の課題 新型コロナウイルス感染症流行に伴い、外出制限や休校措置など運動やスポーツの実践が困難な状況にあったことに うに影響してくるのか注視する必要がある。				ったことが、今後どのよ			
残された課題		_					
	①調査名	_					
ベースライン値の データ算出方法	②設問	_					
	3算出方法	_					
	④備考	_					
	①調査名	全国体力・運動能力、運動習慣等調	 査				
直近値のデータ算出方法	②設問	一週間の総運動時間が60分未満の	子どもの割合				
	③算出方法	男子8.8% 女子14.4% (令和3年度)					
	④備考	_					

基盤課題C:子どもの健や	かな成長を見	!守り育む地域づくり			
【健康水準の指標】					
指標1:この地域で子育てを	としたいと思う	う親の割合 ・		P 45 ST IT	ı
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)
91.1% (平成26年度) ※無回答を除いた数値 94.8%		94.5% (平成29年度)	95.4% (令和2年度)	95.0%	1. 改善した(①目標を 達成した)
(平成26年度)					建成した
		調査]	
平成26年度厚生労働科学 班)	学研究(山縣	母子保健課調査	母子保健課調査		
-,-,			データ分析		
		分母に無回答を含まない数値で比較いる。	なすると、ベースライン値より0.6ポイン	小増加している。また、目標値に達し [、]	ており、0.4ポイント超えて
分析		自分の住む地域で子育てをしたい	まれており、どの世代の人も暮らしか	は、その地域におけるソーシャル・キャ やすいコミュニティとなっている可能性	
評価		1. 改善した(①目標を達成した)			
調査・分析上の認	果題	ベースライン調査は、研究班調査で して悉皆調査で行われている。	でサンプリング・無記名アンケートであ	らる。一方「健やか親子21(第2次)」開	別始以降は、問診項目と
残された課題		指標が向上した地域と、低下した地域	域がある場合に、その要因が明らかり	こなると有用である。	
	①調査名	 平成26年度厚生労働科学研究(山県 	系班)親と子の健康度調査(追加調査)(3・4か月児、1歳6か月児、3歳児)	
ベースライン値の	②設問	この地域で、今後も子育てをしていき(1. そう思う 2. どちらかといえばそ	たいですか。 う思う 3. どちらかといえばそう思われ	ない 4. そう思わない)	
データ算出方法	3算出方法		ヽえばそう思う」と回答した者の人数 <i>。</i> テ法にて算出し、3時点の平均値を算	/全回答者数×100 (※分母に無回 出する。	答を含む。)
	④備考	3・4か月児用問15、1歳6か月児用問	15、3歳児用問15		
	①調査名	母子保健課調査(3・4か月児、1歳6が	い月児、3歳児)		
	②設問	同上			
直近値のデータ算出方法	③算出方法	【3・4か月児】 「1. そう思う」407,255+「2. どちらか、 [1歳6か月児】 「1. そう思う」470,360+「2. どちらかと 【3歳児】 「1. そう思う」488,920+「2. どちらかと (※いずれも分母に無回答は含まな	:いえばそう思う」187,109/688,908×1 :いえばそう思う」193,610/713,070×1		5.4
	④備考			問診項目に入れ、母子保健課調査で 集計し、平成28年度に実施する母子係	

基盤課題C:子ども健やか	な成長を見守	・り育む地域づくり			
【健康水準の指標】 指標2:妊娠中, 仕事を続け	けることに対し	て職場から配慮されたと思う就労妊			
ベースライン値		中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)
91.0% (平成26年度) ※無回答を除いた数値 91.9% (平成26年度)		90.2% (平成30年度速報値)	90.8% (令和2年度)	95.0%	2. 変わらない
(17,025 17,27		調査			
平成26年度厚生労働科学	研究(山縣班	母子保健課調査	母子保健課調査		
			データ分析		
結果		分母に無回答を含まない数値で比較	交すると、平成26年度(ベースライン値)から令和2年度は1.1ポイント低下が	みられた。
分析		に、職場の上司・同僚の理解も必要る。好産婦に対して配慮している職特体業取得率は、近年81~83%程度で感染症の流行による、職場の体制の基づき、一般事業主行動計画を策定定くくるみん)を受けることができ、令性が、その後も子育てと就労を続け	があるが、それらの措置を適切に気だであるため、リーフレットやパンフレット 場は、その後の子育てについても理解 が推移しているが、令和2年度は81.69 ら激な変化や対応が追いつかないも とした企業のうち、一定の基準を満たし 和4年3月末時点で3.801社が認定を受ながら次子の妊娠・出産を考えられる 善が期待される。新たな課題として、!	・を作成するとともに、ホームページで があると推測される。雇用均等基本。 6とやや低下し、翌年度は上昇してい 犬況などの影響も考えられる。次世代 た企業は、「子育てサポート企業」とし 受けている。妊娠中、職場から十分な という状況は、少子化の改善にもつな	の周知啓発を図ってい 順査による女性の育児 る。新型コロナウイルス 育成支援対策推進法に して厚生労働大臣の認 配慮が得られた就労女
評価		2. 変わらない			
調査・分析上の認	果題	ベースライン調査は、研究班調査でして悉皆調査で行われている。	でサンプリング・無記名アンケートであ	る。一方「健やか親子21(第2次)」開	始以降は、問診項目と
残された課題		今後妊娠中に仕事を続けることに対	しての職場からの配慮を促す必要が	ある。	
	①調査名	平成26年度厚生労働科学研究(山県	系班)親と子の健康度調査(追加調査)	(3・4か月児)	
ベースライン値の データ算出方法	②設問		いていましたか。(1. 働いていたことだと回答した人に対して)妊娠中、仕事を		れたと思いますか
	③算出方法	設問②で「1. はい」と回答した者のノ	、数/①で「1. 働いていたことがある」と	と回答した者の人数×100 (※分母に	無回答を含む。)
	4.備考	3・4か月児用問9			
	①調査名	母子保健課調査(3・4か月児)			
	②設問	同上			
直近値のデータ算出方法	③算出方法	か。 「1. はい」の回答者数:332,548			慮をされたと思います
	④備考		5自治体が、中間評価の前年度(平成に報告(令和元年度と令和5年度)する		年度)には調査等を行

基盤課題C:子どもの健や:	かな成長を見	見守り育む地域づくり				
【健康行動の指標】	4帳由に使用	したことのある母親の割合				
ベースライン値		中間評価時の値	直近値	最終評価	評価(暫定)	
52.3% (平成25年度) ※無回答を除いた 53.1%	数値	69.2% (平成30年度速報値)	74.0% (令和2年度)	目標値	1. 改善した(②目標に達成していないが改善	
(平成25年度)		調査		00.070	した)	
平成25年度厚生労働科学 班)	世研究(山縣	母子保健課調査	母子保健課調査			
			データ分析			
結果		分母に無回答を含まない数値で比較	なすると、ベースライン値から20.9ポイン	小増加した。		
分析		と、一般啓発用のポスター、リーフレ 布などが行われてきた。その他、公共	インから大きく上昇している。厚生労付ット等や妊産婦用に服や持ち物につけ 中施設や公共交通機関などにもマタニ これらは市区町村、都道府県などを	ナるキーホルダー、マーク入りのステ ·ティマークのステッカーやポスターカ	ッカーなどのグッズを配 [、] 掲示され、本マークの	
評価		1. 改善した(②目標に達成していない	いが改善した)			
調査・分析上の影	果題	設問は特に変更はないため、経年的な比較は可能である。さらに、マタニティマークを知っているが使用したことのない理由を把握して、マタニティマークのさらなる使用拡大の方策を検討する必要がある。特に、公共交通機関を利用しないなど、マタニティーマークを使用する機会がないのか、または使用すべき機会はあるが、使用したくない理由があるかなどの把握も行うことが望まれる。				
残された課題		マタニティマークの使用状況を把握するための指標であるが、使用していない人が1/4程度いるため、背景にある理由を明らかにしていく必要がある。				
	①調査名	平成25年度厚生労働科学研究(山縣	系班)親と子の健康調査(3·4か月児用)		
ベースライン値の データ算出方法	②設問		っていましたか。(1. 知らなかった 2. のに対して、問19-1.マタニティマーク ことはない)		とことがありますか。	
	3算出方法	問19-1で「1. 利用したことがある」と	回答したもの/問19で「2. 知っていた	」と回答したもの×100 (※分母に無	(回答を含む。)	
	④備考	問19、問19-1、問19-2				
	①調査名	母子保健課調査(3・4か月児)				
	②設問	同上				
直近値のデータ算出方法	③算出方法	「1. 利用したことがある」の回答数	: :回答した人に対して)マタニティマー?		たことがありますか。	
	④備考		5自治体が、中間評価の前年度(平成に報告(令和元年度と令和5年度)する		4年度)には調査等を行	

基盤課題C:子どもの健や7	かな成長を見	し守り育む地域づくり			
【健康行動の指標】					
指標4:マタニティマークを知	印っている国	民の割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		- 15 - 27 les	
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)
45.6% (平成26年度)		58.1% (平成30年度)	同左		
(177-1727		調査			
母子保健に関する世(内閣府世論調査		母子保健に関する意識調査 (平成30年度子ども・子育て支援推 進調査研究事業「「健やか親子21 (第2次)」中間評価を見据えた調査 研究」調査)	同左	65.0%	4. 評価できない
			データ分析		
結果		ベースライン値45.6%に対し、平成: ず、目標値である65%の達成は不明	30年度の調査では58.1%と12.5ポイン である。	小の増加がみられた。一方で、その€ 	後の調査は行われておら
分析		したが、わずかに男性の割合の方がに従い知っている割合は減っていた。 代の認知度が上がったことが分かる ているが、女性でも高い年代の認知 高い年齢だけでなく、その年代の親は調査方法が異なることと、各年代の 調査であり、回答者数は20代が最も 各100人(計200人)である)。 加えて、これまで認知度が低かった	D回答者数が異なることが影響を及ほ 少なく、70歳以上が最も多い。平成30 年代層の認知度が上がった要因とし アーシャル等、メディアやインターネット	ると、男性では、平成26年度は30代かいずれも約50%と高く、20代が最も きい年代の方が高く、年代が上がるに ニティマークの認知度が上がった要区 考えられる。また別の要因としては、 近ている可能性がある(平成26年度 は年度は、インターネット調査であり、『 、では、交通機関や自治体等、様々な	議も高く、年代が上がる 起い結果であり、高い年 従い認知度は低くなっ はは、妊娠する可能性の 平成26年度と30年度では、調査員による世論 到答者数は各年代男女 ところにマークが張られ
評価		4. 評価できない			
調査・分析上の認	題	平成26年度と平成30年度では、調査	方法と回答者数が異なるため、解釈	には留意する必要がある。	
残された課題			がいらせをされた妊婦がいるとのこと 発生等、つらい状況にある家族への配		
	①調査名	母子保健に関する世論調査(内閣府	世論調査)(平成26年度)		
ベースライン及び直近値 の データ算出方法	②設問	・あなたは、マタニティマークについて → (ア・知っていた、イ・言葉だけは ※設問の前に、マタニティマークにつ 産婦への配慮を示しやすくすることで	知っていた、ウ. 知らなかった 分からいての説明文(マタニティマークとは、	、好産婦が交通機関などを利用する	
	3算出方法	「ア. 知っていた」と回答した者の人数	女/全回答者数×100		
	④備考	_			
	①調査名	母子保健に関する意識調査(平成30 研究」調査)	年度子ども・子育て支援推進調査研	究事業「「健やか親子21(第2次)」中	間評価を見据えた調査
直近値のデータ算出方法	②設問	Q1-1. あなたは、マタニティマークに → (ア. 知っていた、イ. 言葉だけは ※設問の前に、マタニティマークにつ 産婦への配慮を示しやすくすることで	知っていた、ウ. 知らなかった エ. 分いての説明文(マタニティマークとは、	♪からない) . 妊産婦が交通機関などを利用する♪	祭に身につけ、周囲が妊
	③算出方法	「ア. 知っていた」と回答した者の人数 1,395/2,400×100=58.1	女/全回答者数×100		
	④備考	インターネットを用いた意識調査。対	象は20代~60代と70代以上の男女名	★1,200人(各年代について男女それる)	ぎれ200人)とした。

基盤課題C:子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり 【健康行動の指標】 指標5:積極的に育児をしている父親の割合 最終評価 ベースライン値 評価(暫定) 中間評価時の値 直䜣值 日標値 47.2% (平成25年度) 59.9% 65.8% (平成29年度) (令和2年度) 1. 改善した(②目標に ※無回答を除いた数値 70.0% 達成していないが改善 50.0% (平成25年度) した) 調査 平成25年度厚生労働科学研究(山縣班 母子保健課調查 母子保健課調查 データ分析 分母に無回答を含まない数値で比較すると、ベースライン値の50.0%から、平成29年度の中間評価時には59.9%と、9.9ポイントの増 結果 加、令和2年度の直近値は目標値の70%には届かないものの、65.8%と15.8%の増加となっている。 ベースライン値に比べ、積極的に育児をしている父親の割合が増加した要因の一つとして、国を始め企業が育児への父親参加を促 している成果が出ていることがと考えられる。平成22年には、父親の育児休業の取得促進等の内容を含む改正育児・介護休業法が施 している成果が面といることがと考えられる。平成22年には、文税の自定体来の取得で進歩の内谷を含む成正自元・引護体来法が他 行され、同年度には「イクメンプロジェクト」が開始された。雇用均等基本調査による男性の育児休業取得率は、平成25年度203%、平 成29年度5.14%、令和2年度は12.65%と、近年急激に増加しており、先に挙げた事項をはじめとした子育て支援策が徐々に浸透し、効果が現れてきている可能性が考えられる。しかしながら、育児休業を取得しない男性の方が多い状況であり、その要因としては、両立 支援等助成金などがあっても、育児休業が取得しづらい雰囲気が職場にあることや、個人にとってキャリアへの影響を不安に思うなど 分析 様々な要因が予測される。 子どもの年齢とともに、「よくやっている」父親の割合がわずかに低下しているが、これは母親の就業状況や育児状況等が子ど もの年齢が上がるとともに変化したことと関連していると考えられる。 評価 改善した(②目標に達成していないが改善した) ベースライン調査は、研究班調査でサンプリング・無記名アンケートである。一方「健やか親子21(第2次)」開始以降は、問診項目と 調査・分析上の課題 して悉皆調査で行われている。 数値上の改善は認められているものの、父親が行う育児内容について、子どもの関わり方や父親自身の満足度等にも着目した、より 残された課題 充実したものであることが望まれる。また、育児をしない(育児をできない)父親に焦点を当てた分析や評価、父親自身の心の余裕や、 育児をしやすい職場環境の課題などにも目を向ける必要がある。 平成25年度厚生労働科学研究研究(山縣班)親と子の健康度調査(3.4か月児用問28、1歳6か月児用問21、3歳児用問23) ①調査名 ②設問 お父さんは育児をしていますか。→(1 よくやっている 2 時々やっている 3 ほとんどしない 4 何ともいえない) 「1. よくやっている」と回答した者の人数/全回答者数×100 (※分母に無回答を含む。) ベースライン値の データ算出方法 ※各健診時点について、上記の算出方法にて算出し、3時点の平均を算出する。 3・4か月児 3,233/6,181×100=52.3 1歳6か月児 4,046/8,688×100=46.6 3歳児 3,605/8,444×100=42.7 平均(52.3+46.6+42.7)/3=47.2 4)備考 母子保健課調査(3・4か月児、1歳6か月児、3歳児) ①調查名 同上 ②設問 3・4か月児 405,023/587,399×100=69.0 1歳6か月児 446,231/671,578×100=66.4 直近値のデータ算出方法 ③算出方法 3歳児 423.615/683.785×100=62.0 平均(69.0+66.4+62.0)/3=65.8 (※分母に無回答は含まない。) 4備考 乳幼児健康診査(3・4か月児、1歳6か月児、3歳児)での問診から。必須問診項目に入れ、母子保健課調査で毎年度全国データを集積している(全数対象)。各地方自治体は、平成27年度からデータ収集・集計し、母子保健課調査に報告している。

基盤課題C:子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり 【環境整備の指標】 指標6:乳幼児健康診査の未受診者の全数の状況を把握する体制がある市町村の割合 市町村の乳幼児健康診査の未受診者把握への取組に対する支援をしている県型保健所の割合 最終評価 ベースライン値 中間評価時の値 評価(暫定) 目標値 ≪ベースライン調査後の求め方≫ ≪ベースライン調査後の求め方≫ 市区町村 36.4% *ベースラインと調査方法が異なる (平成29年度) 市区町村 42.0% *ベースラインと調査方法が異なる (令和2年度) 市区町村 96.7% (平成25年度) ≪参考:ベースライン時の求め方≫ −スライン時の求め方≫ ≪参考:べ 99.0% 99.2% 市区町村 市区町村 (平成29年度) (令和2年度) ≪ベースライン調査後の求め方≫ ≪ベースライン調査後の求め方≫ 市区町村 100% 県型保健所 100% 4. 評価できない 県型保健所 19.1% *ベースラインと調査方法が異なる 県型保健所 12.6% *ベースラインと調査方法が異なる **県型保健所 33.8%** (平成29年度) (令和2年度) (平成25年度) ≪参考:ベースライン時の求め方≫ ≪参考:ベースライン時の求め方≫ 県型保健所 24.6% (令和2年度) 県型保健所 25.0% (平成29年度) 母子保健課調査 母子保健課調査 母子保健課調査 データ分析 調査方法はベースラインと異なるが、ベースライン調査時の算出方法でベースライン値と令和2年度のデータを比較をすると、市区町村では96.7%が99.2%と2.5ポイント増加している。一方で、県型保健所では33.8%が24.6%と9.2ポイント減少している。ベースライン調査 結果 後の算出方法では市区町村は42.0%、県型保健所は12.6%となっている。 指標について、「乳児健診未受診児など生後4か月までに全乳児の状況把握に取り組んでいる市町村の割合」は第1次では最終評価時96.0%であったが、その定義が明確ではなかった。今回、健診未受診者の調査方法を変更したことにより分析も慎重に行う必要がある。児童虐待対策の課題にある、発生予防、早期発見について重要な指標となるため、今後も慎重に分析をしていく必要がある。 分析 中間評価時と比べて、市区町村は目標に達していないものの改善しているが、県型保健所は減少している状況にあるため、指標として 評価 は「4. 評価できない」と判断した 中間評価時との比較において市区町村と都道府県では異なる傾向を示していることに注意が必要である。 調査・分析上の課題 早期からのハイリスク児の発見には医療機関との連携も有効であるが、医療機関側の協力には施設間の温度差がある。また把握さ れた表の有効活用には、福祉担当部局と保健担当部局との連携が求められる。医療機関との連携、福祉部門との連携も含めた市区町村の対応が求められる。また市区町村の対応を促進するため、乳幼児健診未受診者の把握を評価する国や都道府県の取組が求めら 残された課題 れる。 ①調査名 平成25年度母子保健課調査(市区町村用、都道府県用) 【市区町村用】 乳幼児健康診査の未受診者の全数の状況を把握する体制がある。(有:1 無:0) 【都道府県用】 ②設問 活即追削 ボロゴ 市町村の乳幼児健康診査の未受診者の把握への取組に対する支援(※)をしている県型保健所の数 (※)例えば、保健所管内市町村が乳幼児健康診査未受診者を把握するために、関係機関との連携体制を構築するための支援 ベースライン値の や、市町村の未受診者の把握状況をモニタリングしている等。 データ算出方法 【市区町村】 有」と回答した市区町村数/全市区町村数×100 ③ 算出方法 「支援をしている」と回答した県型保健所の数/全県型保健所の数×100 ④備考 ①調査名 母子保健課調査(市区町村用、県型保健所用) [市区町村用] 1) 乳幼児健康診査の未受診者の全数の状況を把握する体制がある。(はい:〇、いいえ:×) 2) 設問1)で、「はい:〇」と回答した場合 ①未受診者に対して、母子保健担当者等がいつまでに状況を把握するか期限を決めている。(はい:〇、いいえ:×) ②子どもに直接会うなど、把握方法を決めている。 ③②において「はい:〇」の場合、現認率(未受診者のうち、第三者が直接、児の状況を確認した割合)を定期的に算出している。(はい: ④期限を過ぎて状況が把握できない場合に、他部署や他機関と連携するなどして状況を把握する方法を決めている。(はい:〇、いい え:X) ②設問 【県型保健所用】 ①川町刊の孔幼元健康診量の木支診者に確べの取締に対する支援をしている。にはいうでいる ②設問①で、「支援をしている」と回答した県型保健所は、以下について回答ください。 (i) 設問①について、母子保健担当部署で行っているか。(はい:○ いいえ:×) (ii) 市町村が行っている未受診者対応に関する情報提供を行っている。(はい:○ いいえ:×) (iii) 未受診者対応の評価(※)をしている。(はい:○ いいえ:×) 直近値のデータ算出方法 (iv) 市町村向けの研修において、未受診者対応に関する内容が含まれている(はい: 〇 いいえ: ×) (※) 未受診者対応の評価とは、管内の未受診者対応(未受診者把握率・現認率や先進的取組等)の情報を集約し、市町村へ還元する ことである。 [市区町村] 731/1,741×100=42.0 42.0% ※ 1)1,727 2)①1,502 ②1,554 ③769 ④1,509 《参考》(ベースライン時の算出方法)1,727/1,741×100=99.2 ③算出方法 【県型保健所】 設問①で「はい」と回答し、設問②の(i)~(iv)の全てに「はい」と回答した県型保健所の数/設問①で「はい」と回答した県型保健所数× 100 11/87 × 100 = 12 64 12 6 (ii)の県型保健所数/(i)母子保健担当部署で行っている県型保健所数×100 ※(i)85 (ii)78 (iii)53 (iv)14 《参考》(ベースライン時の算出方法):87/354×100=24.6 4)備考

	る水区で兄	守り育む地域づくり				
【環境整備の指標】	- - 一 :エモ・ナ	·支援する体制がある市区町村の割合				
11保バー目光小女の私のグルベースライン値		中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)	
28.9% (平成25年度)		(平成29年度)	43.9% ※ベースラインと調査方法等が異な る (会和2年度)	100%	1. 中間評価時から改善した(②目標に達成して	
		調査		100 %	いないが改善した)	
母子保健課調査		母子保健課調査	母子保健課調査			
			データ分析			
結果		ベースライン値と比較すると、平成: 調査方法が異なることを注意する。	29年度は8.1ポイントの増加、令和2年	度は15.0ポイントの増加を認めた。 但	し、ベースライン調査と	
分析		が見られている。支援の必要性をアー であった。育児不安の背景には、少り り組む親、特に母親の孤立化や仕事 育児を親だけの負担にしない、社会:	丘値(令和2年度)の比較では、調査方セスメントし、育児不安の親のグルー を少子化や核家族化、雇用形態の多と子育ての過剰な負担等がある。今と 全体の環境づくりが課題である。育児 育児に余裕や自信を獲得できるように	プ活動の対象者を把握している市区! 様化など母子を取り巻く環境の変化! 後も子育て世代の親を孤立化させな に取り組む親の孤立化が指摘されて	町村は平成2年度は458 に伴って生じた育児に取 い支援体制の整備と、 いる中、ともすると親と	
評価		1. 中間評価時から改善した(②目標	に達成していないが改善した)			
調査・分析上の課	題	ベースライン調査は、育児不安の親のグループ活動を支援しているか、市区町村に問いていた。一方中間評価以降は、出生数が少なく、育児不安の親のグループ活動をすることが困難ではないと答えた市町村に更に個別の支援やグループミーティングを行っているかと調査方法に違いがあるため、結果に影響を及ぼしていないか、今後の推移を注視する必要がある。				
残された課題		母子保健活動が市区町村に移管された後にも本指標の動きから推測されるように、新規の健康課題に対しては都道府県の広域的な支援が有効であるとの認識を現場の関係者が持ち続けることが望まれる。				
(①調査名	平成25年度母子保健課調査(市区町	1村用)			
ののことは	2)設問	育児不安の親のグループ活動を支持 (※)グループ活動を支援とは、例え の軽減や仲間づくり等)を行っている	ば、支援の対象者や目的を明確に定	めて、公的責任において個別支援と	の両輪で支援(育児不安	
データ算出方法	③算出方法	「はい」と回答した市区町村数/全市[区町村数×100			
	④備考	_				
	①調査名	母子保健課調査(市区町村用)				
直近値のデータ算出方法	②設問	(i) 出生数が少なく、育児不安の親の令和2年度:「いいえ」879 (ii) (i) (i) で「いいえ: ×」と回答した市区 i) 支援の必要性をアセスメントし、 一令和2年度: 453 ii) 育児不安に対する個別支援を行 (はい: 〇、いいえ: ×)	支援状況 2)親への支援等について グループ活動をすることが困難である 町村のみ回答してください。 育児不安の親のグループ活動の対象 行いつつ、何らかの形でグループミー	る。(はい:○、いいえ:×) *** ********************************		
		→令和2年度:478 (※)支援とは、例えば、支援の対象: づくり等)を行っていること。	者や目的を明確に定めて、公的責任	こおいて個別支援との両輪で支援(マ	育児不安の軽減や仲間	
	③算出方法	(ii)i)とii)のいずれにも「はい」と回答	した市区町村数/i)で「いいえ」と回答	した市区町村数×100 386/879×10	00=43.9	
	④備考	を行っているのは28.8%(健康増進音	:による全国の市町村への調査では、 『門で行っている:18.2%、他部署で行 同じ設問で行われ、ベースラインとほ	っている:10.6%)、行っていない69.4		

語解』母子保護分別に張らる経済者の場門性の向上に取り組入でいる所方分共同技術の割合	基盤課題C:子どもの健や	かな成長を見	見守り育む地域づくり			
市田田町	【環境整備の指標】 指標8:母子保健分野に携	わる関係者の	D専門性の向上に取り組んでいる地方	ち公共団体の割合		
	ベースライン们	<u> </u>	中間評価時の値	直近値		評価(暫定)
### (中間の)			※ベースラインと調査方法が異なる	※ベースラインと調査方法等が異なる	H 1/101E	
日子保健課題を 日子保健課題を 日子保健課題を アータ外部 新果			※ベースラインと調査方法が異なる	※ベースラインと調査方法等が異なる		4. 評価できない
精業方法はベースラインと関なるが、市区町村に異常保護所のどちられ、スライン権より減少している。			調査			
開業 が正ない。 対象方法はベースラインと異なるが、市区町村と開墾保持所のどちらもベースライン値より減少している。 ベースライン時の調差内容は、母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上への取組をしているかを問うものであったが、中間では、構築されている支援体制を明確化して関う対象といる。このため、独自する市民町村の場合がベースラインはより減少なが高くは、から実践体制を明確化して関う対象の専門性の向上への取組をしていると関うものであったが、中間では、構築されている方とは特別を開催している。自然の関係を受けないたった。別の場合を受けまたが、このため、独自する市民町村の場合がベースラインにより対象を受ける。 中国は1500年、他の政府とは投いて実施が少ないとさがらかった。 お追り用きままる ままが (1) 本の政府とは投いて実施が少ないとさがらかった。 お追り用きままが33分では、サイスにはよりと考えた認識情景度は、中央プロ・カード・環境では、サイスにはよりと考えた認識情景度は、中子への海野が大き、大きの場所を認るういた。 サイド機能に対から観点は、中子への海野が大きの情報が、は、対しているが、最適時限では、すべての機能が大きの情報が、対象がある場合を受け、他部の場合を受けるが、ままが出から場合は、中子への場所を認るういに、コニュ・デース・企力の力を受け、他部のの場合を対から観点は、中子への場所が大きの情報とはいる。 または、対する 日子及び変数への質の高いケアの提供につながると考えられる。そのため、今後の取組を向上させることに関係されて、事務の事件といる場合で、他部のの会者と対しているが、最適時限とから、生まが低できない。 中国評価時といたが、計画では、対しているが、最適時限と表している。 中国評価時といたが、非確のできないと考えられる。そのため、今後の取組を向上させることに関係されて、事務の事件を受けている。 中国評価時とい比較においては、対象に対している。 (1) 別変を 中庭の事件保健課課金 (市区町村と棚道房県では、東子保健工業と関係を受けている。) 「他の事務をなど)について検討すべきる。 中庭の事務を受けている等。 (1) 別変をを設けている等。 (1) 常数を会を設けている等。 (1) では、(1) でいる。 (1)	母子保健課調	査	母子保健課調査	母子保健課調査		
ペースライン時の開金物容は、母子保給分野に関わる関係者の専門性の向上への取組もしているかと問う社のであったが、中語では、調整されてもる基件体制を開発している。このである。このである。このでは、関係されている。とは関係をしている。このである。このである。このである。このでは、関係では、関係では、自然をしている。このである。このである。このでは、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然			I	データ分析		
価では、構築されている支援体制を明確して、研究時代している。このため、該当する市区町村の割合が一スライン組よりは、 する可能性は実立の開始等数でよれている。一般の一般であった。設別を構造の市町村田土で、自主剤に動強金等を実施している。市区町村は平成は14.96。 成29年度は56.09。今和20年度は10.95であった。設別を構造の市町村田土で、自主剤に動強金等を実施している市区町村は存 の市町村に財産機会を提供している部連の開発した。この主力・シーンがあた。意味を他門の専門生かる場合は、今で12.05で長く元値原料を観念しまります。 の市町村に財産機会を提供している部連の課金を図るからた。28.25でカーンの上がきた。他門門の専門生かる場合は、日子でへの直接的なアラ理財とめ、また他町門の門中医門とのよりに、38.25でカーンの単位を受け、そのため、後の機会の情報がリスれるための単核的な学を開金を持つことが重要であるととは、地方公共日体が機能的に異様のストアツバに政権につながをと考えれる。そのため、今後の政権を用土させることに開きされる。 専門評価時と比べて、市区町村は目標に強していないものの改造しているが、都道府県は減少している状況にあるため、指権とはは、評価できないと判断した。 中間評価時と比べて、市区町村は目標に強していないものの改造しているが、都道府県は減少している状況にあるため、指権とはは、評価できないと判断した。 中間評価時と比べて、市区町村と都道府県では異なる傾向を示していることに注意が必要である。 赤区町村や県登保健所に対し、中間評価の項目に沿った事業展開ができるための支援事業(研修会など)について検討すべきる。 1、第2を会ので、200回 ・ 中間評価時との比較において市区町村と都道府県では異なる傾向を示していることに注意が必要である。 市区町村科と製作機に対し、中間評価の項目に沿った事業展開ができるための支援事業(研修会など)について検討すべきる。 1、第3の機会が関いでは、第3の機会の専門性の向上への取組(*毎子保健事業に携わる関係者に、母子保健に関する情報提供や研究の機会を対している。第3の機会を対している。第3の機会を対している。第3の機会を対している。第3の機会を対している。第3の機会を対している。第3の機会を対している。第3の機会を対している。第3の機会を対している。第3の機会を表すではからあるもいのでは、1、第30機会を表が限からいる。(第30人のいえ、メールはい・1592の場所を表が表が、1、第30機会を表が出ている。(第40、〇、いえ、メールはい・1592の場所を表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表がまないのいまれまない。 第3 出力法 第3 出力法 第3 出力法 第3 第3 カス 第3 自分を表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表がまないの。第3 からまで、1、第30機会を表がましている。(第40、〇、いえ、メールはい・1592の、10人のののでは、10人ののでは、10人の	結果 —————		調査方法はベースラインと異なるが、	、市区町村と県型保健所のどちらもべ	一スライン値より減少している。	
#### は「4、評価できない」と判断した。 中間評価時との比較において市区町村と都道府県では異なる傾向を示していることに注意が必要である。 市区町村や県型保健所に対し、中間評価の項目に沿った事業展開ができるための支援事業(研修会など)について検討すべきする。 市区町村や県型保健所に対し、中間評価の項目に沿った事業展開ができるための支援事業(研修会など)について検討すべきする。 「市区町村中県型保健所に対し、中間評価の項目に沿った事業展開ができるための支援事業(研修会など)について検討すべきする。 「市町村用] 母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上への取組(* 母子保健事業に携わる関係者に、母子保健に関する情報提供や研修講の機会を設けている等。)、常動職員を含めて母子保健にかかわるすべての関係者を対象に行っている 3 行っていな 3 行っている 3 行っていな 3 第 出方法 (市区町村)上位の設間で「1」または「2」と回答した市区町村数(全市区町村数)×100 (市区町村用) 1 分字保健分野に携わる関係者の専門性の向上への取組(* 母子保健事業に携わる関係者に、母子保健に関する情報提供や研修講の機会を設けている等。) 1、常動職員を対象に行っている 2 非常動職員も含めて母子保健にかかわるすべての関係者を対行っている 3 行っている 3 行っている 3 行っている 3 行っている 2 非常動職員も含めて母子保健にかかわるすべての関係者を対行っている。 4 行っている 2 非常動職員も含めて母子保健にかかわるすべての関係者を対行っている。 4 行の町村 1) 1 非常動職員も含めて 4 日間以上、専門性を高める研修を受けるための予算を確保している。 (はい・〇、しいえ・×・)一はい・1.592 2) 2 サナル・対象の発音に添わしている。 (はい・〇、しいえ・×・)一はい・1.592 3) 3 受けた研修内容を業務の影響に添わている。 (はい・〇、しいえ・×・)一はい・1.592 3) 3 関内が特別できるかの影響に表している。 (はい・〇、いいえ・×・)一はい・1.592 3) 3 関内が体内容を禁めの影響を発きを実施している。 (はい・〇、いいえ・×・)一はい・1.592 3) 3 関内がでへの自治体に合い者中、保健所設置市・特別区を含む、を対象をと使用すると対象をとと、研修機会を提供している。 (はい・〇 しいえ・×・)一はい・1.55 (はい・〇 しいえ・×・)一はい・1.55 (はい・〇 しい)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	分析		価では、構築されている支援体制をする可能性は第2次の開始時想定さ成29年度は65.0%、令和2年度は70.4年度に70.4年度に506で、他の設問と比較して3度、平成28年度共に、68.1%で変化の市町村に研修機会を提供しているため、また他部門との連携を図るたとり入れるための継続的な学習機会を	明確化して問う設問としている。このだれていた。ペースライン調査後では、、1%であった。設問②複数の市町村店 実施が少ないことが分かった。都道府はなかった。平成29年度は59.6%、今 6都道府県は今和2年度に29であった。 めじ、コミュニケーション能力を磨き、1 5 持つことが重要であるとともに、地方	-め、該当する市区町村の割合がベー 市区町村は平成27年度は81.6%、平 はで、自主的に勉強会等を実施して 県では、すべてに「はい」と答えた都ご 和2年度は55.3%で減少している。す 、母子保健に携わる職員は、母子へい 地部門の専門性を理解する広い視野 公共団体が積極的に職員のスキルご	ースライン値よりも減少 F成28年度は61.4%、平 にいる市区町村は今和2 首府県数は、平成27年 べての保健所が、管内 の直接的なケア提供の とと常に最新の情報を取 アップに取組むことが、地
(市区町村や県型保健所に対し、中間評価の項目に沿った事業展開ができるための支援事業(研修会など)について検討すべきった。 「前書名 平成25年度母子保健課調査 (市区町村用、都道府県用) 日子保健が野に携わる関係者の専門性の向上への取組(*母子保健事業に携わる関係者に、母子保健に関する情報提供や研制語の機会を設けている等。) 1、常勤職員を対象に行っている 2.非常勤職員も含めて母子保健にかかわるすべての関係者を対象に行っている 3. 行っていな 3. 非常勤職員を含めて母子保健にかかわるすべての関係者を対象に行っている 3. 行っていな 3. 非常勤職員を含めて母子保健にかかわるすべての関係者を対象に行っている 3. 行っていな 3. 非常勤職員を含めて母子保健にかかわるすべての関係者を対象に行っている 3. 行っていな 4. 非常勤職員を含めて母子保健にかかわるすべての関係者を対象に行っている 3. 行っていな 4. 非常勤職員を必要に行っている 3. 行っていな 4. 非常勤職員を必要に行っている 3. 行っていな 4. 非常勤職員を必要に行っている 3. 行っていな 4. 非常勤職員を必要に行っている 4. 非常勤職員を必要に行っている 5. 非常勤職員を必要に行っている 5. 非常勤職員を必要に行っている 6. 非常勤職員を必要に行っている 7. 中国に対象に行っている 7. 中国に対象に行っている 7. 中国に対象に行っている 7. 中国に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に	評価		中間評価時と比べて、市区町村は目標に達していないものの改善しているが、都道府県は減少している状況にあるため、指標としては「4. 評価できない」と判断した。			
(市町村用) 日子保健学野に携わる関係者の専門性の向上への取組(*母子保健事業に携わる関係者に、母子保健に関する情報提供や研修 清の機会を設けている等。) 1、常勤職員を対象に行っている 2.非常勤職員も含めて母子保健にかかわるすべての関係者を対象に行っている 3.行っていな 「都道府県用」母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上への取組(*母子保健事業に携わる関係者に、母子保健に関する情報提供や研修 清の機会を設けている等。) 1、常勤職員を対象に行っている 2.非常勤職員も含めて母子保健にかかわるすべての関係者を対象に行っている 3.行っていな 3.行っていな 3.行っていな 3.行っていな 3.行っていな 3.行っていない 「市区町村】上位の設間で「1」または「2」と回答した都道府県教/全都道府県教×100 (本道有限)上位の設間で「1」または「2」と回答した都道府県教/全都道府県教×100 (本道府県和)上位の設間で「1」または「2」と回答した都道府県教/全都道府県教×100 (本道府県和)上位の設間で「1」または「2」と回答した都道府県教/全都道府県教×100 (本道府県教)・全都道府県教・100 (本方で、100 (はい・〇、いいえ・×・)一はい・1、502 3)受けた研修内容を共有する仕組みがある。もしくは、勉強会等で変めている。(はい・〇、いいえ・×・)一はい・1、502 3)受けた研修内容を共有する仕組みがある。もしくは、勉強会等で変めている。(はい・〇、いいえ・×・)一はい・1、502 3)受けた研修内容を実務の改善に活かしている。(はい・〇、いいえ・×・)一はい・1、1、502 3)受けた研修内容を実務の改善に活かしている。(はい・〇、いいえ・×・)一はい・3.5 2)プイスの保健所が、管内の市町村に研修機会を開出している。(はい・〇、いいえ・×・)一はい・3.5 2)プイスの保健所が、管内の市町村に研修機会を開出している。(はい・〇 いいえ・×・)一はい・3.5 2)プイスの保健所が、管内の市町村に研修機会を提供している。(はい・〇 いいえ・メ・)一はい・3.5 2)プイスの保留所が、管内の市町村にの部となり、1、221/1,741×100=70.1 70.1% (はい・〇 いりえ・メ・)一はい・2.2 2 3)県内すべての自治体、政令市・中核市・保健所設置市・特別区を含む)を対象とした研修機会を提供している。(はい・〇 いりえ・メ・)一はい・3.5 2 3 5 3 5 3 5 5 3 6 1 2 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	調査・分析上の記	果題	中間評価時との比較において市区町村と都道府県では異なる傾向を示していることに注意が必要である。			
(市町村用) 日子保健分野に携わる関係者の専門性の向上への取組(*母子保健事業に携わる関係者に、母子保健に関する情報提供や研析 講の機会を設けている等。) 、常勤職員を対象に行っている 2.非常勤職員も含めて母子保健に関する情報提供や研析 講の機会を設けている等。) 1. 常勤職員を対象に行っている 2.非常勤職員も含めて母子保健に関する情報提供や研析 講の機会を設けている 3. 行っていな 都道府県用] 母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上への取組(*母子保健事業に携わる関係者に、母子保健に関する情報提供や研析 講の機会を設けている等。) 1. 常勤職員を対象に行っている 2. 非常勤職員も含めて母子保健にかかわるすべての関係者を対 行っている 3. 行っていな 3. 行っていな 3. 行っていな 3. 行っていな 3. 行っていな 3. 行っている 3. 行っていない 4. 都道府県】上位の設間で「「」または「2」と回答した市区町村数/全市区町村数×100 日本 4. (はい・〇、いいえ・メ・クーはい・1.592 3)受けた研修内器を共有する仕組みがある。もしくは、勉強会等で深めている。(はい・〇、いいえ・メ・クーはい・1.592 3)受けた研修内器を共有する仕組みがある。もしくは、勉強会等で深めている。(はい・〇、いいえ・メ・クーはい・1.592 4. (被数の市市村の係内器を共有する仕組みがある。もしくは、勉強会等で深めている。(はい・〇、いいえ・メ・クーはい・1.592 4. (はい・〇、いいえ・メ・クーはい・1.592 4. (はい・〇、いいえ・メ・クーはい・1.592 4. (はい・〇、いいえ・メ・クーはい・3.50 2.) で、ての保護所が、管内の市町村に研修機会を提供している。(はい・〇、いいえ・メ・クーはい・3.50 2.) オマイの保護所が、管内の市町村に研修機会を提供している。(はい・〇、いいえ・メ・クーはい・3.50 2. (はい・〇、いいえ・メ・クーはい・3.50 2. (はい・〇) といえ・メ・クーはい・3.50 2. (はい・〇、いいえ・メ・クーはい・3.50 2. (はい・〇) ないま・が、対策機会を提供している。(はい・〇) ないな・ボータラインのでは、対策機能を対策に対するに対策機能を対策に対するは、1. 本のでは、日本ので	残された課題	į		間評価の項目に沿った事業展開がで	きるための支援事業(研修会など)に	こついて検討すべきであ
(中) (日子保健分野に携わる関係者の専門性の向上への取組(* 母子保健事業に携わる関係者に、母子保健に関する情報提供や研析語の機会を設けている等。) 1、常動職員を対象に行っている 2.非常動職員も含めて母子保健にかかわるすべての関係者を対象に行っている 3.行っていな「都道府県用】母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上への取組(* 母子保健事業に携わる関係者に、母子保健に関する情報提供や研析語の機会を設けている等。) 1、常動職員を対象に行っている 2.非常動職員も含めて母子保健にかかわるすべての関係者を対行っている 3.行っていない 3. 行っていない 3. 行っていない 3. 行っていない 3. 行っていない 4. 常勤権員も含めて母子保健にかかわるすべての関係者を対行っている 3. 行っていない 4. 常勤権員も含めて母子保健にかかわるすべての関係者を対行っている 3. 行っていない 4. 常勤権員も含めて母子保健にかかわるすべての関係者を対行っている 3. 行っている 3. 行っていない 4. 常勤権員も含めて母子保健にかかわるすべての関係者を対例にある。 4. (はいる) (はいる) (はいら)		①調査名	平成25年度母子保健課調査 (市区	町村用、都道府県用)		
②		②設問	母子保健分野に携わる関係者の専 請の機会を設けている等。) 1. 常勤職員を対象に行っている 2. 【都道府県用】 母子保健分野に携わる関係者の専 講の機会を設けている等。) 1. 常業	非常勤職員も含めて母子保健にかか	わるすべての関係者を対象に行って 業に携わる関係者に、母子保健に関	いる 3. 行っていない
 ④備者		③算出方法				
①調査名 母子保健課調査 【市区町村用】 1)非常勤職員も含めて、年1回以上、専門性を高める研修を受けるための予算を確保している。(はい:〇、いいえ:×)→はい:1,2' 2)受けた研修内容を共有する仕組みがある、もしくは、勉強会等で深めている。(はい:〇、いいえ:×)→はい:1,592 3)受けた研修内容を業務の改善に活かしている。(はい:〇、いいえ:×)→はい:1,702 4)複数の市町村同士で、自主的に勉強会等を実施している。(はい:〇、いいえ:×)→はい:506 【都道府県用】 1)PDCAサイクルに沿った専門性の向上を目指した研修会を実施している。(はい:〇、いいえ:×)→はい:35 2)すべての保健所が、管内の市町村に研修機会を提供している。(はい:〇 いいえ:×)→はい:29 3)県内すべての自治体(政令市・中核市・保健所設置市・特別区を含む)を対象とした研修機会を提供している。(はい:〇 いいえ:×)→はい:42 ③算出方法 【市区町村】1)~3)の全てに「はい:〇」と回答した市区町村数/全市区町村数×100 1,221/1,741×100=70.1 70.1% 【都道府県】1)~3)の全てに「はい:〇」と回答した都道府県数/全市区町村数×100 26/47×100=55.3 55.3% 平成30年12月、日本公衆衛生協会による全国の市町村への調査では、回答1266市町村中、母子保健分野に携わる関係者の専性の向上への取組について、常勤職員を対象に行っている40.9%、非常勤職員も含めて母子保健にかかわるすべての関係者を対象に行っている51.7%、ボロンに、7、5、7、5、7、5、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、			【和退肘県】エ位の設問で11]または 	い2」<凹合しに郁追肘県剱/全都追肘	·宗致×IUU	
【市区町村用】 1)非常勤職員も含めて、年1回以上、専門性を高める研修を受けるための予算を確保している。(はい:〇、いいえ:×)→はい:1,2' 2)受けた研修内容を共有する仕組みがある。もしくは、勉強会等で深めている。(はい:〇、いいえ:×)→はい:1,592 3)受けた研修内容を業務の改善に活かしている。(はい:〇、いいえ:×)→はい:1,702 4)複数の市町村同土で、自主的に勉強会等を実施している。(はい:〇、いいえ:×)→はい:506 【都道府県用】 1)PDCAサイクルに沿った専門性の向上を目指した研修会を実施している。(はい:〇 いいえ:×)→はい:35 2)すべての保健所が、管内の市町村に研修機会を提供している。(はい:〇 いいえ:×)→はい:29 3)県内すべての自治体(政令市・中核市・保健所設置市・特別区を含む)を対象とした研修機会を提供している。(はい:〇 いいえ:×)→はい:42 ③算出方法 【市区町村】1)~3)の全てに「はい:〇」と回答した市区町村数/全市区町村数×100 1,221/1,741×100=70.1 70.1% 【都道府県】1)~3)の全てに「はい:〇」と回答した市区町村数/全市区町村数×100 26/47×100=55.3 55.3% 平成30年12月、日本公衆衛生協会による全国の市町村への調査では、回答1266市町村中、母子保健分野に携わる関係者の専性の向上への取組について、常勤職員を対象に行っている40.9%、非常勤職員も含めて母子保健にかかわるすべての関係者を対して行っている51.7%、行っていない5.7%、無回答1.7%であり、行っている市町村は合計92.6%であった。この調査は、ベースライン			日子保健理調査			
③昇 ^{田万} 法 【都道府県】1)~3)の全てに「はい:○」と回答した都道府県数/全都道府県数×100 26/47×100=55.3 55.3% 平成30年12月、日本公衆衛生協会による全国の市町村への調査では、回答1266市町村中、母子保健分野に携わる関係者の専性の向上への取組について、常勤職員を対象に行っている40.9%、非常勤職員も含めて母子保健にかかわるすべての関係者を変に行っている51.7%、行っていない5.7%、無回答1.7%であり、行っている市町村は合計92.6%であった。この調査は、ベースライン	直近値のデータ算出方法	②設問	【市区町村用】 1) 非常勤職員も含めて、年1回以上、2) 受けた研修内容を共有する仕組が3) 受けた研修内容を業務の改善に34) 複数の市町村同士で、自主的に発信が通済時期別)PDCAサイクルに沿った専門性の2) すべての保健所が、管内の市町和3)県内すべての自治体(政令市・中2) はいての自治体(政令市・中2) はいての自治体(政令市・中2) はいての自治体(政令市・中2) はいての自治体(政令市・中2) はいていていていていていていていていていていていていていていていていていていて	かがある、もしくは、勉強会等で深めて 舌かしている。(はい:〇、いいえ:×)- 妙強会等を実施している。(はい:〇、し の自上を目指した研修会を実施している 対に研修機会を提供している。(はい:	いる。(はい:〇、いいえ:×)→はい →はい:1,702 いいえ:×)→はい:506 る。(はい:〇 いいえ:×)→はい:35 ○ いいえ:×)→はい:29	:1,592
(④備考 性の向上への取組について、常勤職員を対象に行っている40.9%、非常勤職員も含めて母子保健にかかわるすべての関係者を対象に行っている51.7%、行っていない5.7%、無回答1.7%であり、行っている市町村は合計92.6%であった。この調査は、ベースライン		③算出方法				
と同じ設問で行われ、ベースラインより若干減少した結果となった。		④備考	性の向上への取組について、常勤職 に行っている51.7%、行っていない5.	戦員を対象に行っている40.9%、非常勤 7%、無回答1.7%であり、行っている7	加職員も含めて母子保健にかかわる	すべての関係者を対象

基盤課題C:母子保健分野	に携わる関係	系者の専門性の向上に取り組んでいる	る地方公共団体の割合			
【保健医療水準の指標】						
参考指標1:個人の希望す	る子ども数、	個人の希望する子ども数と出生子ども 	ら数の差 I			
ベースライン値	i	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)	
平均理想子ども数 2.42 平均理想子ども数(2.42)と 平均出生子ども数(1.71) の差 0.71 (平成22年)		平均理想子ども数 2.32 平均理想子ども数(2.32)と 平均出生子ども数(1.68)の差 0.64 (平成27年)	同左			
		調査		_	_	
出生動向基本調 (結婚と出産に関する3 (国立社会保障・人口問題	E国調査	出生動向基本調査 (結婚と出産に関する全国調査 (国立社会保障・人口問題研究 所))	同左			
			データ分析			
結果		平均理想子ども数と平均出生子ど 0.07減少した。	も数の差は、ベースライン(平成22年)	の0.71と比較し、中間評価(平成27年	度)には0.64となり、	
分析		平均出生子ども数は、1.71から1.68と0、03とわずかな減少であったが、平均理想子ども数が2.42から2.32と0.10と比較的大きく減少したか、平均理想子ども数と平均出生子ども数の差が減少した。結婚持続期間別に平均理想子ども数の平成22年から平成27年への変化をみると、結婚持続期間0~4年では、2.30から2.25と-0.05、5~9年では、2.38から2.33と-0.05と比較的減少幅が小さいのに対し、0~14年では、2.42から2.30の-0.12と比較的大きく減少した。平均理想子ども数が減少した理由について、出生動向基本調査には特役の記載が無いが、現実の状況にあわせて減少したことが考えられる。				
評価		_				
調査・分析上の認	題	調査時の居住地区および居住形態別に完結出生児数を比較していく必要がある。いずれも調査時点における居住状況であるため、 完結出生児数との因果関係については慎重に解釈する必要がある。				
残された課題		個人が希望する平均理想子ども数が以前より減少している。				
	①調査名	出生動向基本調査(結婚と出産に関	する全国調査 (国立社会保障・人口	問題研究所))		
ベースライン及び直近値 の	②設問	問17 あなた方ご夫婦にとって(1)理	想的な子どもの数は何人ですか。ま	た、(2)子どもの男女の別や組み合わ	せには理想がありますカ	
データ算出方法	③算出方法	夫婦にたずねた理想的な子どもの数	((理想子ども数)の平均値			
	④備考	_				
	①調査名	同上				
	②設問	同上				
直近値のデータ算出方法	③算出方法	(1)夫婦の理想の子ども数 0人子どもは持たない:279(5.2%) 1人:786(14.7%) 2人:2,806(52.6%) 3人:1,087(20.4%) 4人:126(2.4%) 5人以上:(0.3%) 不詳:235(4.4%) (2)子どもの男女の組み合わせの理理想あり 2,795(57.0%) とくに理想はない 2,045(41.7%) 不詳 62(1.3%) 平均値2.32	想			
	④備考	_				

基盤課題C:基盤課題C 子	ども健やか	な成長を見守り育む地域づくり				
【保健医療水準の指標】						
参考指標2:不慮の事故に	よる死亡率			E Water Inc.		
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)	
0歳 9 1~4歳 2 5~9歳 1 10~14歳 1	.4 .0 .9 .9 .6	0~19歳 2.3 0歳 8.1 1~4歳 1.8 5~9歳 1.2 10~14歳 0.9 15~19歳 3.9 (平成29年)	O~19歳 2.2 O歳 6.9 1~4歳 1.6 5~9歳 1.0 10~14歳 1.0 15~19歳 4.1 (令和2年)	_	-	
人口動態統計	<u> </u>	調査	↓ □ 無給 4大 元上	1		
人口剔愁杭町		人口動態統計	人口動態統計			
			データ分析			
結果				は0.7ポイント、10~14歳は0.7ポイント ひかがみられた。令和2年では10歳以		
分析		交通事故や溺死の減少がみられて 今後も重層的に対策に取り組むこと		F齢では交通事故が多く、これらの割	合の高い項目について	
評価		_				
調査・分析上の認		不慮の事故死亡は、乳幼児では虐待やSIDS(乳幼児突然死症候群)と、10代後半では自殺との区別が難しい事例もあると考えられる。区別が難しいほかの死因の死亡率の動向にも注意を払う必要がある。				
残された課題		年齢階級別で構成割合の大きい死 考えられる。	因(0歳および1~4歳はその他の不)	慮の窒息、5~14歳は交通事故)への	対策が優先度が高いと	
	①調査名	人口動態統計				
ベースライン及び直近値の	②設問	不慮の事故(ICD10によるV01-X59)	死亡数			
データ算出方法	③算出方法	不慮の事故による死亡率=不慮の事	事故による死亡数/人口×100,000(0)	歳は出生10万対の死亡率である。)		
	④備考	_				
	①調査名	同上				
	②設問	同上				
直近値のデータ算出方法	③算出方法	令和2年度 【0歳】):57 死亡率:1.6(%) 57/):49 死亡率:1.0(%) 49/):53 死亡率:1.0(%) 53/):230 死亡率:4.1(%) 230/	840835 × 100000 = 6.90 3637485 × 100000 = 1.57 5037460 × 100000 = 0.97 5314777 × 100000 = 1.00 5618948 × 100000 = 4.09 10429437 × 100000 = 2.19		
	④備考	_				

基盤課題C:子どもの健や:	かな成長を見	守り育む地域づくり				
【保健医療水準の指標】	ナ実施してい	7 눅 다 따 난 이 웨스				
参考指標3:事故防止対策		る市区町村の割合				
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)	
56.8% (平成25年度)		5.7% (平成29年度) ※設問と算出方法がベースラインと 異なる。	5.2% (令和2年度) ※ベースラインと調査方法等が異な る	_	_	
		調査				
母子保健課調查	<u>\$</u>	母子保健課調査	母子保健課調査			
			データ分析			
結果		調査方法がベースラインと異なるた 減少していた。	とめ、比較ができない。ベースライン後	の調査方法では、中間評価時が5.79	%、令和2年度が5.2%と	
分析		の割合がベースライン値より減少す 5.7%、令和2年度が5.2%と減少して	平価では、構築されている支援体制を る可能性が、第2次の開始時に想定さ いた。乳幼児健康診査の際に事故防 12年度20であったことから、全市区町	れていた。ベースライン後の調査方法 止対策事業を実施しているかの設問	までは、中間評価時が に対して、特に取組はし	
評価		_				
調査・分析上の認	題	評価対象となる支援体制を明確化 要である。	したことで、数値が減少したことに対し	ては、市区町村の実態を把握したう	えで、検討することが必	
残された課題		市区町村に対し中間評価の項目に沿った事業展開ができるための支援事業(研修会など)について検討すべきである。				
	①調査名	平成25年度母子保健課調査(政令市	·特別区用、市町村用)			
ベースライン及び直近値 の データ算出方法	②設問	乳幼児健康診査の際に、事故防止対(3・4か月児健診時、1歳6か月健診時、1歳6か月健診明 1. 会場にパネル等を展示したり、待2. パンフレット等を配布している3. 事故防止のための安全チェックリ4、教材等を用いて個別指導を行って5. 内容を統一して集団指導をしてい6. 特に内容を統一せず集団指導をして、7. その他8. 特に取り組みはしていない	ち時間にビデオを流している ストを使用している ている る	る欄に○をつけてください(いくつ○さ	こつけても結構です)。	
	③算出方法	 (選択肢3-7いずれかの実施内容に	○がついている市区町村)/(回収市区		出。	
	4.備考	_				
	①調査名	母子保健課調査(市区町村用)				
直近値のデータ算出方法	②設問	乳幼児健康診査の際に事故防止対策事業を実施していますか。該当するもの全てに○をつけてください。 ①パンフレットの配布、健診会場のパネル展示・ビデオ放映などにより啓発している。 →1,681 ②事故防止のための安全チェックリストを使用した普及啓発活動を行っている。 →609 (例, チャイルドシートの使用、自転車に乗るときのヘルメットの着用、浴槽に残し湯をしないことなど) ③地域住民を広く対象とした健康教育を実施している。→129 ④子どもの親を対象とした健康教育を実施している。→664 ⑤地域の子どもの事故発生状況を定期的に把握している。→142 ⑥部局を超えて、子どもの事故予防対策の視点で街づくりを検討し協議する場がある。(公園の遊具等の安全性の確認、10元とめの歩道の整備など) →114 ⑦その他の事故防止対策() →156		性の確認、交通事故防		
	③算出方法		へる市区町村数/全市区町村数×100 て算出すると、(1741-20)/1741×100)市区町村は何らかの耶	
	④備考	・選択肢①と④:「健やか親子21」か	は①・④・⑤・⑥の設定理由は下記の通 らデータを継続的に比較評価するため 也方自治体での実施は困難と考えられ	<i>b</i> 。	を示すため。	

基盤課題C:子ども健やか	な成長を見守	り育む地域づくり			
【保健医療水準の指標】 参考指標4・到 幼児のいる	家庭で 周呂	場のドアを乳幼児が自分で開けること	- ができないようエキした家庭の割合		
ベースライン値		中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)
38.2% (平成25年度)		46.5% (平成28年度)	51.5% (令和2年度)	H MIE	
		調査 		_	_
平成25年度厚生労働科学	研究(山縣班)	母子保健課調査	母子保健課調査		
			データ分析		
結果		中間評価時は46.5%、令和2年度が	51.5%と増加している。		
分析		場での溺水等、危険に対する周知活 どもに行き届きやすくなったことが背 いない場合、日曜大工等で親自身が	動や、親が危険対策の工夫グッズを 景に考えられる。一方でユニットバス	けで遊ばない工夫をし、不慮の事故を安価に購入しやすくなったことや、少の普及により、当初からドアにチャイ)とはなかなか困難である。特に、賃貸場所にある場合が多い。	子化により親の目が子 レドロックが装備されて
評価		_			
調査・分析上の認	果題			切児が自分で開けることができないエ れらの事業の着実な実施が求められ	
残された課題		増加の地域や親の年齢・どのような	対策をしたかなどを等把握し、最善の	方法を継続していく必要がある。	
	①調査名	平成25年度厚生労働科学研究(山縣	系班)		
ベースライン及び直近値 の	②設問	浴室のドアには、子供一人で開ける	ことができないような工夫がしてありま	ますか。(1. はい 2. いいえ 3. 該当に	しない)
データ算出方法	③算出方法	「はい」と回答したものの数/(全回答 (※分母に無回答は含まない。)	者-「該当しない」と回答したもの)×1	100」で算出	
	④備考	_			
	①調査名	母子保健課調査 (1歳6か月児)			
	②設問	同上			
直近値のデータ算出方法		1歳6か月児 341,467/662,617×100	=51.5 51.5%		
	④備考		D問診から。必須問診項目に入れ、母 からデータ収集・集計し、母子保健課	#子保健課調査で毎年度全国データを 調査に毎年報告している。	集積している(全数対

基盤課題C:子ども健やかれ	な成長を見守	・り育む地域づくり				
【保健医療水準の指標】						
参考指標5:父親の育児休	業取得割合					
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)	
1.89% (平成24年度)		5.14% (平成29年度)	12.65% (令和2年度)			
雇用均等基本調	本	調査 調査 雇用均等基本調査	雇用均等基本調査	_	_	
准用均守基本副	E.	推用均等基本调宜	作用均等基本調宜 データ分析			
結果		ベースライン値(平成24年度)は1.8 る。	9%であったが、中間評価時は5.14%	。、令和2年度は12.65%と中間評価時	から2倍ほど増加してい	
分析		行され、同年度には「イクメンプロジョ 時は5.14%、令和2年度は12.65%と る可能性が考えられる。しかしながら も、育児休業が取得しづらい雰囲気、 る。厳密な因果関係の検証は難しい	ている。平成22年には、父親の育児 たクト」が開始された。父親の育児休業 曽加しており、先に挙げた事項をはじ 、男性の育児休業取得率がまだ高し がある職場があることや、個人にとつ が、このような取組により改善してい 果を結果と照らし合わせて影響・効果	ミ取得率をみると、平成24年度は1.89 めとした子育て支援策が徐々に浸透 いとはいえない状況としては、両立支社 でキャリアへの影響を不安に思うなど る可能性が考えられる。今後、厚生労	%であったが、中間評価 し、効果が現れてきてい 爰等助成金などがあって 様々な要因が予測され が働省の取組(イクメンプ	
評価		_				
調査・分析上の詩	果題	特記すべき事項なし				
残された課題		育児休業の取得率は上昇してはいるものの12.65%にとどまるため、今後も男性が育児休業を取りやすい職場環境整備に取組んでいく必要がある。				
	①調査名	雇用均等基本調査				
	②設問	貴事業所が把握している出産者・配	偶者出産者および育児休業者数をご	記入ください。		
ベースライン及び直近値 の データ算出方法	③算出方法	育児休業取得率=出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしているものを含む。)/調査前年度1年間(*)の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数 (*)平成23年度以降調査においては、調査前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間。				
	④備考	表14. 育児休業者割合				
	①調査名	同上				
直近値のデータ算出方法	②設問	同上				
直辺 のアーダ昇币方法	③算出方法	同上				
	④備考	_				

議6か月児 71.2% 3歳児 62.5% (平成25年度) 調査	(②) (②) (②) (②) (②) (②) (②) (②) (②) (②)
マースライン値	(②)目改善 (②)目改善 (②)目改善 (②)目改善 (②) (②) (②) (②) (②) (③) (③) (③) (④) (④) (④) (④) (④) (④) (④) (④) (④) (④
3・4か月児 79.7% 1歳6か月児 88.5% 3歳児 60.3% (平成25年度) 1歳6か月児 87.9% 1歳6か月児 78.8% 3歳児 60.3% (平成25年度) 1歳6か月児 78.8% 3歳児 75.8% (令和2年度) (いかかか かい
平成25年度厚生労働科学研究(山縣班) 母子保健課調査 母子保健課調査 ボータ分析 結果 ベースライン値や中間評価時の値と比較して上昇した。 この指標の推移は、第1次の第1回中間評価から最終評価(第2次のベースライン値)までは、3・4か月児と3歳児で約2ポール、1歳6か月児で横ばいと変化が乏しかった。このため、第2次ではベースライン値より改善することを目指して、第1次中間最終評価の変化に基づく近似曲線の推計値を少し上回る値が当初の目標値とされた。しかし、中間評価時点ですでに目標たため、さらなる向上を目指して最終評価の目標値が変更された。その結果、令和2年度に得られた値は、その最終評価目達しなかったものの中間評価時から上昇した。本指標には、住民の行動だけでなく地方公共団体の子育て支援策などの環与する。本指標が改善した要因の一つには、「積極的に育児をしている父親の割合(指標C-5)」がベースライン値と比較していることが考えられる。この推察を支持する結果として、中間評価時点で厚生労働省の依頼に対して個別データを任意状250自治体について分析すると、本指標の設問に「はい」と回答した割合は、指標C-5の回答が「ほとんどしない」く「何ともし「時々やっている」く「よくやっている」の順にすべての健診時期で高くなっていた。また、指標のことには、「250自治体について分析すると、本指標の設問に「はい」と回答もた割合は、指標C-5に「ほとんどしない」と回答をしたすべての健診時期で高くなっていた。また、指標のことには、「追答かり用し、3.34、1歳6かり月 3.37、3歳児 1 1歳億の計り目、3.37、3歳児 1 1歳6の計り目、3.37、3歳児 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	引評価から 値標を値に 標整 は は は は は は は は は は は い え な と は い る と は い る る る る る る る し る い り る く と し い い い い い い い い い い い る く る く る る る る る
データ分析 結果 べースライン値や中間評価時の値と比較して上昇した。 この指標の推移は、第1次の第1回中間評価から最終評価(第2次のベースライン値)までは、3・4か月児と3歳児で約2ポー加、1歳6か月児で横ばいと変化が乏しかった。このため、第2次ではベースライン値より改善することを目指して、第1次中間最終評価の変化に基づく近似曲線の推計値を少し上回る値が当初の目標値とされた。しかし、中間評価時点ですでに目標たため、さらなる向上を目指して最終評価の目標値が変更された。その結果、令和2年度に得られた値は、その最終評価目達しなかったものの中間評価時から上昇した。本指標には、住民の行動だけでなく地方公共団体の子育て支援策などの環与する。本指標が改善した要因の一つには、「積極的に育児をしている父親の割合(指標C-5)」がベースライン値と比較しいることが考えられる。この推察を支持する結果として、中間評価の時点で厚生労働省の依頼に対して個別データを任意技250自治体について分析すると、本指標の設問に「はい」と回答した割合は、指標C-5の回答が「ほとんどしない」く「何ともし「時々やっている」く「よくやっている」の順にすべての健認時期で高くなっていた。また、指標C-5に「ほとんどしない」と回答指標の設問に「いいえ」と回答するオンズ比は、「はい」と回答する者と比較して3・4か月児 3.94、1歳6か月児 3.37、3歳児分析 ながって、近年みられる父親の育児参加の高まりに反して、父親の育児参加がみられない環境にある母親については、東	引評価から 値標を値に 標整 は は は は は は は は は は は い え な と は い る と は い る る る る る る る し る い り る く と し い い い い い い い い い い い る く る く る る る る る
結果 べースライン値や中間評価時の値と比較して上昇した。 この指標の推移は、第1次の第1回中間評価から最終評価(第2次のベースライン値)までは、3・4か月児と3歳児で約2ポが、1歳6か月児で横ばいと変化が乏しかった。このため、第2次ではベースライン値より改善することを目指して、第1次中間最終評価の変化に基づく近似曲線の推計値を少し上回る値が当初の目標値とされた。しかし、中間評価時点ですでに目標たため、さらなる向上を目指して最終評価の目標値が変更された。その結果、令和2年度に得られた値は、その最終評価目達しなかったものの中間評価時から上昇した。本指標には、住民の行動だけでなく地方公共団体の子育で支援策などの環与する。本指標が改善した要因の一つには、「積極的に育児をしている父親の割合(指標で・5)」がベースライン値と比較しいることが考えられる。この推察を支持する結果として、中間評価の時点で厚生労働省の依頼に対して個別データを任意扱250自治体について分析すると、本指標の設問に「はい」と回答した割合は、指標で・5の回答が「ほとんどしない」と回答指標ややっている」く「よくやっている」の順にすべての健診時期で高くなっていた。また、指標で・5に「ほとんどしない」と回答指標の設問に「いいえ」と回答するオンズ比は、「はい」と回答する者と比較して3・4か月児 3.94、1歳6か月児 3.37、3歳児分析 た。従って、近年みられる父親の育児参加の高まりに反して、父親の育児参加がみられない環境にある母親については、東	引評価から 値標を値に 標整 は は は は は は は は は は は い え な と は い る と は い る る る る る る る し る い り る く と し い い い い い い い い い い い る く る く る る る る る
この指標の推移は、第1次の第1回中間評価から最終評価(第2次のペースライン値)までは、3・4か月児と3歳児で約2ポー加、1歳6か月児で横ばいと変化が乏しかった。このため、第2次ではペースライン値)までは、3・4か月児と3歳児で約2ポー加、1歳6か月児で横ばいと変化が乏しかった。このため、第2次ではペースライン値とり改善することを目指して、第1次中間最終評価の変化に基づく近似曲線の推計値を少し上回る値が当初の目標値とされた。しかし、中間評価時点ですでに目標たため、さらなる向上を目指して最終評価の目標値が変更された。その結果、令和2年度に得られた値は、その最終評価目達しなかったものの中間評価時から上昇した。本指標には、住民の行動だけでなく地方公共団体の子育て支援策などの環与する。本指標が改善した要因の一つには、「積極的に育児をしている父親の割合(指標C-5)」がペースライン値と比較していることが考えられる。この推察を支持する結果として、中間評価の時点で厚生労働省の依頼に対して個別データを任意提定50自治体について分析すると、本指標の設問に「はい」と回答した割合は、指標C-5の回答が「ほとんどしない」く「何ともし「時々やっている」く「よくやっている」の順にすべての健認時期で高くなっていた。また、指標C-5に「ほとんどしない」と回答を加入の設門にいいま」と回答する者と比較して3・4か月児、3.3年、3歳の別に「はい」と回答する者と比較して3・4か月児、3.3年、3歳の間に「はい」と回答する者と比較して3・4か月児、3.3年、3歳の別にないでは、東近にないて、近にないて、近にないて、3、4か日にないでは、1年の設門に「いいま」と回答する者と比較して3・4か月児、3.3年、3歳の門児参加の高まりに反して、父親の育児参加がみられない環境にある母親については、東近にないでは、1年に対して3・4か日にないでは、1年にないではないでは、1年にないでは、1年にないでは、1年にないでは、1年にないでは、1年にないではないでは、1年にないではないでは、1年にないではないではないではないではないではないではないがではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	引評価から 値標値値 標整 算 上出しない」 と した は い え な る る る る る る る る る る る る る る る る る る
加、1歳6か月児で横ばいと変化が乏しかった。このため、第2次ではベースライン値より改善することを目指して、第1次中間 最終評価の変化に基づく近似曲線の推計値を少し上回る値が当初の目標値とされた。しかし、中間評価時点ですでに目標 たため、さらなる向上を目指して最終評価の目標値が変更された。その結果、令和2年度に得られた値は、その最終評価目 達しなかったものの中間評価時から上昇した。本指標には、住民の行動だけでなく地方公共団体の子育て支援策などの環 与する。本指標が改善した要因の一つには、「積極的に育児をしている父親の割合(指標で-5)がベースライン値と比較していることが考えられる。この推察を支持する結果として、中間評価の時点で厚生労働省の依頼に対して個別データを任意技 250自治体について分析すると、本指標の設問に「はい」と回答した割合は、指標で-5の回答が「ほとんどしない」く「何ともし 「時々やっている」く「よくやっている」の順にすべての健診時期で高くなっていた。また、指標で-5に「ほとんどしない」と回答 指標の設問に「いいえ」と回答するオッズ比は、「はい」と回答する者と比較して3・4か月児 3.94、1歳6か月児 3.37、3歳児 分析	引評価から 値標を値に 標整 は は は は は は は は は は は い え な と は い る と は い る る る る る る る し る い り る く と し い い い い い い い い い い い る く る く る る る る る
添った支援が必要と思われる。	る者が含ま 回答した割 感じる」の いつも感じ =齢が高くな 過ごせない
評価 1. 改善した(②目標に達していないが改善した)。ただし、3歳児のみ目標を達成した。	
調査・分析上の課題 ベースライン調査は、研究班調査でサンプリング・無記名アンケートである。一方、「健やか親子21(第2次)」開始以降は、 として悉皆調査で行われている。調査法の違いが結果に影響を及ぼしていないか、考慮する必要がある。	問診項目
指標値の改善はみられるが、都道府県別データでは、3・4か月児:93.8%~86.8%(中間評価:93.3%~82.2%)、1歳6か月 残された課題	ている。各
①調査名 平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)親と子の健康度調査	
ベースライン値の ②設問 お母さんはゆったりとした気分でお子さんと過ごせる時間がありますか。→(1. はい 2. いいえ 3. 何ともいえない)	
データ算出方法 ③算出方法 各健診時点において、「はい」と回答した者の人数/全回答者数×100(※分母に無回答を含む。)	
④備考 3・4か月児: 問25、1歳6か月児: 問18、3歳児: 問20	
①調査名 母子保健課調査(3・4か月児、1歳6か月児、3歳児)	
②設問 同上	
直近値のデータ算出方法 ③算出方法 ③第出方法 ※3・4か月児=(544,205/610,286)×100、1歳6か月児=(573,402/704,457)×100、3歳児=(551,928/728,571)×100 (※分母に無回答は含まない。)	
④備考 乳幼児健康診査(3・4か月児、1歳6か月児、3歳児)での問診から。必須問診項目に入れ、母子保健課調査で毎年度全国 積している(全数対象、各健診時点ごとに)。各地方自治体は、平成27年度からデータ収集・集計し、母子保健課調査に報台	

重点課題①:育てにくさを愿	送じる親に寄	り添う支援				
【健康水準の指標】		1. 				
指標2:育てにくさを感じたときに対処できる親の割合						
ベースライン値		中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)	
83.4% (平成26年度) ※無回答を除いた数値 84.5%		81.3% (平成29年度)	81.8% (令和2年度)	95.0%	2. 変わらない	
(平成26年度)				00.070	2. 2475-80	
平成26年度厚生労働科学研	研究(山縣班		母子保健課調査			
			データ分析			
結果		ベースライン値や中間評価と比較す	ると、横ばいである。			
分析		ベースラインや中間評価と比較して、本指標の値は横ばいで推移していた。育てにくさを感じる要因は、子どもの要因以外にも、親の要因、親子の関係性の要因、親子を取り巻く環境要因もある。子どもの発達については、「子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合(指標①-3)」の増加がみられる一方で、育てにくさを感じる親に対する早期支援体制の構築は全ての市区町村で進んでいるとはいえない(指標①-5)。したがって、当事者に寄り添った取り組みとして、育てにくさの対処方法に関する啓発だけでなく、親が育てにくさを感じたときに対処できる「支援者の体制づくり」などの環境整備が、本指標の改善に求められる。				
評価		2. 変わらない				
調査・分析上の課題		本指標の目標値は、3・4か月児、1歳6か月児、3歳児の平均値で設定している。これは、ベースライン調査において、育てにくさを感じる親の割合は子どもの年齢とともに増加するが、その対処法を知っている親の割合は、いずれの年齢でもほぼ同程度であったためである。ベースライン値と同様に、令和2年度の育てにくさを感じる親の割合は子どもの年齢とともに増加(3・4か月児 10.4%、1歳6か月児 20.2%、3歳児 29.6%)したが、各年齢層における対処法を知っている親の割合は同程度であった(3・4か月児 82.4%、1歳6か月児 79.8%、3歳児 83.2%)。自治体ごとの分析をする場合には、対処法を知っている親の割合が子どもの年齢によって異なる変化をしていないか、確認すべきである。				
残された課題		中間評価では都道府県別の集計で、最高値89.1%と最低値69.6%には20ポイントの違いがみられた。同様に、令和2年度の値でも、 最高値87.6%、最低値67.4%と20ポイントの差がみられる。各都道府県内の市区町村間でも同様の違いが想定され、その差異の原因 究明とこれに呼応した地域別の対策の検討が求められる。				
	①調査名	平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)親と子の健康度調査(追加調査)(3・4か月児、1歳6か月児、3歳児)				
ベースライン値の	②設問	①あなたは、お子さんに対して、育てにくさを感じていますか。→(1. いつも感じる 2. 時々感じる 3. 感じない) ② (①で、「1. いつも感じる」もしくは「2. 時々感じる」と回答した人に対して) 育てにくさを感じた時に、相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか。→(1. はい 2. いいえ)				
データ算出方法	3算出方法	設問②で「1.はい」と回答した者の人数/設問①で「1. いつも感じる」又は「2. 時々感じる」と回答した者の人数×100 (※分母に無回答を含む。) ※各健診時点について、上記算出方法にて算出し、3時点の平均値を算出する。				
	④備考	3・4か月児:問10-②、1歳6か月児:『	3・4か月児:問10-②、1歳6か月児:問10-②、3歳児:問10-②			
	①調査名	母子保健課調査(3・4か月児、1歳6が	か月児、3歳児)			
	②設問	同上				
直近値のデータ算出方法	③算出方法	1歳6か月児=((いつも感じる 5,908 3歳児=((いつも感じる 11,309 + 時 ※設問②について 3・4か月児=はい 56,128/(いつも思 1歳6か月児=はい 119,299/(いつも	+時々感じる 64,928)/全回答者数 (+時々感じる 143,596)/全回答者数 739 な感じる 210,178)/全回答者数 739 感じる 3,187+時々感じる 64,928)× も感じる 5,908+時々感じる 143,596 る 11,309+時々感じる 210,178)×1 9,8+83.2)/3=81.8%	(714,532) ×100=20.2% (9,071) ×100=29.6% 100=82.4% () ×100=79.8%		
	④ 備考		6か月児、3歳児)での問診から。必須ごとに)。各地方自治体は、平成27年月			

重点課題①:育てにくさを原 【健康行動の指標】						
指標3:子どもの社会性の3 ベースライン値		っている親の割合 中間評価時の値	直近値	最終評価	評価(暫定)	
83.3% (平成26年度) ※無回答を除いた数値 86.3% (平成26年度)		89.4%(平成29年度)	91.0% (令和2年度)	目標値 95.0%	1. 改善した(②目標に達していないが改善し	
(十)及20年度)		調査			た)	
平成26年度厚生労働科学研	研究(山縣班)	母子保健課調査	母子保健課調査			
			データ分析			
結果		ベースライン値、中間評価と比較する	ると経時的に増加したが、最終評価の	D目標値より4ポイント低い値である。		
分析		知識の普及を図ることも加味し、目核 動発達や精神発達と比較して、社会 値よりやや低い値まで上昇しており、 に対する親の関心が高くなっており、	景値は3・4か月児、1歳6か月児、3歳! 性の発達に対する知識の啓発は必 社会性の発達過程に関する知識は 様々な情報源から知識を得ている5 おり、発達障害に対する親の不安を	ンである。また、設問項目を含む社会 見の平均値とされている。ベースライ: ずしも注目されてなかった。しかし、本 普及してきているものと考えられる。 可能性が推察される。ただし、インター 煽ることも否定できない。本指標の記 要になっているものと考えられる。	ン調査時は、子どもの運 指標は最終評価の目標 この背景には、発達障害 ネットなどで得られる情	
評価		1. 改善した(②目標に達していない)	が改善した)			
調査・分析上の影	果題	指標は、3つの健診の平均であるが、それぞれ質問内容は異なっており、令和2年度時点では3・4か月児93.4%、1歳6か月児95.6%、3歳児83.8%と、3歳児と他の年齢との差は10ポイント程の違いが認められた。この年齢間の違いは今回も同様の結果であった。さらに、都道府県別のデータをみると、3・4か月児・95.6%~90.1%、1歳6か月児・98.0%~93.3%、3歳児・89.8%~77.9%となっており、3歳児で大きなばらつきが認められた。3歳児における値が低い原因が、質問文の代表性にあるのか、それらの年齢の子どもを持つ親の特性であるのかは不明であるが、地域格差の原因を含めた検討が必要である。				
残された課題		数値は改善傾向にあるが、改善の根拠となる事業や活動の検討、保護者に対する小児の発達に関する適切な情報提供が必要ではないだろうか。その上で、子どもの発達に無関心な親などの集団への対応の強化など、現状にあわせた事業展開が必要である。また、3歳児でみられた都道府県間の差については、市区町村間でも同様の違いが想定され、その差異の原因究明とこれに呼応した地域別の啓発などの対策が求められる。				
	①調査名	平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)親と子の健康度調査(追加調査)(3・4か月児、1歳6か月児、3歳児)				
ベースライン値 <i>の</i> データ算出方法	②設問	→(1. はい 2. いいえ) 【3歳児用】	子どもは、「何かに興味を持った時に	とを知っていますか。 、指さしで伝えようとする」ことを知って 遊びに加わろうとする」ことを知ってし		
	③算出方法	「1. はい」と回答した者の人数/全回答者数×100(※分母に無回答を含む。) ※各健診時点について、上記算出方法にて算出し、3時点の平均値を算出する。				
	④備考	3・4か月児:問13、1歳6か月児:問13	、3歳児:問13			
	①調査名	母子保健課調査(3・4か月児、1歳6か	か月児、3歳児)			
直近値のデータ算出方法	②設問	→(1. はい 2. いいえ) 【3歳児用】	は、「何かに興味を持った時に、指さ	っていますか。 しで伝えようとする」ことを知っていま・ :加わろうとする」ことを知っています#		
	③算出方法	→ (1. はい 2. いいえ) ※各健診時点について: 3・4か月児=(はい 553,826/全回答者数 592,674)×100=93.4% 1歳6か月児=(はい 653,699/全回答者数 683,958)×100=95.6% 3歳児=(はい 590,671/全回答者数 704,479)×100=83.8% ※重点課題①→3について:(93.4+95.6+83.8)/3=91.0% (※分母に無回答は含まない。)				
	④備考			では、現代のでは、現代のでは、現代のでは、現代のでは、現代のでは、現代のでは、現代のでは、現代のでは、現代のでは、現代のできます。 でき はい		

重点課題①:育てにくさを愿	感じる親に寄り	り添う支援					
【健康行動の指標】							
指標4:発達障害を知ってし	いる国民の割	合		El (h et la			
ベースライン値		中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)		
67.2% (平成26年度)		53.2% (平成30年度)	同左				
		調査					
母子保健に関する世 (内閣府世論調3		母子保健に関する意識調査 平成30年度子ども・子育で支援推 進調査研究事業「健やか親子21 (第2次)」中間評価を見据えた調査 研究」調査	同左	95.0%	4. 評価できない		
			データ分析				
結果		 調査方法はベースラインと異なるが、 	、ベースライン値より低下している。				
分析		平成30年度の調査で発達障害について「知っていた」と回答した者の割合は、ベースライン値から約15ポイント低下した。しかし、発達障害について「言葉だけは知っていた」の割合は、ベースライン値19.8%から平成30年度の値36.8%に増加したため、「知っていた」と「言葉だけは知っていた」の合計値は、ベースライン値87.0%から平成30年度の値89.8%に微増となった。ベースラインで指摘されてしたした性差(男性57.6%く女性75.2%)は、平成30年度でも同様の傾向(男性43.9%く女性62.5%)がみられた。さらに、小学校入学前の子どもの有無で比較すると、20代男性と30代女性を除いて、子どもがいる回答者の「知っていた」の割合は高値であった。しかし、性別や年代にかかわらず、「知らなかった」の割合は子どもの有無で大きな差はなく、子どもがいない回答者では「言葉だけは知っていた」の割合が増加していた。以上の結果から、今後は「知っている」と回答した割合が低い「小学校入学前の子どもがいない」層に対して、発達障害に関する的確な情報が届く施策を展開すること、すなわち「言葉だけは知っていた」が「知っていた」に変わる取り組みが重要と考えられる。 一方、ベースラインでは、「発達障害を知っている」割合に年代差(60代と70代以上で低値)が認められたが、平成30年度では60代の					
		低下は少ないことから、課題の一つとされていた高齢層の認知度が高まっている可能性がある。					
評価		ベースライン値と中間評価の調査方法が異なり、中間評価の後に再調査が実施されていないため、指標としては「4. 評価できない」と判断した。					
調査・分析上の認	果題	発達障害を「知っていた」と「言葉だけは知っていた」の割合が変動した原因として、調査方法の違いを考慮する必要がある。また、20 代男性と30代女性では、子どもの有無による差は少なかった。調査対象者数は性別と年代で調整しており、子どもが少ない階層が存在する。今後は、子どもの有無を考慮した調査検討が必要である。また、中間評価以降、令和2年度まで調査が行われていないことも 課題である。					
残された課題		調査方法の違いが、平成30年度の値の低下に影響した可能性がある。しかし、最終評価の目標値95%を達成するためには、ほぼすべての国民が発達障害を理解していることが望まれる。また、小学校入学前の子どもの有無により、発達障害を「知っていた」あるいは「言葉だけは知っていた」とする割合が異なっている。この背景について検討する余地があるが、発達障害について深く知らない場合に「知っていた」を選択しにくい意識が、子どもと関わりが少ない者にある可能性が考えられる。しかし、発達障害のある者や家族の支援は、幼少期に限定した課題ではない。従って、最終評価の目標値を達成して、障害の有無にかかわらず生きやすい社会を形成するためには、子どもとの関わりが少ない層を対象に含めた、発達障害に関する啓発事業の展開が必要である。					
	①調査名	平成26年度母子保健に関する世論調査					
ベースライン値の	②設問	あなたは、発達障害について知っていましたか。 →(ア. 知っていた イ. 言葉だけは知っていた ウ. 知らなかった 分からない)					
データ算出方法	3算出方法	「ア. 知っていた」と回答した者の人数	「ア. 知っていた」と回答した者の人数/全回答者数×100				
	④備考	設問の前に、発達障害についての説明文(発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、 注意欠陥多動性障害(ADHD)などの脳機能障害のことです。)をよく読んでもらった。					
	①調査名	母子保健に関する意識調査(平成30 研究」調査)	年度子ども・子育て支援推進調査研	究事業「「健やか親子21(第2次)」中	間評価を見据えた調査		
	②設問	あなたは、発達障害について知ってし →(1. 知っていた 2. 言葉だけは知	いましたか。 Dっていた 3.知らなかった 4.分か	らない)			
直近値のデータ算出方法	3算出方法	「1. 知っていた」と回答した者の人数 ※(知っていた 1,277/全回答者数					
	④備考	た、設問の前に、発達障害についての	対象は20代〜60代と70代以上の男女 の説明文(発達障害とは、自閉症、ア)などの脳機能障害のことです。)を記	スペルガー症候群その他の広汎性剤			

重点課題①:育てにくさを		票に対する最終評価に向けた分析シー り添う支援			
【環境整備の指標】			7 부모따라스웨스		
		くさを感じる親への早期支援体制があるとする育てにくさを感じる親への早	30市区町村の割台 期支援体制整備への支援をしている県		
ベースライン値	1	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)
市区町村 85. (平成25年度)		市区町村 64.6% ※ベースラインと調査方法が異なる (平成29年度)	※ベースラインと調査方法等が異なる なる ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
県型保健所 66. (平成25年度)		県型保健所 25.0% ※ベースラインと調査方法が異なる (平成29年度)	宗空床遅が 10.470 ※ベースラインと調査方法等が異 なる (会和2年度)	市区町村 100% 県型保健所 100%	4. 評価できない
In W		調査			
母子保健課調:	企	母子保健課調査	母子保健課調査		
結果		市区町村は中間評価から5ポイントサ	曽加したが、県型保健所は中間評価かり	らさらに約9ポイント減少した。	
分析		ている。この設問内容の明確化によ値がペースライン値よりも減少するころが、今後、すべての市区町村と県中間評価では県型保健所の値が修惑染症の対策に時間や人員を受け、 おいて、市町村の早期支援体制の登りにくさを感じたときに対処できる母親などを反映した新たな課題であり、計ポートして重層的に取り組むことがポートして重層的に取り組むことが、	面以降は、親並びに市区町村に対して相って、支援体制の構築を第2次最終評刊能性は、第2次の開始時に想定されて型保健所が支援体制を構築して環境整低値であり、令和2年度の値はさらに低い、感染予防の親点から研修会自体が、明村を組み合わせて比較したが、保優備が統計学的に有意に促進される結び、副会(指揮()-2)」に改善がみられるが、中間評価の分析結果や奇所の支援のあり方について成育医療等	画までに期待する意図があるが にいた。中間評価と比較して市区 備が求められる。 下した。令和2年度は、県型保健 はではないでは、 が中止されたなどの影響があるも 更新に対する設問の該当項目数 ましなられなかった(P)0.05)。ま は、高てにくさを感じる親の支援 が関難な場合も想定される。県型 令和2年度に本指標値がさらに很	一方で、中間評価以降に 町村の値は増加傾向にお 所は新型コロナウイルス のと考えられる。また。中 や設門項目別の該当率前 た、令和2年度では、「様 は、現代の親子の多様性 保明には市町村をサー にしたことを踏まえて、「 にしたことを踏まえて、「 にしたことを踏まえて、「
評価		中間評価時と比べて、市区町村は しては「4.評価できない」と判断した	目標に達していないものの改善している。	るが、県型保健所は減少している	状況にあるため、指標と
調査・分析上の記	果題	評価対象となる支援体制を明確化したことで、数値として減少したことに対しては、市区町村や県型保健所の実態を把握したうえで、成育医療等基本方針の取り組みでは市町村に対する保健所の支援のあり方について再検討が必要である。また、県型保健所用質問の②「市町村の早期支援体制の評価と見直しに助言や技術的支援を行っている」は、市町村の経験が増えて助言や支援が不要となった場合は「いいえ」になることも考えられる。このような影響についても考慮する必要がある。			
残された課題		市区町村や県型保健所に対し、指標や地域のニーズに合致した事業展開ができるための支援事業(研修会など)について検討すべきである。中間評価以降の都道府県用設問では、設問①~③のすべてを満たす県型保健所の割合を算出しているため低値となっている。母子保健に関する基本的な事業が市区町村によって行われるため、県型保健所では市区町村の母子保健事業の支援よりも他の事業の優先度が高くなっている可能性が推察される。保健所の支援のあり方を検討するためには、保健所が市町村のニーズを把握して、親に対する重層的な支援体制を構築し、その結果を評価することが望まれる。			
	①調査名	平成25年度母子保健課調査(市区町	丁村用、都道府県用)		
ベースライン値の データ算出方法	②設問	(※)例えば、発達障害の症状の発見 げている等。 【都道府県用】 市区町村における発達障害をはじめ	感じる親への早期支援体制(※)がある 見後、出来るだけ早期に発達支援を行う ひとする育てにくさを感じる親への早期す 医療機関や療育機関等と市区町村間 最を行っている等。	うために、関係機関等と適宜情報 を援体制整備への支援(※)をし	ている県型保健所の数
	② 無山士:+	【市町村】 「1.有」と回答した市区町村数/全市[
	③算出方法	【都道府県】 支援をしている県型保健所数/全県	型保健所数×100		
	④備考	_			
	①調査名	母子保健課調査(市区町村用、県型	保健所用)		
直近値のデータ算出方法	②設問	→(はい:○ いいえ:×) ②発達支援に関して保健センターや →(はい:○ いいえ:×) ③育てにくさに寄り添う支援を実施す。 ④医療、保健、福祉、教育が連携し ※「マニュアル」とは、次の点につい	できる社会資源(教室に参加できないは保育所等の関係機関が個別事例の情 「るためのマニュアル(※) がある。→(て支援状況を評価している。→(はい:(で記載しているものとする。)仕組みやエ夫について、a)子どもの問	報交換する会議が定期的に開か (はい:〇 いいえ:×)) いいえ:×)	れている。
		→(はい:○ いいえ:×) ②市町村の早期支援体制の評価と	や療育機関等と市区町村間の情報共有 見直しに助言や技術的支援を行ってい にくさに寄り添う支援に関する内容が含	る。→(はい:O いいえ:×)	
	3算出方法	※(①かつ②~④のいずれかに「は ※各選択肢別(「はい」と回答した市	〇」と回答した市区町村数/全市区町村 い」と回答した市区町村数 1,213/全市 区町村数):①1685、②1058、③239、@	区町村数 1,741)×100=69.79	6
			した県型保健所の数/全県型保健所数 した県型保健所数 58/全県型保健所 型保健所数):①155、②141、③133		
	④備考	_			

重点課題①:育てにくさを愿	重点課題①:育てにくさを感じる親に寄り添う支援						
【参考とする指標】	【参考とする指標】 参考指標1:小児人口に対する親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合(小児人口10万対)						
				最終評価			
ベースライン値	<u> </u>	中間評価時の値	直近値	目標値	評価(暫定)		
6.2 (参考)1,013名 (平成24年度)		7.3 (参考) 1,131名 (平成29年度)	8.3 (参考)1,235名 (令和2年度)				
		調査		_	_		
(一社)日本小児科医	会調べ	(一社)日本小児科医会調べ	(一社)日本小児科医会調べ				
データ分析							
結果		ベースライン値と比較すると、中間評	福時、令和2年度にかけて増加してい	いる 。			
この指標が増加した要因には指標の分母である小児人口の減少も影響しているが、「子どもの心の相談医」登録数はで令和2年度にかけて増加している。また、医師・歯科医師・薬剤師調査の主たる診療科が小児科の医師数に対する「子ど医」登録数の割合は、ベースライン6.2%から中間評価6.7%、令和2年度6.9%へ上昇している。これらの結果は、発達障害や育児不安に悩む親の対応を喫緊の課題と考えて、小児科医が自ら研鑽をする動きを反映していると考えられる。			する「子どもの心の相談 、発達障害のある子ども				
評価							
調査・分析上の詩	 段	特記すべき事項なし					
残された課題		参考指標のため目標値は定められていないが、発達障害のある子どもや育児に悩む親を日常的な外来診療で支援する「子どもの心の相談医」は、親子に寄り添った支援の実施に必要な存在と考えられる。今後も経年的に評価して取組を促すとともに、適正な数値について関係団体に意見を求める必要がある。					
	①調査名	一般社団法人日本小児科医会調べ					
ベースライン値の	②設問	_					
データ算出方法	③算出方法	平成24年度一般社団法人日本小児	平成24年度一般社団法人日本小児科医会認定「子どもの心の相談医」登録数/小児人口(0~14歳)×100,000				
	④備考	 ※小児人口(0~14歳):ベースライン	, 16,248,000人(平成25年)				
	①調査名	同上					
古にはのご カ笠山ナオ	②設問	_					
直近値のデータ算出方法	③算出方法	一般社団法人日本小児科医会認定 (「子どもの心の相談医」登録数 1,2	「子どもの心の相談医」登録数/小児 35/小児人ロ 14,810,489)×100,000	- 人口(0~14歳)×100,000 =8.3			
	④備考	※小児人口(0~14歳): 14,810,489	(令和2年)				

重点課題①:育てにくさを感じる親に寄り添う支援						
【参考とする指標】 参考指標2:小児人口に対する児童精神科医師の割合(小児人口10万対)						
				最終評価		
ベースライン値		中間評価時の値	直近値	目標値	評価(暫定)	
11.9 (平成25年度)		13.5 (平成29年度)	21.9 (令和2年度)			
		調査		_	_	
日本児童青年精神医学 (平成25年4月1日)		日本児童青年精神医学会調べ	日本児童青年精神医学会調べ			
データ分析						
結果		ベースライン値と比較すると、中間評	価時、令和2年度にかけて増加してい	いる。		
この指標が中間評価時から令和2年度にかけて増加した背景として指標の分母である小児人口の減少も影響しているが、発達分析 等をもつ親子を支援する施設も増加しており(指標①-参3、参4)、関連領域の専門職である児童精神科医に対する社会的需要があることが影響していると考えられる。						
評価		_				
調査・分析上の認	果題	特記すべき事項なし				
残された課題	:	参考指標のため目標値は定められていないが、発達障害のある子どもや育児に悩む親に対する専門的な対応を担う児童精神科医は重点課題の改善に必要な存在と考えられる。今後も経年的に評価して、取組を促す必要がある。				
	①調査名	日本児童青年精神医学会調べ				
ベースライン値の	②設問	_				
データ算出方法	③算出方法	日本児童青年精神医学会加入者の	うち医師会員数/小児人口(0~14歳	i) × 100,000		
	④備考	※小児人口(0~14歳):ベースライン 16,248,000人(平成25年)				
	①調査名	同上				
	②設問	_				
直近値のデータ算出方法	3算出方法	日本児童青年精神医学会加入者の (日本児童青年精神医学会の医師会	うち医師会員数/小児人口(0~14歳 ミ員数 3,247/小児人口 14,810,489)			
	④備考	日本児童青年精神医学会加入者:- (精神科医 2,427名、小児科医 365 ※小児人口(0~14歳): 14,810,489		7名		

重点課題①:育てにくさを愿	感じる親に寄り	重点課題①:育てにくさを感じる親に寄り添う支援					
【参考とする指標】 参考指標3:情緒障害短期治療施設の施設数→児童心理治療施設の施設数							
ベースライン値		中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)		
30道府県 38施 (平成24年)	設	34道府県 46施設 (平成29年)	37道府県 53施設 (令和2年度)	HIAIE			
		調査		_	_		
雇用均等・児童家庭局家 べ (平成24年10月1日		子ども家庭局家庭福祉課調べ	子ども家庭局家庭福祉課調べ				
データ分析							
結果		ベースライン値と比較すると、施設数	と設置都道府県数のいずれも増加し	ている。			
ベースライン値と比較すると、情緒障害児短期治療施設(現名和所児童に対する通所利用、専門職の基本配置引き上げなどの機 児童の急激な増加などに伴い、施設の必要性が広く認識された。 ない都県があり、児童養護施設で対応している現状がある。地域 すためには、さらなる施設数の増加や機能の充実が望まれる。)基本配置引き上げなどの機能面の3 の必要性が広く認識されたことが一 応している現状がある。地域間の健康	た実も図られつつある。施設数の増加 因と考えられる。しかし、児童心理治療	1の背景として、被虐待 療施設の設置がされてい		
評価		_					
調査・分析上の認	果題	平成28年の児童福祉法の一部改正に伴い、施設名称が情緒障害児短期治療施設から児童心理治療施設に変更されたため、指標名が変更された。					
残された課題			での対応が取られている。参考指標 地域間の健康格差の一つであり、今4				
	①調査名	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ					
ベースライン値の	②設問	_					
データ算出方法	③算出方法	情緒障害児短期治療施設の施設数(都道府県別)を用いて算定					
	4.備考	指標における施設名は、健やか親子	-21(第2次)を策定した当時の名称を	を使用している。現在の名称は児童心	理治療施設である。		
	①調査名	子ども家庭局家庭福祉課調べ					
直が値のデータ算出方法	②設問	_					
	③算出方法	児童心理治療施設の施設数(都道府	牙県別)を用いて算定				
	④備考	平成28年の児童福祉法の一部改正	に伴い、施設名称が児童心理治療施	設に変更されている。			

重点課題①:育てにくさを愿	感じる親に寄 り	り添う支援				
【参考とする指標】	ID	7-7-1-1-0-7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-				
参考指標4:就学前の障害		∄所支援の利用者数 I		最終評価		
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	取於評価 目標値	評価(暫定)	
37,505名 (平成25年)		98,585名 (平成29年) ※ベースラインと調査方法等が異な る	128,131名 (令和2年度) ※ベースラインと調査方法等が異な る			
		調査		_	_	
社会・援護局障害保優 障害福祉課調/ (平成25年12月1日)	<	社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課調べ (平成29年時点)	社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課調べ			
			データ分析			
結果		ベースライン値と比較すると、中間評	価時で2.6倍、令和2年度で3.4倍の増	加がみられる。		
分析		ベースライン値は児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援の利用者数の延べ人数としているが、中間評価では月 あたりの平均利用者数を用いることに変更された。平成24年度に児童福祉法が改正されたが、この参考指標値の増加は、法改正による通所・入所の利用形態で区分する新しい施設体系や、保育所等訪問支援の開始に関する理解と活用を示すものと推察できる。児童 発達支援センターは、通所利用障害児への療育だけでなく、その家族に対する支援や障害児を預かる施設への援助や助言を行うことで、地域の中核的な支援施設として位置づけされる。今後も、各施設や事業の機能を充実することで、育てにくさを感じる親に寄り添う 支援を図ることが期待される。				
評価						
調査・分析上の詩	果題	特記すべき事項なし				
残された課題		参考指標のため目標値は定められていないが、各施設は育てにくさを感じる親に寄り添う支援を図るために必要不可欠である。今後 も経年的に評価して取り組みを促すだけでなく、現場ニーズに対してどの程度の利用者数を見込むことが適切か検討する余地がある。				
	①調査名	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ				
ベースライン値の	②設問	_				
データ算出方法	③算出方法	(児童発達支援+医療型児童発達す	を援+保育所等訪問支援)の利用者数	めの延べ人数		
	④備考	_				
	①調査名	同上				
	②設問	_				
直近値のデータ算出方法 	③算出方法	(児童発達支援+医療型児童発達す		おける月あたりの平均利用者数		
	④備考	_				

重点課題①:育てにくさを愿	送じる親に寄り	り添う支援				
【参考とする指標】						
参考指標5:障害児支援を主要な課題とする協議体を設置している市区町村数						
ベースライン値		中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)	
421 (平成25年)		551 (平成29年)	643 (令和2年度)			
		調査		_	_	
社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課調べ (平成25年4月時点)		社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課調べ	社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課調べ			
			データ分析			
結果		ベースライン値と比較すると中間評価	西時、令和2年度にかけて増加してい。	3 .		
障害者自立支援法において地域自立支援協議会は、「地域における障害福祉に関する関係者による協議を行うため」に設置すると位置づけられている(法第77条)。ベースラインと比較して、子ども関係の分析 いることは、指標①-3や指標①-4で増加傾向にある地域の関係機関によるネットワークの構築や、困薬および発信に寄与するものである。小児人口が少ない地域が専門部会を設置していない可能性もあるニーズにあった支援を届けるためにはより多くの協議会で専門部会の設置が望まれる。			インと比較して、子ども関係の専門部 るネットワークの構築や、困難事例や 設置していない可能性もあるが、官員	会の設置数が増加して 課題に対する情報共有		
評価		_				
調査・分析上の誤	果題	特記すべき事項なし				
残された課題		参考指標のため目標値は定められていないが、地域自立支援協議会における子ども関係の専門部会の設置は、多機関が連携した体制や困難事例の解決に必要である。今後も経年的に評価して、取り組みを促す必要があろう。				
	①調査名	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ				
	②設問	_				
ベースライン値の データ算出方法	③算出方法	協議会の設置市町村数(地方公共6 協議会数:1.155協議会(※合同設置 1.155協議会のうち、 ・専門部会を設置しているのは、 ・課題別の専門部会を設けてい ・738協議会のうち、子ども関係	もあるため設置市町村数より少ない) 99協議会			
	④備考	参照URL http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/toukei/h25-syogaisoudansien.html				
	①調査名	同上				
	②設問	_				
直近値のデータ算出方法	③算出方法	協議会の設置市町村数(地方公共5 協議会数:1,195協議会(※合同設置 1,195協議会のうち、 ・専門部会を設置しているのは ・課題別の専門部会を設けてい ・904協議会のうち、子ども関係(もあるため設置市町村数より少ない) 163協議会			
	④備考	参照URL https://www.mhlw.go.jp/s https://www.mhlw.go.jp/content/122		go/shougaishahukushi/toukei/index.l	html	

重点課題②:妊娠期からの児童虐待防止対策							
【健康水準の指標】							
指標1:児童虐待による死亡数							
ベースライン値	<u> </u>	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)		
・心中以外 58. ・心中 41. (平成23年度)	,	·心中以外 52人 ·心中 13人 (平成29年度)	·心中以外 57人 ·心中 21人 (令和元年度)				
		調査		それぞれが減少	4. 評価できない		
「子ども虐待による死亡事 結果等について」の		「子ども虐待による死亡事例等の検 証結果等について」の報告書	「子ども虐待による死亡事例等の検 証結果等について」の報告書				
			データ分析				
結果			に減少しているが、中間評価値よりも増 下、CDR)により正確に死亡症例を把払				
分析		大きい。実際に、平成23年度から令: 成26年度)、52人(平成27年度、49)、 心中は41人(平成23年度)、39人(平 人(平成29年度)、19人(平成30年度 等が虐待による死亡と断定できない れた事例も合わせて計上されている 例が存在しており、わが国において	亡数(課題4-1)」の最終評価でも示さ 和元年度では、心中以外は58人(平成 人(平成28年度)、52人(平成29年度) 成24年度)、33人(平成25年度)、27人 、21人(令和元年度)と推移している とした事例のうち、専門委員会(※)が 。このように、虐待以外による死亡とも と関連する多機関が連携したCDRの約 虐待等要保護事例の検証に関する専	223年度)、51人(平成24年度)、36人 、4人(平成30年度)、57(令和元年院 、4平成26年度)、32人(平成27年度) 。さらに、平成27年度(第13次報告)」 検証した結果、虐待による死亡事例 考えられていたが専門委員会によっず 吉果判断された症例数を考慮した集託	(平成25年度)、44人(平 変)と推移しており、 、28人(平成28年度)、13 以降の値には都道府県 として取り扱うと判断さ に信待事例と判断される		
評価 		本指標の評価に当たっては、CDRで	把握される症例数を考慮した集計がぬ	必要であり、現状では「4. 評価できな	い」と判断した。		
調査・分析上の認	果題		はばらつきが大きい。児童相談所や 標の今後の経過にも留意する必要がま				
残された課題		程にある者及びその保護者並びに対 法律第百四号(平30・12・14))が定め 護事例の検証に関する専門委員会で	いて定義を統一した死亡数算出の標準 任産婦に対し必要な成育医療等を切れ いられ、今後、我が国においてもCDR!で で把握されなかった死亡症例を把握す を考慮した集計が必要である。また、リ	れ目なく提供するための施策の総合6 こより、警察庁や社会保障審議会児₃ 「る体制を構築する方向性が示された	りな推進に関する法律 董部会児童虐待等要保 こ。本指標の評価に当		
	①調査名	「子ども虐待による死亡事例等の検討	証結果等について」の報告書				
	②設問	_					
ベースライン値の データ算出方法	③算出方法	亡事例と合わせて、地方公共団体に 門委員会(※)が個々の事例につい	は表面化した子ども虐待による死亡』 対して詳細を調査し、対象とする事例 て検討して確定した。 虐待等要保護事例の検証に関する専	について、児童虐待防止法の児童原			
	④備考	_					
	①調査名	同上					
	②設問	_					
直近値のデータ算出方法	③算出方法	同上					
	④備考	による死亡事例として取り扱うと判断	3道府県等が虐待による死亡と断定で fされた事例も合わせて計上されてい 虐待等要保護事例の検証に関する専	ర 。)が検証した結果、虐待		

重点課題②:妊娠期からの	児童虐待防					
【健康水準の指標】						
			、ネグレクト等によらない子育てをして「 「	いる親の割合 最終評価		
ベースライン値 	į.	中間評価時の値	直近値	目標値	評価(暫定)	
3・4か月児 0.8% 1歳6か月児 2.2% 3歳児 4.4% (参考 平成26年度) ※無回答を除いた数値 3・4か月児 0.8% 1歳6か月児 2.3% 3歳児 4.6% (参考 平成26年度)		(旧指標) 3・4か月児 7.9% 1歳6か月児 19.7% 3歳児 38.9% ※ベースラインと調査方法が異なる (新指標) 3・4か月児 92.1% 1歳6か月児 80.3% 3歳児 61.1% (平成29年度)	(旧指標) 3・4か月児 6.4% 1歳6か月児 17.3% 3歳児 32.7% ※ベースラインと調査方法等が異なる (新指標) 3・4か月児 93.6% 1歳6か月児 82.7% 3歳児 67.3% (令和2年度)	(新指標) 3・4か月児 95.0% 1歳6か月児 85.0% 3歳児 70.0%	1. 中間評価時から改善 した(②目標に達成して いないが改善した)	
		調査				
平成26年度厚生労働科学码 	开究(山縣班)	母子保健課調査	母子保健課調査 データ分析			
結果		ベースラインのみ調査方法が異なる いもののいずれの健診時も上昇して	るため、中間評価で変更となった指標	の計算方法で比較すると、新指標で	は目標値は達成していな	
分析		において指標の変更があり、「乳幼りることとなった。新指標の値は、子ど感じる親の割合(指標①-2、設問①)につながると考えられる。 なお、ベースラインで得られた割合ではないことに留意する必要がある。	名調査であったが、中間評価以降は早 見期に体罰や暴言、ネグレクト等によら もの成長とともに低下している。子ども でもみられるが、両指標の関連性は は、児童虐待に対する当事者の「主観 また、「健やか親子21(第2次)」以降 を発生割合を示すものではないこと	ない子育てをしている親の割合」を の成長に伴う該当率の変化は、子。 集計データではなく個別データを用し 現的虐待観」を反映しており、児童虐 の設問は子育てにおける親の行動	新たな指標として評価すどもに対して育てにくさをいて評価することが、支援	
評価		1. 中間評価時から改善した(②目標	に達成していないが改善した)			
調査・分析上の課	果題	だ」「7.子どもを激しく揺さぶった」に「 和2年度の都道府県別のデータをみ	関からの通告例など)には、中間評価 1.はい」と回答した例が認められるなと ると、無回答率が高いことが当該自治 別で評価する際には、無回答率の差	、個別支援の上で重要な問診項目体の結果に影響したと考えられるケ	となっている。一方で、令	
残された課題		わが国では2019年の関連法改正によって、親権者による体罰の禁止が法的に明文化された。これに先立ち、健やか親子21(第2次)では、「子どもを健すこやかに育むために 〜愛の鞭ムチゼロ作戦〜」を展開し、体罰によらない子育てを推進し、効果的な手法に関する厚生労働科学研究も実施されてきた。本指標は、そのような取り組みの推進状況を反映するものである。今後は、市町村が親権者に対して、「体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをする」方法や意義について啓発をさらに推進することが必要である。				
	①調査名	平成26年度厚生労働科学研究(山縣	系班)親と子の健康度調査(追加調査)	(3・4か月児、1歳6か月児、3歳児)		
ベースライン値の データ算出方法	②設問	①あなた、または、あなたのパートナーは、子どもを虐待しているのではないかと思うことはありますか。→(1. はい 2. いいえ 3. 何ともいえない) ②(①で、「1. はい」と回答した人に対して)それは、どのようなことですか。(該当するものを全て選択して下さい) →(1. 感情に任せて叩く 2. 食事を長時間与えないなどの制限や放置 3. しつけのし過ぎ 4. 感情的な言葉 5. 激しく揺さぶる 6. その他())				
	③算出方法	①で「1. はい」と回答した人数/全回答数者×100 (※分母に無回答を含む。)				
	④備考	3・4か月児:問12、1歳6か月児:問12	2、3歳児:問12			
	①調査名	母子保健課調査(3・4か月児、1歳6だ	か月児、3歳児)			
	②設問	→(1. しつけのし過ぎがあった 2.	ことがありましたか。あてはまるものす 感情的に叩いた 3. 乳幼児だけを3 子どもの口をふさいだ 7. 子どもを	家に残して外出した 4. 長時間食事		
直近値のデータ算出方法	③算出方法	(旧指標) 選択肢1~7を1つでも回答した人数/全回答者数×100 (※分母に無回答は含まない。) ※各健診時期について: 3・4か月児=(1から7の選択肢をいずれか1つでも回答した者の数 34,951/全回答者数 549,571)×100=6.4% 1歳6か月児=(1から7の選択肢をいずれか1つでも回答した者の数 111,245/全回答者数 641,615)×100=17.3% 3歳児=(1から5の選択肢をいずれか1つでも回答した者の数 217,590/全回答者数 665,864)×100=32.7% (新指標) いずれにも該当しない/全回答者数×100 (※分母に無回答は含まない。) 3・4か月児=(8の選択時を同答) たきの数514,820 /全回答者数 549,571)×100=93,606			17.3% 48.274	
	④備考		から5、および8である。乳幼児健康診 手年度全国データを集積している(全数 別査に報告している。			

重点課題②:妊娠期からの	児童虐待防	止対策			
【健康行動の指標】	□ -				
指標3:乳幼児健康診査の				最終評価	
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	取於計画 目標値	評価(暫定)
(未受診率) 3~5か月児 4.6% 1歳6か月児 5.6% 3歳児 8.1% (平成23年度)		(未受診率) 3~5か月児 4.5% 1歳6か月児 3.8% 3歳児 4.8% (平成29年度) 調査	(未受診率) 3~5か月児 6.0% 1歳6か月児 4.8% 3歳児 5.5% (令和2年度)	(未受診率) 3~5か月児 2.0% 1歳6か月児 3.0% 3歳児 3.0%	4. 評価できない
地域保健·健康増進事	業報告	地域保健·健康増進事業報告	地域保健・健康増進事業報告		
			L データ分析		
結果		1歳6か月児と3歳児ではベースライン	・ 値と比較して減少しているが、3~5ヵ	か月児健診では増加した。	
この指標の目標値は、策定時に入手可能であった平成23年度までの値から近似曲線を作成して策定された。中間評価時点でずれの健診でも、未受診率は減少していた。しかし、ベースラインと比較した令和2年度の値は、1歳6か月児と3歳児では低下し、			歳児では低下したが、3 和2年度は、新型コロナ る。このような健診の開		
評価		3~5か月児は未受診率が増加したた「4. 評価できない」と判断した。	が、1歳6か月児および3歳児は目標に	達していないが改善している状況にな	あるため、指標としては
調査・分析上の影	果題		把握することが児童虐待防止対策と	あるが、未受診者を減らすこと以上に しても重要である。 都道府県や市区町	
残された課題		1)平成29年度子ども・子育て支援推		性を判定し、支援を評価する体制の ための「保健指導マニュアル(仮称) .85	
	①調査名	地域保健·健康増進事業報告 地域	保健編		
ベースライン値の	②設問	_			
データ算出方法	③算出方法	受診率(%)を100%から引いた差とす	する。		
	④備考	他の指標では、3・4か月児健診と表記	記しているが、本指標に限っては同事	業報告の集計に合わせて、3~5か月	児とする。
	①調査名	同上			
直近値のデータ算出方法	②設問				
世世紀以	3算出方法	同上			
	④備考	同上			

重点課題②:妊娠期からの	児童虐待防	止対策						
【健康行動の指標】			7.00 - 44					
指標4:児童虐待防止法で	指標4:児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の通告義務を知っている国民の割合							
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	取於評価 目標値	評価(暫定)			
61.7% (平成26年度)		52.7% (平成30年度) ※ベースラインと調査方法が異なる	同左	E Pr				
		調査		20.004	4 == (T			
母子保健に関する世 (内閣府世論調3		母子保健に関する意識調査 平成30年度子ども・子育で支援推 進調査研究事業「健やか親子21 (第2次)」中間評価を見据えた調査 研究」調査	同左	90.0%	4. 評価できない			
			データ分析					
結果		調査方法はベースラインと異なるが、	、ベースライン値より低下している。					
中間評価では、ベースライン調査と比較して約10ポイントの低下がみられた。中間評価ではインターネット調査を用いたため、の背景が異なる影響は考慮すべきであるが、少なくとも最終評価の目標値を達成して支援を要する親子に気づける環境づくりめには、より一層の啓発活動が望まれる。 分析 分析 分析 分析 分析 の方式を表して、また、小学校入学前の子どもの有無で回答者を分けると、40代男性を除き、子どもがいることによって通告認知度は上昇していた。一方、子どもがい20代と30代の男性における認知度は約30%と、特に低い値であった。さらに、20では、子どもの有無による認知度の差は少なかった。これらの結果から、今後は「知っている」と回答した割合が低い「小学校入子どもがいない」層や若年層への啓発が重要と考えられる。			がける環境づくりをするた男性43.8%く女性 ことによって通告義務のった。さらに、20代女性					
評価		ベースライン値と中間評価の調査を判断した。	方法が異なり、中間評価の後に再調査	をが実施されていないため、指標として	ては「4. 評価できない」			
調査・分析上の誤	果題	性がある。また、他の性別・年代と異	マーネット調査を用いたため、調査方法なり40代男性では、小学校入学前の 性別、年齢、子どもの有無などの特性 も課題である。	子どもがいることで認知度が低下して	いた。本指標のような			
残された課題		て問う内容であり、対象者の背景ににおける通告義務の認知度が低値でい層にとって、児童虐待防止対策が	低下に影響した可能性は否定できな かかわらず、一定の水準に認知度を高 であった点は、注目に値すると考える。 自分と関わりが薄い「他人事」と捉え。 どもとの関わりが少ない層を対象に含 発活動の展開が必要である。	島める必要がある。特に、小学校入学 。今後、より詳細な検討が必要である られている可能性も考えられる。従っ	前の子どもがいない人 が、子どもが周囲にいな て、児童虐待を防止し子			
	①調査名	平成26年度母子保健に関する世論語	周査					
ベースライン値の データ算出方法	②設問		、または疑いのある児童を発見したら ひような義務があることを知っていまし 分からない)		などに知らせることが義			
/ /异四기丛	③算出方法	「ア. 知っていた」と回答した者の人数	枚/全回答者数×100					
	④備考	_						
	①調査名	母子保健に関する意識調査(平成30 研究」調査)	年度子ども・子育て支援推進調査研	究事業「「健やか親子21(第2次)」中	間評価を見据えた調査			
直近値のデータ算出方法	②設問		、または疑いのある児童を発見したら)ような義務があることを知っていまし 3. 分からない)		などに知らせることが義			
	③算出方法	「1. 知っていた」と回答した者の人数 ※(知っていた 1,264/全回答者数						
	④備考	インターネットを用いた意識調査。対	象は20代~60代と70代以上の男女名		ーーーー だれ200人)とした。			

重点課題②:妊娠期からの	児童虐待防	止対策			
【健康行動の指標】	- 	+ to			
指標5:乳幼児揺さぶられ症 ベースライン値		を知っている親の割合 中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)
94.3%				口	
(平成26年度) ※無回答を除いた 96.4%		97.3% (平成29年度)	97.6% (令和2年度)	100%	1. 改善した(②目標に 達していないが改善し
(平成26年度)		<u> </u> 調査		10070	た)
平成26年度厚生労働科学码	研究(山縣班)		母子保健課調査		
			 データ分析		<u> </u>
結果		ベースライン値と比較して3ポイントの			
乳幼児揺さぶられ症候群(SBS、Shaken Baby Syndrome)が発生する背景には、泣きやませようとしても泣き止まない乳幼児の泣き行動(パープル・クライング)と育児不安や育児ストレスといった、どの家庭にも存在する因子がある。本指標はペースでいた。「に高い値となっていたため目標値を100%と設定されたが、令和2年度の値は目標値に近い値まで到達した。一方、中間評価時点で行った、厚生労働省の依頼に対して個別データを任意提出した約300自治体を対象とした分析では、設問に「はい」と回答する者と比較した「いいえ」と回答するオッズ比は、喫煙歴がある母親(指標A-5 2.03倍、指標A-6 2.09にくさをいつも感じている者(指標①-2 3.12倍)、その解決方法を知らない者(指標①-2 1.91倍)、子どもの発達過程を知らな分析 標①-3 3.75倍)などで高かった。平成27年に行われた調査・1つでは、回答した自治体の約7割が本疾患の啓発を行っているが、行動変容を促すまで至らない内容の取り組みも少なくないと考えられていた。今後は、本疾病に関する知識が届きにくい親に発活動や、「赤ちゃんが泣きやまない」時の対処行動について広と啓発することが必要である。1) 平成27年度国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)【成育疾患克服等総合研究事業】乳幼児期の健康診査を対な保健指導手法等の開発のための研究班乳も幼児健康診査における保健指導と評価の標準的な考え方 P.67 http://www.achmc.pref.aichi.jp/sector/hoken/information/pdf/ronten.pdf			指標はベースラインで既 した分析では、本指標の 指標A-6 2.09倍)、育て 達過程を知らない者(指 を行っているが、住民の 届きにくい親に対する啓		
評価		1. 改善した(②目標に達していない)	が改善した)		
調査・分析上の影	題	して無回答であった者の特性も考慮	べての保護者が児童虐待防止のため する必要があるが、上記の個別データの場合に揺さぶりの危険性をしっかり	タを分析すると、無回答者の60~709	%は他の設問の多くにも
残された課題		「揺さぶることが危険」という知識を、「揺さぶらない」との健康行動につなげるためのポピュレーションアプローチの健康教育の手法や、「2.いいえ」の回答者のみでなく無回答者に対する問診場面での個別対応について検討する必要がある。なお、現在は乳幼児を揺さぶること自体の危険性の啓発や予防を教育する場面を除き、SBSではなく「虐待による乳幼児頭部外傷(AHT、Abusive Head Trauma in Infants and Children)」を名称として用いることが日本小児科学会等でも推奨されている。これは、SBSの名称にも用いられる「揺さぶり」がAHTの病態の一部分を示すのみであり、「揺さぶり」と表現することで「偶発的な事故や内因性の頻態ではおよそ説明し難い頭部外傷を負った小児が存在する」という問題の本質よりも、「揺さぶり」のみに限定して注意が向けられることで、論点の混乱が起きかねないためである(虐待による乳幼児頭部外傷(Abusive Head Trauma in Infants and Children)に対する日本小児科学会の見解(日本小児科学会2020年8月))。			
	①調査名	平成26年度厚生労働科学研究(山県	系班)親と子の健康度調査(追加調査)	(3・4か月児)	
ベースライン値の	②設問	赤ちゃんが、どうしても泣き止まない (乳幼児揺さぶられ症候群)を知って →(1. はい 2. いいえ)	時などに、赤ちゃんの頭を前後にガク いますか。	ガクするほど激しく揺さぶることによ	って、脳障害が起きること
データ算出方法	③算出方法	「1. はい」と回答した者の人数/全回	答者数×100 (※分母に無回答を含	む。)	
	4.備考	3・4か月児:問11			
	①調査名	母子保健課調査(3・4か月児)			
古にはのご も笠山土は	②設問	同上			
直近値のデータ算出方法	3算出方法	「1. はい」と回答した者の人数/全回 (「はい」と回答した人数 581,915/全	答者数×100 (※分母に無回答は含 回答者数 596,376)×100=97.6%	まない。)	
	④備考		診から必須問診項目に入れ、母子保 収集・集計し、母子保健課調査に報告		責する(全数対象)。各地

		票に対する最終評価に向けた分析シー	- Ի				
基盤課題②:切れ目ない好 【環境整備の指標】	E産婦・乳幼児	えへの保健対策					
		する等して、妊婦の身体的・精神的・神		区町村の割合(基盤課題A-12再掲) 最終評価	Exp term value 1		
ベースライン値	I	中間評価時の値	直近値	目標値	評価(暫定)		
92.8% (平成25年度)		98.0% (平成29年度) 調査	99.4% (令和2年度)	100%	1. 改善した(②目標に 達成していないが改善		
母子保健課調	查	母子保健課調査	母子保健課調査		した)		
結果		ベースラインと比較して7ポイント上		.t- ,			
分析		ベースライン調査後、設問の変更」 づいて全員または必要な妊婦等に份 間評価、令和2年度と上昇し、ほぼ11 が特定妊婦の把握や支援を子育で	まないが、但し書きとして「把握してい 保健師等が個別支援する体制がある 00%の市区町村が妊婦の身体的・程	るとは、アンケートを実施しているだけ こと」と追記された。その上で、ベース 神的・社会的状況を把握することとな 予定により、妊娠届出時に保健師等	ライン値と比較して、中 よった。これは、市区町村		
評価		1. 改善した(②目標に達成していな)	いが改善した)				
調査・分析上の認	果題	特記すべき事項なし					
残された課題		を専門職が担当し、状況の把握を行 援プランの策定など、より具体的なる	うことが位置づけられ、個々の妊婦の 援が機能するようになってきている。	ことによって、妊娠の届出、母子健康 の身体的・精神的・社会的な情報を得 今後は、子育て世代包括支援センタ・ ・社会的状況について把握するだけで	て、それに合わせた支 ーは子ども家庭セン		
	①調査名	平成25年度母子保健課調査(市区町	T村用)				
		設問①:妊娠届出時にアンケートをラ → (はい:1 いいえ:0)	 実施する等して、妊婦の身体的・精神	的・社会的状況について把握している	3.		
	②設問	※看護職等専門家とは、看 専門職が交付している場合は、回答 設問③:設問②で「はい」の場合は、 → (1.全員 2.希望者 3.	及問②: 看護職等専門職(※)が母子健康手帳の交付を行っている。(はい:1 いいえ:0) ※看護職等専門家とは、看護職(保健師・財産師・看護師)・推看護師および社会福祉士、心理職等の専門職。看護職以外の 専門職が交付している場合は、回答欄(こ(はい:1)を選択の上、備考欄(ご職種を記載)。 段問③: 設問②で「はい)の場合は、看護職等専門職が交付している対象者。 (1. 全員 2. 希望者 3. 必要と認められる者 4. 看護職等専門職がいる窓口で届出した者のみ) 段問④: 設問①で「はい」、かつ設問②で「いいえ」の場合、看護職等専門職への情報提供や連携を行っているか。				
	3算出方法	「はい」と回答した市区町村数/全市区町村数×100					
ベースライン値の データ算出方法	④備考	→ (はい:1 いいえ:0) 回答結果:「はい」1,617か所 算出方法:「はい」と回答した市区町 (参考設問) 設問②: 看護職等専門職(※); 「はい」1,623か所、「い 「はい」1,623か所、「い 「はい」1,623か所、「い 「はい」1,623か所、「い 「はい」2回答した市区 ※看護職等専門職とは、 看護職等専門職とは、 看護職等専門職とは、 名種職等専門職とは、 看護職等専門職がし、 ・金員 2.希望者 3.必要と認められる者 4.看護職等専門職がし、 5.無回答(3か所) 設問④: 設問④で「はい」、かつ → (はい:1 いいえ:0) 設問①で「はい」、かつ 「はい」と回答した市区に	を施する等して、妊婦の身体的・精神、「いいえ」125か所 村数/全市区町村数×100=1,617/1 が母子健康手帳の交付を行っているいえ」119か所 町村の割合=1,623/1,742×100=5 看護職(保健師・助産師・看護師・准・で交付している場合は、回答欄に(はし合は、看護職等専門職が交付している。3.必要と認められる者 4.看護師・7/1.6 「24/1.8 な窓口で届出した者のみ 273/1.6 砂設問②で「いいえ」の場合、看護職等 とと問題である。看護職等 といる窓口で届出した者のより といる窓口で届出した者のより といる窓口で「いいえ」と回答した市区町で	。(はい:1 いいえ:0) (3.296 「種類的および、社会福祉士、心理職 (1)を選択の上、備考欄に職種を記 (3)対象者。 有効回答1,620か所 (3)等専門職がいる窓口で届出した者の (20×100=79.496 (20×100=3.396 (20×100=16.996	等の専門職。 載。 D み)		
	①調査名	母子保健課調査(市区町村用)					
	②設問	→ (はい:1 いいえ:0)		・社会的状況について把握している(に基づいて全員または必要な妊婦等			
	③算出方法	→(はい:○ いいえ:× 回答結果:「はい」1,730か所	に施する等して、妊婦の身体的・精神)	的・社会的状況について把握している 所/1.741か所×100=99.4%	<u> </u>		
直近値のデータ算出方法	④備考	(参考設問) 設問②看護職等専門職(※)が母- 「はい」1712か所 「はい」1712か所 「はい」と回答した市区町村の (※)看護職等専門職とは、看護 設問③設問②で「はい」の場合は、 → (1.全員 2.希望者 3.g 1.全員 2.希望者 3.g 2.希望者 3.g 4.看護職等専門職がいる窓口 設問④ 設問①で「はい」、かつ設 → (はい・〇 いいえ:※)	子健康手帳の交付を行ている(はい: 割合=1,712/1,741=98.3% 歳(保健師・助産師・看護師・准看護師 看護職等専門職が交付している対象 必要と認められる者 4. 看護職等専 1,557か所/でなし 7か所/1,712 で届出した者のみ 148か所/1,313 間②で「いいえ」の場合、看護職等専	○ いいえ:※) n) および社会福祉士、心理職等の専 を者。 p門職がいる窓口で届出した者のみ ,712か所×100=90.9% 2か所×100=0.4% 112か所×100=8.6% 門職への情報提供や連携をおこなっ			
		→ (はい:O いいえ:×)	で「いいえ」と回答した市区町村数		ているか		

重点課題②:妊娠期からの	児童虐待防	止対策						
【環境整備の指標】		A						
指標7:対象家庭全てに対し、乳児家庭全戸訪問事業を実施している市区町村の割合								
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)			
事業実施率 99.0% (平成26年4月1日) 対象家庭全てを訪問した市区町村の 割合 27.5% (平成26年度)		事業実施率 99.6% (平成29年4月1日) 対象家庭全でを訪問した市区町村 の割合 48.1% (平成28年度)	事業実施率99.9% (平成31年4月1日)	事業実施率 100% 対象家庭全てを訪問した市区町村 の割合	4. 評価できない			
		調査		100%				
雇用均等·児童家庭局 虐待防止対策室記		子ども家庭局家庭福祉課 虐待防止対策推進室調べ	子ども家庭局家庭福祉課 虐待防止対策推進室調べ					
			データ分析	•				
結果 		ベースライン値と比較して、中間評価 値は増加している。	i値は増加している。事業実施率は参	考値であるが、ベースライン値、中間	評価値と比較して直近			
分析		必要な支援を実施して育児の孤立化	を防ぐ重要な支援策である。ベース 把握を行っている。したがって、すべて	くなるとされる時期に家庭を訪問し、 ライン値と比較して中間評価で得られての子どもが健やかに育つことができ ほい値に留まっている現状がある。	た値は増加しており、ほ			
評価		「対象家庭全てを訪問した市区町村の	の割合」の直近値が得られていないか	こめ、指標としては「4. 評価できない」	と判断した。			
調査・分析上の誤	題		実施率との乖離がある。したがって、! されているのかを把握できる指標の!	乳児家庭全戸訪問事業の対象家庭で 段定が必要である。	あるが、支援者が訪問			
残された課題		本指標の真の目的は全戸の訪問を達成することではなく、支援を必要とする親子を把握し、妊娠期からの切れ目のない支援を届けることである。今後は、子ども家庭センターが妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握するだけでなく、妊娠期からの切れ目のない支援を提供するための適切なサポートプランの立案と実施が求められており、その実施状況を把握することで支援の質を評価することも必要である。また、支援対象者の把握基準の評価、実施した訪問事業の評価を保健所や都道府県単位で行うことで、実施率だけでなく質も高まることが期待される。						
	①調査名	雇用均等・児童家庭局総務課虐待防	5止対策室調べ					
ベースライン値の	②設問	→(①実施している、②乳児家庭全戸問5貴市町村で訪問対象としている対	訪問事業と同様の効果のある別事					
データ算出方法	③算出方法	・事業実施率 乳児家庭全戸訪問事業と同様の効果のある別事業等を実施している場合等を含めた実施市区町村数/全市区町村数×100・対象家庭全てを訪問した市区町村の割合 乳児家庭全戸訪問事業の対象者(家庭)全てに訪問した市区町村/対象者がいた全市区町村×100						
	④備考	_						
	①調査名	子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対	対策推進室調べ					
直近値のデータ算出方法	②設問	答してください。 →(①実施している、②実施していな	い、③同様の効果のある別事業を実 成28年度中に全て訪問しましたか。 で訪問、②一部訪問できなかった)	以下の①及び②のうち、いずれか1つ				
	3算出方法	同上						
	④備考	_						

重点課題②:妊娠期からの	児童虐待防	止対策					
【環境整備の指標】							
指標8:養育支援が必要と認めた全ての家庭に対し、養育支援訪問事業を実施している市区町村の割合 最終評価 最終評価 最終評価 最終評価							
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	取終評価 目標値	評価(暫定)		
事業実施率 81.2% (平成26年4月1日) 対象家庭全てを訪問した市区町村の 割合 66.9% (平成26年度)		事業実施率 84.8% (平成29年4月1日) 対象家庭全てを訪問した市区町村 の割合 83.6% (平成28年度) 調査	事業実施率87.8% (平成31年4月1日)	事業実施率 100% 対象家庭全でを訪問した市区町村 の割合 100%	4. 評価できない		
 雇用均等·児童家庭局	1.4公3女=田		 子ども家庭局家庭福祉課				
准用均等·児童家庭局 虐待防止対策室記		虐待防止対策推進室調べ	でも多庭局多庭福祉課 虐待防止対策推進室調べ データ分析				
				 参考値であるが、ベースライン値、中I	明証にはいいおいてまて		
結果 		ヘースフィン値と比較して、中间評値は増加している。	価 但は増加している。 事業美施率は		前評価値と比較して直近		
分析		養育支援訪問事業は、把握した支援	対象者に支援を実施する重要な手見 が健やかに育つことができる環境整	子育て支援対象者を把握している。本 なの一つである。ベースライン値と比東 K備が進んでいるものと考えられる。し	対して中間評価で得られ		
評価		「対象家庭全てを訪問した市区町村	の割合」の直近値が得られていないか	ため、指標としては「4. 評価できない」	と判断した。		
調査・分析上の影	題		頁型の支援がある。本来は、対象者の	R育士、児童指導員等が実施)と、育り け、沢により両者を使い分ける必要が			
残された課題		本指標の真の目的は、対象者の状況に応じて、妊娠期からの切れ目のない支援を届けることである。今後は、子ども家庭センターが 妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握するだけでなく、妊娠期からの切れ目のない支援を提供するための適切なサポート ブランの立案と実施が求められており、その実施状況を把握することで支援の質を評価することも必要である。また、支援対象者の把 握基準の評価、実施した訪問事業の評価を保健所や都道府県単位で行うことで、実施率だけでなく質も高まることが期待される。					
	①調査名	雇用均等・児童家庭局総務課虐待隊	5止対策室調べ				
ベースライン値の	②設問	→(①実施している、②養育支援訪問 問7訪問対象としている対象者(家庭	引事業と同様の効果のある別事業で	問しましたか。	ください。		
データ算出方法	③算出方法	・対象家庭全てを訪問した市町村の		さめた実施市町村数/全市町村数×	100		
	④備考	_					
	①調査名	子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対	対策推進室調べ				
直近値のデータ算出方法	②設問	答してください。 →(①実施している、②実施していな 問11(1)中核機関において養育支援	い、③同様の効果のある別事業を実 の必要の可能性があると判断した家	②のうち、いずれか1つ該当するもの 施ている) 庭について、その全てを訪問しました ①すべて訪問した、②一部訪問できれ	か。以下の①		
	③算出方法	同上					
	④備考	_					

重点課題②:妊娠期からの	児童虐待防	止対策				
【環境整備の指標】 指標9:特定好婦 要支援家	京庭 要保護	家庭等支援の必要な親に対して グ	ループ活動等による支援(市町村への)支揺も含む)をする体制がある県型	保健所の割合	
ベースライン値		中間評価時の値	直近値	最終評価目標値	評価(暫定)	
30.3% (平成25年度)		14.1% (平成29年度)	8.8% (令和2年度)			
		調査		100%	3. 悪くなっている	
母子保健課調査	Ě	母子保健課調査	母子保健課調査			
			データ分析		-	
結果		ベースラインの設問の注釈が異なる	が、令和2年度の値はベースライン値	より減少している。		
第1次で策定された「育児不安・虐待親のグループの活動の支援を実施している保健所の割合(指標4-17)」では、第1次中46.0%、第2回中間評価45.5%、最終評価31.3%と低下していた。しかし、指標の対象を保健所の事業のみとしたため、実際にいるグループ活動の広まりと乖離している可能性を考慮し、「評価できない」とされた。また、第1次では、育児不安をもつ親とがた親の両者がグループ活動の対象者とされていた。この点について、対象者を分けて検討すべきとの意見があり、本指標の交会的ハイリスクの妊婦や親となった。本指標値はベースライン値と比較して悪化しているが、設問の注釈の違いが影響した可能性がある。ベースラインでは市町事業への支援を含めたが、その事業「評価」の実施は問わなかった。しかし、中間評価以降では、市町村による事業の支援は分が動き「評価」して支援を行っている場合としている。この設問を変更した意図は、社会的ハイリスクの妊婦や親を対象とするグリ動等は、市区町村や保健所において、児童虐待予防のための育児支援として重要であり、単に支援を実施するだけでなく、そ(Plan)一実施(Do)一評価(Check)一改善(Act)のPDCAサイクルに基づいて運営することが望ましいためである。令和2年度は間評価より悪化した要因には、新型コロナウイルス感染症の影響が挙げられる。令和2年度は、県型保健所が新型コロナウイ症の対策に時間や人員を要したり、感染予防の観点から研修会自体が中止されたこと考慮する必要がある。本指標と同様に保健所の体制について評価した指標①-5では、県型保健所と管内市町村における指標の達成率において終するな関連性はみられなかった。県型保健所には市町村をサポートして重層的に取り組むことが期待されるが、本指標や打の中間評価を踏まえて、市町村の母子保健施策に対する保健所の支援のあり方について検討すべきと考える。			ため、実際に行われて 下安をもつ親と虐待をし 5り、本指標の対象は社 ラインでは市町村による 5事業の支援は、その活 対象とするグループ活 がだけでなく、その企画 る。令和2年度の値が中 新型コロナウイルス感 成率において統計学的 が、本指標や指標①-5			
評価		3. 悪くなっている				
調査・分析上の誤	題	成育医療等基本方針の取り組みでは	したことで、数値として減少したことに は市町村に対する保健所の支援のあ 要となった場合は、保健所の回答が「	り方について再検討が必要である。さ	また、市町村の経験が増	
残された課題		よって行われるため、県型保健所で	、、第2次の双方で悪化している。この は市町村の母子保健事業の支援より めには、保健所が市町村のニーズを	も他の事業の優先度が高くなっている	る可能性が推察される。	
	①調査名	平成25年度母子保健課調査(都道府	5県用)			
ベースライン値の データ算出方法	②設問	る県型保健所の数(箇所数)。	等支援の必要な親に対して、グルー 営ルールを明確に定め、公的責任に			
<i>了一</i> 岁异山万法	③算出方法	支援をしていると回答した県型保健所数/全県型保健所数×100				
	④備考	_				
	①調査名	母子保健課調査(県型保健所用)				
直近値のデータ算出方法	②設問	→(はい:○ いいえ:×) (※)支援とは、支援の必要な親を対	等支援の必要な親に対して、グルー 象としたグループ活動を直接行ってし 営ルールを明確に定め、公的責任によ	いる場合だけではなく、市町村が行っ	ている親のグループ活	
	③算出方法	「はい:〇」と回答した県型保健所数 ※(「はい」と回答した県型保健所数	/全県型保健所数×100 31/全県型保健所数 354)×100=8	3.8%		
	④備考	_				

<u>≦点課題②∶妊娠期からの</u> 環境整備の指標】)児童虐待防	止対策			
f標10:要保護児童対策均		実務者会議、若しくはケース検討会議 に産婦人科医療機関が参画しているで	議に、産婦人科医療機関の関係職種(市区町村の割合	産婦人科医又は看護師や助産師)	が参画している市区町村
ベースライン値		中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)
12.9% (平成27年4月1日	∃)	14.9% (平成29年4月1日)	20.0% (令和元年度)		1. 改善した(①目標を
雇用均等·児童家庭局 虐待防止対策室記		調査 子ども家庭局家庭福祉課 虐待防止対策推進室調べ	子ども家庭局家庭福祉課 虐待防止対策推進室調べ	増加	達成した)
72 3 3 3 3 3 3 3 3 3		/ [14] (14) (14) (14) (14)	データ分析		
結果		ベースライン値から増加傾向にある。	,		
分析		医療機関の関係職種が参画する意能という現状も考えられる。各市区町妊娠期から児童虐待防止を考えた人科医療機関との連携が不可欠で表握しアセスメントをしている市区町村支援の実施だけでなく、支援過程の機関との「連絡」体制だけでなく、顔(1)平成27年度国立研究開発法人由たな保健指導手法等の開発のためる乳幼児健康診査における保健指導と		婦人科医療機関が担う業務量の多められる。 かいイリスク妊婦)の把握や継続的な に決を把握した以降に、継続的に社会 は決めな状況が短期間に変動する 援の改善も必要である。連絡票など で望まれる。	さなどにより参画できな ま支援のためには、産婦 またのハイリスク妊婦を把 ため、多機関連携による を用いた産婦人科医療
評価		1. 改善した(①目標を達成した)			
調査・分析上の影	果題	「ケース検討会議に、産婦人科医療機関の関係職種(産婦人科医又は看護師や助産師)が参画している市区町村」という指標方法は、状況変化を見る数値としての適切性を検討する必要がある。なぜなら、ケース検討会議は組織的に計画する事業といは、個別ケースに対して実施され、偶発的な要素をもつためである。1件でもあれば「該当する」」になるため市区町村の評価指標の妥当性を再検討する必要がある。また、「実務者会議に参画する」という点についても、代表者が地域の他の産婦人科医療機代表者として、実務者会議の検討内容を他医療機関と共有できる可能性の少ないことや、定期的に会議に参加する意義につい効性の面から再検討する必要があろう。しかし、要保護児童対策地域協議会に産婦人科の医療機関が参画することで多機関が共有して妊娠期からの児童虐待防止対策をする意義は高いことから、引き続き、産婦人科医療機関が要保護児童対策地域協善参画しているかという指標として継続する必要がある。			+画する事業というより ≤町村の評価指標として D産婦人科医療機関の 加する意義について、実 「ることで多機関が情報
残された課題		市区町村が多いことは、虐待の発生ないという現状も考えられる。新型コ	て以降も、産婦人科の医療機関の関 予防に向けては、大きな課題である。 ロナウイルス感染症の感染拡大に伴 よって、参画しやすい環境づくりを行	産婦人科医療機関が担う業務量の い、市区町村では会議のオンライン・	多さなどにより参画でき
	①調査名	雇用均等·児童家庭局総務課虐待防	5止対策室調べ		
ベースライン値の データ算出方法	②設問	地域協議会を構成する機関として、以下の各項目で、該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。 (2) 医療機関・教育機関・福祉施設等 ※①については、当該病院・診療所における診療科について、該当するものには「1」を該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください → ①預院・診療所→診療科「小児科、産科・産婦人科、精神科、歯科、その他診療科]			
	3算出方法	要保護児童対策地域協議会で産婦 市区町村×100	人科医療機関が参画している市区町で	村/要保護児童対策地域協議会の	設置済み全
	④備考	_			
	①調査名	 子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対 	対策推進室調べ		
直近値のデータ算出方法	②設問	をそれぞれ回答してください。 (2)医療機関・教育機関・福祉施設等 ※①については、当該病院・診療所 回答してください	する機関として、以下の各項目で、該 における診療科について、該当するも 、産科・産婦人科、精神科、歯科、そく	のには「1」を該当しないものには「0	
	3算出方法	同上			
	④備考	_			

重点課題②:妊娠期からの	児童虐待防	止対策					
【環境整備の指標】 ***・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
指標11:関係団体の協力を得て、児童虐待に関する広報・啓発活動を実施している地方公共団体の割合							
ベースライン値		中間評価時の値	直近値	東於計画 目標値	評価(暫定)		
54.9% (平成25年度)		61.6% (平成29年度) ※参考:都道府県 85.1% (平成29年度)	67.7% (令和2年度) ※参考·都道府県 93.6% (令和2年度)	100%	1. 改善した(②目標に 達成していないが改善		
					した)		
母子保健課調	查	母子保健課調査	母子保健課調査				
			データ分析				
結果		ベースライン値から13ポイント上昇し	たが、目標値に到達していない。				
分析		児童虐待防止法では、地方公共団体の責務として「児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動」に努めることが定められている。このため、2024年度の最終評価目標値は100%と、ベースライン値から大きく増加することを求めた設定になっている。また、本指標の設問では、「関係団体の協力を得て」広報・啓発活動をすること求めている。このため、該当率には広報・啓発活動を地方公共団体が単独で企画している場合は含まれないことが、増加幅が限定的であった一要因の可能性は否定できない。しかし、本指標値は最終評価の目標値に遠く及ばない状況であり、市区町村による啓発の推進が求められる。			t100%と、ベースライン B・啓発活動をすることを とが、増加幅が限定的		
評価		1. 改善した(②目標に達成していない	いが改善した)				
調査・分析上の認	果題	特記すべき事項なし					
残された課題		今後は、都道府県との縦の連携だけでなく、要保護地域対策協議会との横の連携を行うことで、重層的な対策を講じることが望まれる。オレンジリボン活動などを積極的に行っている好事例が公表 ¹⁾ されており、取り組みをしていない地方公共団体にとって成育医療等基本方針に基づいた児童虐待防止対策の参考となるものと考えられる。 1) 認定特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワーク http://www.orangeribbon.jp/report/organization/					
	①調査名	平成25年度母子保健課調査(市区町	[村用]				
ベースライン値の データ算出方法	②設問	関係団体(※1)の協力を得て、児童 (※1)都道府県や市町村の要保護地 (※2)都道府県や市町村が実施する 啓発活動、その他広報活動等。			·ジリボンをはじめとする		
	③算出方法	「1. はい」と回答した市区町村数/全市区町村数×100					
	④備考	_					
	①調査名	母子保健課調査(市区町村用、参考	:都道府県用)				
	②設問	同上					
直近値のデータ算出方法	③算出方法	「はい:〇」と回答した市区町村数/全 (「はい」と回答した市区町村数 1,17 参考:(広報・啓発活動を実施してい	78/全市区町村数 1,741)×100=67.7				
	④備考	_					

重点課題②:妊娠期からの	児童虐待防	止対策			
【環境整備の指標】	- 7 / 41 4 44	一7压床燃服 0.半			
指標12:児童虐待に対応す				最終評価	
ベースライン値 		中間評価時の値	直近値	東於評価 目標値	評価(暫定)
1,034か所 (平成28年4月1日時	寺点)	同左	同左		
		調査		全ての三次と二次	4. 評価できない
医政局地域医療計画 (救急医療提供体制の3		医政局地域医療計画課調査 (救急医療提供体制の現況調べ)に て実施予定	同左	救急医療機関数	11100 00 0.0
			データ分析		
結果		_			
分析		_			
評価		中間評価以降の値が得られていない	・ため、指標としては「4. 評価できない	い」と判断した。	
調査・分析上の誤	果題	_			
残された課題		着実に促すため、これらを調査対象。 る。また、虐待対応は医学的判断の ②)」を設置するなどの体制が望ましいない医療機関においては、このよ	とした。「外部機関との連携窓口を明 みでなく総合的に判断し対応する必引 い。大阪府 ¹¹ では、医療機関の体制器 5な事例を参考とすることも方策と考 おける子ども虐待予防・早期発見・初	要があるため、多職種による「児童虐を を備を含むマニュアルを作成し公開し	は院外連携が可能とな 時に関する委員会(設問 ており、体制を整備して
	①調査名	医政局地域医療計画課調査(救急医	を療提供体制の現況調べ)		
ベースライン値の データ算出方法	②設問	三次救急医療機関と二次救急医療機関のうち、次の①と②の両方を満たす医療機関の数(箇所数) ①外部機関との連携窓口を明確にしている。 ②児童虐待に関する委員会、または児童虐待マニュアル、または職員対象の児童虐待に関する研修がある。			
	③算出方法	該当する医療機関数を計上			
	④備考	※三次救急医療機関(259施設)+二 平成25年3月31日時点)	上次救急医療機関(2,904施設)=3,16	3施設(医政局地域医療計画課調べ	
	①調査名	医政局地域医療計画課調査(救急医	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
直近値のデータ算出方法	②設問	三次救急医療機関と二次救急医療根 ①外部機関との連携窓口を明確にし ②児童虐待に関する委員会、または			
	③算出方法	①と②のいずれにも該当する医療機	関数を計上		
	④備考	_			

重点課題②:妊娠期からの	児童虐待防	止対策			
【参考とする指標】		· /+ Julian · A. J Julian			
参考指標1:児童相談所に		『待相談の対応件数 I		最終評価	
ベースライン値	Ī	中間評価時の値	直近値	取於計価 目標値	評価(暫定)
66,701件 (平成24年度)		133,778件 (平成29年度)	205,044件 (令和2年度)		
		調査		_	_
福祉行政報告係	FI]	福祉行政報告例	福祉行政報告例		
			データ分析		
結果		ベースラインと比較して、中間評価時	で約2倍、令和2年度で約3倍に増加	し、極めて状況が悪くなっている。	
全対応件数はベースライン値と比較して大きく増加している。この増加については2点の理由が考えられる。第1点は、心理的は増加である。相談経路として警察等からDV目撃による心理的虐待の通報の増加が顕著である。第2点目は、身体的虐待、ネグし分析 増加である。相談経路別でみると、警察等からの増加の他、身体的虐待は学校等と近隣・知人からの増加、ネグレクトは近隣・5 らの増加が見られる。いずれも指標②-1で死亡例に明らかな減少が認められないことと呼応して、児童虐待の発生は増加してし断できる。一方、性的虐待は、対応件数そのものが少なく、いまだ未対応例が存在する可能性が示唆される。			∤体的虐待、ネグレクトの グレクトは近隣・知人か		
評価		_			
調査・分析上の認	題	今回の分析のように、児童相談所のごとの数値を評価の対象にすること。	の対応件数の推移は、虐待の種別に も考慮すべきである。	よって異なる意味を持つ。今後は、総	数とともに虐待の種別
残された課題		「健やか親子21(第2次)」の策定時頃から、特定妊婦や要支援児童への支援、子育て世代包括支援センター事業、産婦健診事業など、児童虐待の発生予防に向けた取り組みが事業化された。しかし、このデータに見られるように児童虐待の発生は依然増加しており、これらの事業の着実な実施が求められる。また、DV目撃が心理的虐待となりうることに関して周知をすることで予防できるケースが、一定数存在する可能性があると考えられる。			
	①調査名	福祉行政報告例			
ベースライン値の	②設問	_			
データ算出方法	③算出方法	児童相談所における児童虐待相談の対応件数			
	④備考	_			
	①調査名	同上			
直近値のデータ算出方法	②設問	_			
巨匹心の)―ク昇山万広	③算出方法	同上			
	④備考	_			

重点課題②:妊娠期からの児童虐待防止対策									
【参考とする指標】 参考指標2:市町村における児童虐待相談の対応件数									
参与相保2: 川町村における元里信付付 ベースライン値		中間評価時の値	直近値	最終評価 目標値	評価(暫定)				
73,200件 (平成24年度)		106,615件 (平成29年度)	155,598件 (令和2年度)	日保胆					
		調査	_	_					
福祉行政報告例		福祉行政報告例	福祉行政報告例						
			データ分析						
結果		ベースラインと比較して、中間評価時で約1.5倍、令和2年度で約2倍に増加している。市町村の総対応件数は増加し、中でも(警察からの通報によらない)心理的虐待、ネグレクトが増加している。また身体的虐待も増加の傾向にあり、状況は悪化している。							
分析		児童相談所だけでなく、市町村においても児童虐待相談対応件数は明らかな増加傾向にある。児童虐待防止対策において児童相 談所と市町村との役割分担および連携の重要性が増している。							
評価		_							
調査・分析上の課題		今回の分析のように、市町村の対応件数の推移は、虐待の種別によって異なる意味を持つ。今後は、総数とともに虐待の種別ごとの数値を評価の対象にすることも考慮すべきである。							
残された課題		「健やか親子21(第2次)」の策定時頃から、特定妊婦や要支援児童への支援、子育て世代包括支援センター事業、産婦健診事業など、児童虐待の発生予防に向けた取り組みが事業化された。しかし、このデータに見られるように児童虐待の発生は依然増加しており、これらの事業の着実な実施が求められる。							
ベースライン値 <i>の</i> データ算出方法	①調査名	福祉行政報告例							
	②設問								
	③算出方法	市町村における児童虐待相談の対応件数							
	④備考	_							
直近値のデータ算出方法	①調査名	ベースラインから変更なし							
	②設問								
	③算出方法	同上							
	④備考								

重点課題②:妊娠期からの児童虐待防止対策									
【参考とする指標】									
参考指標3:要保護児童対策地域協議会に配偶者暴力相談支援センターが参画している市区町村の割合									
ベースライン値		中間評価時の値	直近値	目標値	評価(暫定)				
_		9.2% (平成29年度)	17.1% (令和元年度)						
		調査		<u> </u>	-				
_		子どもを守る地域ネットワーク等調 査	市町村(虐待対応担当窓口等)の 状況調査						
データ分析									
結果		中間評価時から令和元年度の時点で2倍程度に増加した。							
分析		要保護児童対策地域協議会の設置運営状況調査結果の概要(令和元年度)によれば、要保護児童対策地域協議会の構成機関として配偶者暴力相談支援センターが含まれている割合は、指定都市・児童相談所設置市で61%、人口30万人以上の市区で57%と半数以上であるのに対し、人口10~30万人の市区で35%、人口10万人未満の市区で22%、町村では10%未満であった。							
評価									
調査・分析上の課題									
残された課題		児童虐待防止対策を環境整備の視点で検討する際には、本参考指標を引き続きモニタリングしていく必要がある。							
ベースライン値 <i>の</i> データ算出方法	①調査名	市町村(虐待対応担当窓口等)の状況調査							
	②設問	(設問) 要保護児童対策地域協議会を構成する機関として、以下の各項目で、該当するものには「1」を、該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。 (2) 医療機関・教育機関・福祉施設等 ※①については、当該病院・診療所における診療科について、該当するものには「1」を該当しないものには「0」をそれぞれ回答してください。 → (®配偶者暴力相談支援センター)							
	③算出方法	要保護児童対策地域協議会で配偶者暴力相談支援センターが参画している市区町村/要保護児童対策地域協議会の設置済み全市区町村×100							
	④備考	_							
直近値のデータ算出方法	①調査名	ベースラインから変更なし							
	②設問								
	③算出方法	同上							
	④備考								